

第八十四回国
参議院社会労働委員会會議録第五号

昭和五十三年三月二十三日(木曜日)

午前十時二十四分開会

委員の異動

三月二日

辞任

竹内 潔君

堀江 正夫君

小巻 敏雄君

補欠選任

浅野 拡君

亀長 友義君

小笠原貞子君

三月六日

辞任

真鍋 賢二君

補欠選任

林田悠紀夫君

三月十五日

委員林田悠紀夫君は公職選挙法第九十条により退職者となった。

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

和田 静夫君

佐々木 満君

安恒 良一君

小平 芳平君

浅野 拡君

石本 茂君

遠藤 政夫君

亀長 友義君

斎藤 十朗君

福島 茂夫君

森下 泰君

高杉 迪忠君

広田 幸一君

渡部 通子君

小笠原貞子君

柄谷 道一君

国務大臣

労働大臣

政府委員

厚生省医務局長

厚生省社会局長

農林大臣官房予

算課長

運輸大臣官房会

計課長

労働大臣官房審

議官

労働省労働局長

労働省労働基準

局長

労働省職業安定

局長

労働省職業安定

局失業対策部長

自治大臣官房審

議官

事務局側

常任委員会専門

員

説明員

行政管理局行政

管理局管理官

大蔵省銀行局調

査課長

厚生省年金局企

画課長

資源エネルギー

庁石炭部計画課

長

労働大臣官房参

事官

労働省労働基準

局監督課長

下村 泰君

藤井 勝志君

佐分利輝彦君

上村 一君

田中 宏尚君

西村 英一君

関 英夫君

北川 俊夫君

桑原 敬一君

細野 正君

細見 元君

石原 信雄君

今藤 省三君

百崎 英君

関 要君

山本 純男君

向阪 浩君

鹿野 茂君

小粥 義朗君

白井晋太郎君

本日の会議に付した案件

○労働問題に関する調査

(派遣委員の報告)

(労働行政の基本施策に関する件)

○労働組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○理事の辞任及び補欠選任の件

○委員長(和田静夫君) ただいまから社会労働

委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る三月二日、竹内潔君、堀江正夫君及び小巻

敏雄君が委員を辞任され、その補欠として浅野拡

君、亀長友義君及び小笠原貞子君が選任されまし

た。

また、去る六日、真鍋賢二君が委員を辞任され、

その補欠として林田悠紀夫君が選任されました。

なお、林田悠紀夫君は、去る十五日公職選挙法

第九十条により退職者となりました。

○委員長(和田静夫君) 御報告いたします。

懸案となっておりました医療保険制度に関する

調査の方法につきましては、理事会において検討

を重ねました結果、このたび、医療保険制度、年

金制度等社会保障制度の基本問題に関し委員全員

による協議が望ましいとの結論に達し、このため、

社会労働委員打合せとしてその開会を図ることに

各派の御意見の一致を見た次第であります。社会

労働委員打合せは原則として委員会定例日外に開

会することとし、議題の選定その他同打合せの運

営に関しましては、委員長及び理事に御一任いた

す。

以上御報告申し上げ、委員各位の御了承と御協

力をお願い申し上げます。

○委員長(和田静夫君) 労働問題に関する調査

を議題といたします。

これより派遣委員の報告を行います。委員長よ

り報告いたします。

去る二月二十三日から二十五日までの三日間、

片山理事、小平理事、真鍋委員、森下委員、高杉

委員、安恒委員、安武委員、柄谷委員、下村委員

と私和田及び現地参加の渡部委員は、構造不況産

業における雇用等の諸問題及び当面の労働行政の

実施状況等について実情調査を行うため、大阪府

と兵庫県を視察いたしました。

調査は、両府県における雇用、労働需給及び失

業の実態と労働行政の現況説明を聴取するととも

に、ことに構造不況産業に関連して、造船業、鉄

鋼業、平電炉業及び繊維業の各経営者並びに関係

労働組合の代表から意見、要望を聴取したほか、

これらの工場及び関連施設を視察してまいまし

た。

以下、調査の概要について御報告申し上げます。

まず、大阪府における雇用、失業の現況につい

て申し上げます。長期にわたる不況を反映して、

各企業においては雇用の拡大にはなお消極的な姿

勢が強く、府下の労働需給関係は、五十年以降三

年連続して求職者が求職者を上回るという状況

にあり、就職難からくる求職者の滞留が続いてお

ります。

これを五十二年四月から本年一月までの指数で

見ると、有効求人倍率は〇・四六倍と前年同期

の〇・六三倍を〇・一七も下回っております。こ

のため、本年一月の月間有効求職者数は、九万八

千六百七十人の多きに上り、また、雇用保険を受給し

ていないと存じます。

第七部 社会労働委員会會議録第五号 昭和五十三年三月二十三日 【参議院】

ている月間の実人員は、昨年十二月で五万四千九百三十八人と前年同月比で一七・九%増と過去最高となっており。さらに、製造業の常用雇用指数は、五十年を一〇〇として昨年十一月現在で九〇・八と全国の九四・六を下回るなど、府下の雇用、失業情勢は一段と厳しさを増しており。

また、兵庫県におきましては、公共投資が着実に増勢を続け建設業及び関連業界への波及効果も逐次本格化しているなど明るい面がはじまっているものの、鉄鋼等の輸出が円高、米国の輸入規制などを反映して減勢を示しているほか、内需も依然として盛り上がり欠けていること等により、全体としての最終需要はきわめて低い伸びにとどまっております。

このような動向を反映して、本年一月の有効求人倍率は、統計史上の最低記録を示した昨年十二月の〇・三一倍をわずかに上回る〇・三二倍にとどまるという厳しい就職難が続いております。このため月間有効求職者数は六万二千人に増加しており、このうち四十五歳以上が二人に一人、五十歳以上が三人に一人という比率で、特に中高年齢者に就職難が偏つていっていることでもあります。

なお、雇用保険受給者数は三万六千人、また、製造業の常用雇用指数は、昨年十一月現在で八九・八と大阪府を下回っております。

これを構造不況産業について見ますと、阪神工業地帯における構造不況産業のウェイトは高く、大阪府では昨年十二月現在で、製造業事業所総数約七万事業所、同従業員総数約九十八万人となっており、前年比で六百九十一事業所、二万一千三十二人が減少しており、このうち、いわゆる構造不況産業と言われるものは、事業所数で二・四%、従業員数で一九・七%に及んでおります。ことに、繊維業、鉄鋼業、造船業等におきましては、操業短縮等に伴う雇用調整により、これらの従業者数はなお減少傾向を続けているとのことであります。

このような状況において、大手住宅メーカーの永大産業が二月二十一日事実上倒産したことによ

り、関連会社、下請中小企業の連鎖倒産、雇用不安など、各方面への影響が懸念されており、現在、鋭意その対策に当たっているとのことであります。

大阪府におきましては、臨時雇用対策本部を設置し、雇用安定資金制度、雇用保険法及び特定不況業種離職者臨時措置法等を積極的に活用し、失業の防止、就職者の生活の安定と再就職の促進を強化しているところであります。

また、兵庫県におきましては、関係産業界、労働組合、学者及び県関係部長をもつて構成する産業雇用政策会議において、新しい経済環境の中で、当面する産業、雇用問題の具体的な解決策の策定を進めているところであります。

離職者多発地域における雇用機会の増大を図るため、国と地方公共団体が協力して離職者の救済措置と取り組みが必要と感ぜられた次第であります。

次に、本年一月から実施されました特定不況業種離職者臨時措置法の適用状況について申し上げます。

本法による再就職援助計画書提出件数は大阪府六十二件、兵庫県三十一件となっており、その援助計画対象者総数はそれぞれ千八百七十六人と千七百七十八人となっておりますが、求職手帳発給者数は現在認定作業中の者が多く八十八件と十八件にすぎません。また、これらのほとんどの者が十二月一日にさかのぼることとした経過措置による適用者であり、その大多数は中小企業で占められているとのことであります。なお、関係組合から求職手帳の発給促進について要望がありました。次に、雇用対策上、重要な問題となっている中高年齢者の再就職及び職業訓練について触れたいと思ひます。

今回の調査におきましても、両府県における中高年齢者の雇用状況は厳しく、大阪府においては十月時点での有効求人数は過去三年間一〇%から一三%程度となっており。また、高齢者につ

いての雇用率の達成状況は、昨年六月現在で、全国の一六・三%に対し、兵庫県は六〇・五%と高く、大阪府は逆に四七・七%と低く、このうち、大企業は八五・二%の未達成となっております。

大阪府は、主要安定所及び主要ターミナルに高齢者職業相談室を設け、積極的運用を図ることとしておりますが、両府県はかりでなく、全国的に中高年齢者の離職者が増大し、滞留していることから、国として総合的かつ積極的な中高年齢者の対策を考える必要があると感ぜられた次第であります。

さらに、中高年齢者に対する職業訓練につきましましては、大阪府では園芸科、ビル管理科などの増設のほか短期間の経営実務科の実施を、また、兵庫県では造船業関連離職者に対する特別の訓練などを行っておりますが、その就職は容易でないとのことであります。

今国会に職業訓練法の改正案が提出されておりますが、技能労働力を初め需要に応ずる労働力を確保するよう考えるべきであります。

なお、大阪府から職業訓練生の指導水準の維持向上のため、指導員定数を大幅に増加すること、また、職業訓練修了生に技能に見合った国家資格を付与することなどについて要望がありました。また、両府県から景気回復のための諸施策を積極的に推進し、雇用機会を拡大されたいとの要望がなされたほか、大阪府からあいりん地区の日雇い労働者の職業訓練、福利厚生事業への国の助成について、また、兵庫県から構造不況業種離職者に対する臨時職業訓練実施のための国の助成等について、それぞれ要望がありました。

次に、私どもが視察いたしました構造不況産業における経営並びに雇用管理等の実情について申し上げます。

現在、造船業界は、世界的なタンカー等の過剰船腹、円高による影響等により、操業度は大幅かつ急激に低下しており、倒産あるいは企業閉鎖など惨憺たる状況にあります。川崎重工業株式会社神戸工場におきましても、

運輸省の操業調整措置によるガイドラインすら確保したい実情となっており、本年度の操業度は、最盛時であった四十九年度の六四%程度に減少することが予想されているとのことであります。

このため、船舶部門の五十年末従業員一万四千五百人を現在までに千三百六十二人削減し、他部門への配転、いすず自動車への出向、外国出張等を行っておりますが、今後予想される多数の過剰人員の吸収は困難となっているとのことであります。

同席の労働組合側からも、会社の合理化、配転等を雇用の確保と労働条件の維持を条件に受け入れてきたが、限度もあるもので、仕事量の確保について特段の配慮をされたいとの要望がありました。なお、労使双方から、造船対策に関し、仕事量の確保のため、スクラップ・アンド・ビルドによる国内船建造方式の検討、官公庁船の発注量の飛躍的増大及び造船業に対する債務保証基金制度の創設、適用等について早急に実施されたいとの要望がなされました。

この後、キャンセルされた二万トンクラスのコンテナ船や十五万トンクラス用のドックで一万トンの造船を行っていた作業現場など、厳しい造船不況を目の当たりに見たのでありますが、大手以下の多数の中小造船企業、下請関連企業では、事態はさらに深刻となつていことから、早急に過当競争の排除と産業規制、造船及び関連産業の需要の創出と拡大、雇用保障等の対策を考える必要があると強く感ぜられた次第であります。

次に、合同製鉄尼崎製造所は、平電炉業界における中堅企業であります。四十八年の石油ショック以後の不況により数次の操業短縮、雇用調整あるいは会社合併などにより、従業員数は、石油ショック前の千三百人から現在わずかに八十七人に減少しております。

なお、当製造所は、五十五年閉鎖し、新設する姫路工場へ吸収合併させる方針とのことであります。この工場では、十六万平方メートルの広い敷地

内で稼働工場敷地は二〇％に縮小されており、休止した四十五トン電炉二基や赤さびた在庫の丸棒が置かれておりましたが、在庫最高期四万六千トンが最近の市場価格の動向等により二万トンを減らし、三月以降の動きに期待しているとのことでありました。

ここでは、特定不況産業安定臨時措置法案の早期成立、平電炉業の基盤の強化等について国として配慮されたい旨の要望がありました。

次に、国光製鋼株式会社は小型棒鋼を主に生産している平電炉の中堅企業であります。長引く需要不振と価格の低迷により、その生産高は四十八年の最盛期に比し六〇％程度に低下しており、また、四十九年末以降、本年一月まで連続三十八カ月間経常赤字が続いているとのことでありました。

この会社も数次にわたり操業短縮及び雇用調整を実施し、従業員は四十五年の五百四十四人から三百三十八人に減少しておりますが、特に注目されたのは、五十二年九月の百五十七人の退職者の追跡調査であります。現在までに五十七人が再就職しておりますが、未就職者は四十八人で、その年齢別内訳は、三十歳未満三名、三十歳以上四十五歳未満二十三人、四十五歳以上五十五歳未満二十二人ととなっております。また、この未就職者の雇用保険の支給期限は本年五月までとなっております。これらの者は、特定不況産業離職者臨時措置法の適用の対象となっていない実情を考慮し、期間延長などの措置について特別に配慮されたいとの要望がありました。

また、雇用調整給付金等の支給に関し、指定業種である平電炉業については、中小企業として取り扱われるよう弾力的に運用されたいとの要望がなされました。

最後に、泉州織物工業協同組合及び泉州織物構造改善工業組合について申し上げます。

両組合は約二千の綿スフ合織織布企業が加盟する組織であり、泉州の地場産業として地域経済に大きな役割を果たしてきたものであります。し

かし、深刻な長期不況によって工場閉鎖、倒産、企業の縮小が相次ぎ、従業員数はピーク時の一万四千人から現在六千九百人に減少しております。このような状況の中で、各企業は集約化の努力とあらはらるる零細化の傾向をたどり、すでに八五％が機械台数が五十台以下の零細企業となっているとのことでありました。

本年度においても、多数業者が廃業に追い込まれておりますが、その要因は、若年従業員の恒常的採用難による企業活動の減退、設備・運転資金の調達難、金利負担のしわ寄せ、低関税による発展途上国からの輸入急増と円高による輸出の減退であります。これに対し、この業界は最善の自主努力を行っているが、国としても早急に抜本的な施策の樹立、実現について特段の配慮をされたいとの強い要望がありました。

このほか、雇用問題に関するものとして、中小企業に対する若年従業員の雇用確保のための奨励制度の創設、中小零細業者の労災保険に特別加入できる範囲の拡大、雇用保険法の適用についての弾力的な運営と取り扱ひの簡素化等について要望が行われております。

最後に、今回の調査を通じて感じた点について一言申し上げたいと思ひます。

長期不況下における雇用・失業情勢は厳しく、ことに構造不況産業における雇用等の諸問題は深刻となっております。このような状況から、雇用の問題は今日最大の政治課題となっているのであります。雇用の安定は、何と云っても経済の回復によるほかありませんが、雇用対策の面におきましては、第一に、失業の防止。第二に、離職者に対する措置と再就職の促進。第三に雇用の創出。拡大の三つの対策が総合的かつ適切に行われる必要がおります。現在の厳しい雇用・失業情勢に対応し、今後積極的に失業の予防と離職者の円滑な再就職の促進に努めてまいりたいと存する次第であります。

以上で報告を終わりますが、両府県及び関係企業並びに関係労働組合から提出されました要望事項等の会議録の末尾掲載方を御了承いただきたいと存じます。これをもって派遣委員の報告は終了いたしました。なお、ただいまの報告中に要望いたしました資料の会議録掲載につきましては、これを本日の会議録の末尾に掲載することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(和田静夫君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(和田静夫君) 次に、労働行政の基本施策に関する件について質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

○安恒良一君 いまも私どもの調査報告の中にありましたが、長期不況下における雇用・失業情勢というものは、いろんな努力を政府は政府なり、民間は民間なりにされているようにありますが、私は今日厳しい状況になっていると思ひます。そこで、きょうは、雇用問題に問題の焦点をしばって、大臣以下、関係各省に御質問をしたいと思ひます。

まず第一に、予算委員会等でもいろいろ大臣の見解を表明されておりますが、今日の一番新しい雇用・失業状況について御報告をお願いをしたいと思ひます。

○国務大臣(藤井勝志君) ただいま、現地視察をしていただきました詳細な御報告、心から感謝を申し上げます。

御指摘のとおり、非常に厳しい雇用情勢でございまして、現在私たちの手元にわかつておるのは昭和五十三年一月現在でありまして、完全失業者百二十六万人、失業率は二・四％、季節調整いたしまして二・〇五％、有効求人倍率、これは〇・五二倍、これはわれわれがこの有効求人倍率の調査をいたしました当時から最低の線でございまして、しかもこの一・三月は季節的な要因もございまして一層三月末厳しい雇用情勢になるのでは

ないか、こういうふうな認識を持っておるわけでございます。

○安恒良一君 私は、雇用の安定は、何と云っても、四年間連続の不況状態を脱して経済の回復にあるというふうな思ひますが、問題は、その経済の回復はわが国の場合には内需の拡大によって経済を回復しなきゃならぬ、こう思ふんであります。福田内閣は内需の拡大を主として公共投資を行うことによつて求められていますが、この問題について私どもは公共投資一本やりでは今日の不況を克服できない。やはり目の前に春闘も控えておりますが、やはり物価上昇等に見合つて労働者の実質生活を向上せしめる適切な賃金の引き上げ、さらに、残念ながら、五野党が提出をいたしました減税法案についてはわずか三千億しかできない、こういうことに経過的になつておりますが、私は、やはり大幅な減税、そして減税の恩典にも浴せない底辺層の人々に対する年金等を中心とする社会保障、社会福祉、これと雇用が公共事業、こういう三つのことが相まって行われなければ内需の拡大はできないと思ひますが、いまこのことを労働大臣と論争しようと思ひません。予算委員会の中で百もやりましたが、ところが、どうも私は労働大臣にお願いしておかなくやならぬことは、公共事業一点張りに政府の政策があるように聞こえますし、しかも、その中身が十分詰まっていなと思ひます。これらについてはこれから大臣初め関係各省に中身を詰めていきたいと思ひます。

そこで、私は当面の雇用対策だけにしほりますと、第一は失業の防止、第二は離職者に対する措置と再就職の促進、第三番目には何と云つても積極的な雇用の創出、拡大と、この三つがないと問題が解決できないと思ひますが、この点については大臣は御異存がないところだろうと思ひます。

そこで、まず少し現状を正確に把握する意味で、次のことについて質問をしたいと思ひます。

特定不況産業離職者臨時措置法並びに国際協定

の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法が成立を見ました。私ども大阪その他における調査等から見ても、せっかく法律が適用できたのですが、どうも適用状況に問題があるように思います。ですから、以下のことについて質問をいたします。

再就職援助計画の提出の件数、同計画対象者の数、特に二のうちにいま申し上げました同計画対象者のうちの失業予防者、いわゆる配転とか出向者等の数。

それから第四番目といたしまして、職業紹介対象者数及び再就職者の数、それから求職手帳発給数及び各給付金の支給状況、これを全国的な資料と都道府県別の資料並びに中身を説明をいたしましたかと思ひます。資料がございまして、ただだいたいで、一々読み上げられるのは大変ですから特徴的なところを御説明をお願いいたします。

○説明員(鹿野茂君) ただいま御質問ございまして特定不況業種離職者臨時措置法並びに国際協定の締結等に伴う漁業離職者臨時措置法に基づきます離職者対策の状況について二月末現在で御説明させていただきますと思ひます。まず、特定不況業種離職者臨時措置法に基づいて、提出の状況でございますが、まず再就職援助計画の提出件数、これはすべて全国的な状況でございますが、二月末現在で千四百七十一件になっております。そのうち認定まで至りました件数は千四百十六件でございます。この認定計画にかかわらず対象労働者の数でございますが、二万六千八百二十九人になっております。この二万六千八百二十九人のうち、配置転換者数として計画されたのが千九百八十四人でございます。また、出向予定者数として計画されたのが千八百九十七人でございます。したがって、企業の計画の中で離職をさせなければならぬ、すなわち職業紹介の対象にしなければならぬという数にいたしておりますのが二万二千九百四十八人でございます。なお、この企業の中で離職あるいは職業紹介のあつせん対象者数といたします二万二千九百四十八人のうち、どのぐらい企業としてあつて

んさせたかについては、残念ながらいまのところ把握いたしておりません。この二万二千九百四十八人のうちで安定所に求職の申し込みをし、そして手帳の発給の申請をいたしました数は四千六百四十二人でございます。そのうち十分の審査が整いまして発給に至りました件数は三千三百三十三人でございます。また、この手帳の発給を受けた方々で就職まで至りました方々は二月末現在で二百五十四人になっておるわけでございます。

次に、国際協定の締結等に伴う漁業離職者臨時措置法に基づく状況でございますが、まず、手帳の発給件数は、これはすべて公共職業安定所、すなわち陸上部門に就職したいという方々の数だけでございまして、二月末現在で発給いたしました件数は三十四人になっております。そのうち就職いたしました件数は三人になっておるわけでございます。

なお、この状況について若干補足して説明させていただきますと、この認定に至りました千四百十六の事業所のうちで、すなわち、業種指定三十三業種の中の業種事業所として認定に至りました事業所数が千二百三十三件でございます。その関連の下請事業所として認定いたしました事業所は二百十三件になっておるわけでございます。また、計画の中身といたしまして、いわゆる計画の態様といたしまして、義務づけられておるものあるいは任意に計画を提出するものとなるわけでございますが、計画を義務づけられておるものの事業所の件数が百五十件でございます。したがって、ほとんど千二百六十六事業所が任意にこの計画を提出した事業所になっておるわけでございます。この特徴、また産業別の状況でございますが、残念ながら二月末現在で産業別状況を詳細に把握しておりませんが、一月末現在における状況からこの産業別の状況を推定いたしますと、造船関係の事業所が四四・九%になっております。それから繊維関係の事業所の割合が三四・二%を占めて

以上、全国的な状況について簡単に御説明を申し上げます。

○安恒良一君 資料をきのうから要求しておきましたから、私のところには資料を出してください。その資料を見ながらお聞きします。

次に、これも現状把握のためにお聞きしたいんですが、中高年齢等の雇用促進に関する特別措置法に基づく特定地域の指定に関する状況についてお聞きをしたいのでありますが、特定地域におけるいわゆる中高年齢失業者数の吸収率、それから達成状況。

それから第二番目には、これを行うための公共事業の内容についてどうなっているか、このことについて吸収率と達成状況は指定地域別にひとつずつなっていると、このことも一々読み上げるのが大変でしたら資料を提出していただいて、特徴的なところについて御説明を願えば結構だと思います。

○政府委員(細見元君) 御承知のように、公共事業にかかわります失業者吸収率の制度は、中高年齢法に基づきまして公共事業に使用される労働者について一定の割合以上の失業者を雇い入れることを事業主体または工事の施行主体に対して義務づける制度でございまして、現在、先生お話のございました中高年齢法とそれからいま一つ沖繩振興開発特別措置法の二つの法律に基づいて定められておりまして、中高年齢法に基づきますものは無技能労働者の四〇%、沖繩振興開発特別措置法に基づきますものにつきましては、無技能労働者のうち六〇%を吸収すべきものというふうに定め

られておるわけでございます。現在、特定地域として指定いたしておりますのは、全国で十二の道県、六十四の安定所の管轄区域でございまして、そのほかに沖繩県が県全体として定められておるわけでございます。五十二年の四月から十二月までの間に、これらの地域におきまして、まず吸収率達成のための前提といたしまして、事業主体または施行主体に事業開始前に当該事業に使用すべき労働者の数を職種別に公共職業安定所に通知させるという施行通知書の制度がございまして、まず、この施行通知書の提出件数は約三千九百件でございます。それから、これに基づきまして安定所から紹介された失業者の雇入れ数は延べ人員で約十四万八千人となっております。県別には、県が限られておりますけれども、たとえば福岡の場合でございまして、通知書提出件数が千七百八十件、これによりまして雇入れました失業者の延べ数が二万一千人、それから、鹿児島県でございまして五千五百一十一件、二万三千人。沖繩県でございまして六百五十六件、四万六千人というふうなことになるわけでございまして、必ずしも公共職業安定所を通じて中高年齢の失業者または一般の失業者を雇い入れた実績は十二月までのところではそう大きな数には上っておりません。

それから、いま一つお尋ねのございました公共事業の内容につきましては、中高年齢法または沖繩臨時措置法で申しております公共事業とは、国みずから、または国の負担金を受けまして、あるいは国庫の補助によりまして地方公共団体等が計画実施する公共的な建設または復旧の事業というところになっておるわけで、これらの公共事業のうち具体的に失業者吸収率の適用となっております事業といたしましては、河川、砂防、農業、山林、水産、道路、港湾、都市計画、水道、住宅、官庁官舎、文教施設、厚生施設の十三の事業種目となっております。

○安恒良一君 私が聞きましたことを的確にお答えになっていないんですが、指定地域別の吸収率達成状況について、ひとつ一覽表を欲しいというこ

とを言っている。いま、あなたは必ずしも十分でない、こう言われたんですが、それではわかりません。これは大臣にも後から聞かざるやなりませんか、きのうからもこれは資料要求をしておきましたから、いわゆる指定地域別の吸収達成率について、ただ、それを全部ここで機械的に読み上げられたんじや時間がかかりますから、一覧表をもらって、いわゆる特徴的なことをしていただきたいて、こういうことをお願いしているんです。質問に的確に答えてください。

○政府委員(細見元君) 先ほど申し上げましたように、現在の中高年齢または沖繩振興開発特別措置法に基づきます失業者吸収率の制度は、特定地域において行われます公共事業のうち、その使用する労働者のうち無技能労働者について四〇%の中高年齢失業者または六〇%——沖繩でございすけれども、一般の失業者を雇い入れるようにという制度でございすけれども……

○安恒良一君 その達成率を聞いてるんだよ。わかってるんだ、そんなことは。

○政府委員(細見元君) はい。これにつきまして、一つは手持ち労働者という制度がございまして、この四〇%なり六〇%の中から事業主体がほぼ常用労働者に近い形で雇用しておるような臨時労働者あるいはその事業主体が工事を開始いたします場合にはほとんど必ず使用するというような手持ち労働者を除外して差し支えないということ、あるいは公共職業安定所の紹介で四〇%なり六〇%の失業者を吸収できない場合には事業主が直接雇い入れることができるというような制度がございすので、労働省といたしましては、従来先生のお尋ねのような形で達成率達成状況がどうかというような調査はいたしておりませんので、大変残念でございす先生の御質問に的確にお答え申し上げることができないわけでございます。

○安恒良一君 資料がないということですが、しかし達成率は必ずしも十分でないということは前段に言われたわけですね。これはひとつ、きょう

はもう資料がないということですから大臣にお願いをしておきたいんですが、私は後からこれは論点を展開をさせていただきますが、中高年齢の失業者が一番深刻なものでございす。そういう意味で、早急にひとつ、地域指定はされているわけですから、六十四地域なんですから、そこにおける吸収率達成状況について、ぜひひとつ御調査をお願いしたい。資料がないと具体的な私は対策は立たないと思うんです。ですから、その点について大臣どうですか、いまの点。

○国務大臣(藤井勝志君) 御指摘のように、これからの雇用政策の中心課題は中高年齢層の雇用対策でございす。したがって、御指摘の資料につきましまして、できるだけ早くひとつ御要請にこたえた調査をいたしたいと、こう考えております。

○政府委員(細見元君) ただいま大臣からも発言がございましたように、今後公共事業に係ります失業者吸収率の制度は、雇用の促進のために大変大事な役割を果たすものと考えますので、今後の吸収状況につきまして何らかの形で、先生お尋ねのような結果が判明するような定期的な調査なり何なりをひとつ考えてみたいと思ひます。

○安恒良一君 第三番目は、特定不況業種離職者臨時措置法について、それと同じく国際協定の締結に伴う漁業離職者に関する臨時措置法についてお尋ねしますが、いま、六十四の指定地域以外の地域が最近指定されたというふうについてお尋ねしますが、指定の個所及び指定の時期、それから公共事業の内容、新規事業を実施するとすればその事業の内容、こういうものについて御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(細見元君) ただいまお尋ねのございましたのは、特定不況業種離職者臨時措置法に基づく指定地域の問題であらうかと思ひますけれども、この法律に基づきます指定地域につきましましては、当面、造船不況等によりまして雇用失業情勢が深刻な地域のうちから、北海道の室蘭公共職業安定所の管内、広島県の尾道公共職業安定所の管内、愛媛県の今治公共職業安定所の管内、長崎県の長崎及び佐世保公共職業安定所の管内の五地域を選定いたしました。二十日に官報に告示をいたしまして四月一日からこの失業者吸収率制度を適用することといたしております。

対象になります公共事業の内容につきまして、先ほど申し上げました中高年齢あるいは沖繩開発臨時措置法に基づきます公共事業の事業種目として指定いたしております十三の内容と同じでございます。

○安恒良一君 いま言われたような地域ですか、公共事業の内容はもうわかっていますか、何かさらに、そういうところにおきましては、たとえば私らの実態調査の中でも、兵庫における造船問題等について委員長から報告ありました。私は新規事業を何か実施をしないとなかなか簡単にこの問題等は解決できないと思ひますが、そこで第三点目に新規事業を実施するとすればその事業内容は何かと聞いたんですが、これは大臣、お尋ねいたしますが、新規事業は全くないわけですか。いわゆる地域の指定だけをされたわけですか。

○国務大臣(藤井勝志君) とりあえず緊急対策としてただいま御報告いたしましたような地域指定をいたしたわけでございますが、それと同時に、雇用の創出のためには仕事を新しく作り出すという、これをいろいろいま工夫をいたしております。これは近々経済対策閣僚会議とあわせて雇用問題閣僚懇談会も開いていただきまして、その場でいろいろ新しい事業について検討をいたしたい、とりあえずいま検討したいと考えております。例を申し上げますと、造船関係が一番重要でございすから、かつて五十二年度には行われましたが、解散事業——中古船を解体をして、ばらして、その鉄材を粗鋼の原料にするという解散事業。それから、これは財政との関係がございすから、やがて新しい船をつくるという、スクラップ・アンド・ビルド方式と同時に、私は、二百海

里時代を迎え、巡視艇あたりは相当まだ船艇の増加を必要とすると思ひますので、そういう問題とか、あるいは洋上空港、こういうような問題についてもひとつ専門的な検討を願ひます。また同時に、海洋開発に対するいろいろな施設、いろいろそういうことを検討をしてみたいまして、財政措置と相まって雇用の創出に対応したいと、このように考えておるわけでございます。

○安恒良一君 私はやはり、いろいろな資料をお聞きをした限りにおいて、何といたしても国としての雇用創出の拡大の具体策が非常に重要なことだと思ひます。それと同時に、地方公共団体における雇用創出の具体策というものがなくはないと、今日の深刻な不況状況は解決できないと思ひます。なぜかという、いま大臣からお聞きをいたしましたようなことはすでに予算委員会の議事録の中で宮澤経企庁長官は、今回の五兆二千億に及ぶ公共投資、並びに、地方自治体、地方公共団体がこれに付加して行います公共投資の中で、計量モデルとしての計算だと思ひますが、一五、六万の雇用創出ということまでは言われるわけですか。しかしそれは、中身が本当に地域からもしくは業種別に積み上げられているかどうかということがない、この点は問題がやはり解決をしないわけですか。ですから、あと各省別に聞きますが、その聞くことをより正確にするために、私はやはり、不況の多発地域であります北九州市の実情について少しお聞きをして、そのことをまず御認識を願ひた上で各省にお答えをいただいた方がいわれる空論にならないと思ひます。北九州市の問題についてちょっとお聞きを、二点したいと思ひます。

四十八年以降の変化というのが一番重要でありますから、まず北九州市の工業生産と労働者数、それと、これは工業生産といつてもたくさんありますから、全体、それから何といつても代表的なのは鉄鋼、それから非鉄金属、それから金属製品、それから機械器具、化学、それから石油石炭、代表的な産業というものはそういうものだと思います。

すが、そういう問題。それから製造事業所数と労働者の数がどういう関係になっているか。それから、同じく、倒産関係が北九州市においてはどのような件数並びに金額になっているか。こういう点について把握をしておられませんでしたら、そのことについてひとつ御報告をいただきたい。

○説明員(白井晋太郎君) お答えいたします。いまお手元に資料をお渡し申し上げましたが、北九州市とおっしゃいましたけれども、北九州市だけをとりえるのが困難でございますので、福岡県についていま先生が御質問なさった点で御答え申し上げますと、まず鉱工業生産量と労働者数の推移について申し上げますと、福岡県の鉱工業生産指数は昭和四十五年を一〇〇といたしますと四十八年が一一・六・五、四十九年が一〇・四、五十年が九四・六と減少しておりますが、五十一年に若干回復いたしまして一〇三・六ということになっております。

それから、労働者数を把握する資料がなかったわけでございますが、これを雇用保険の被保険者数で見ますと、各年度末で四十八年が九十万一千人、四十九年が九十一万七千人、五十一年に減少しまして九十一万二千人、五十一年に……

○安恒良一君 ちょっと、福岡県全体と北九州市の場合には非常に特徴が違っているんです。だから、私はやはり福岡県全体のことをお聞きをしていくわけじゃないんですから、それを読み上げられていたときに時間とられても意味がありませんから、御把握がなければやむを得ません、それじゃ私の方から少しあれをしながらお聞きをしていきたいと思ひますから。というのは、福岡県全体と北九州市では大分状況が違っておりますから、ですからそれじゃ私の方から。

私の方の調査によりますと、まず工業生産と労働者数を見ますと、四十八年を一〇〇としまして五一年の工業の生産指数を見ますと、率直に申し上げて四十八年に対して五一年は全体では一六％の減少になっております。あと主要なことで見ますと、たとえば鉄鋼が一四％の減少になって

いる。それから化学が一七・六と、こういうふうになっているわけですね。ところが、製造所の事業所数を見ますと、四十六年が二千三百六十五事業所数だったのが四十九年まで減少いたしまして、五十年からまたふえていて。五十年が二千八百九十九所、五十一年が二千七百三十三所と、こういうふうな事業所数はふえている。一方、労働者数はどうなっているかというと、やはりこれは四十八年が十二万三千四百九人が五一年が十一万二千二百二十六人というふうには減っている、こういう状況です。これは何を物語っているかというと、生産は停滞をしている、ところが事業所数はふえている、これは率直なことを申し上げますと、中小零細の企業が増加をしているというふうな思ふわけなんです。だから、そういう現象がまずあるということが北九州市の特徴だと思ふんです。

それから、倒産件数についてもやはり北九州市は調べなかったんですか。というのは、私はできれば、北九州市という政令都市でもありますから、かなりこういうものは資料が完備していると思ひまして、ぜひそれを調べておつてくれと、こういうことを申し上げているんですが、どうもあなたの方で福岡県全体で言われますと議論が合わないんです。どうしてこれは北九州市に御照会されなかったんですか。

○説明員(白井晋太郎君) 北九州市という御質問だったのかもわかりませんが、私のお聞きしましたのは福岡県というふうにお聞きしておりました、失礼いたしました。

○安恒良一君 そんなことはありません。きのう質問取りにお見えになったときに私は北九州市だと言つたら、質問取りに来られた方が、いや困つたな、最大限やってみますと、こういうことだった覚えはありません。それは訂正してください。そうでないと、これからあんなところから質問を取りに来たときにはもう質問は教えませんよ。

○説明員(白井晋太郎君) 北九州市が取れませ

んで、失礼いたしました。

○安恒良一君 そうするとあれですか、これから幾らお聞きをしても北九州市のことは一切わからぬわけですか。

○説明員(白井晋太郎君) 北九州市のことははっきり申し上げてわかりません。ただ、一番最後の資料で北九州市と福岡の安定所の求人倍率その他につきましては分けて取つてございます。

○安恒良一君 それじゃ大臣、このことについてお願いしておかなきゃならぬのは、私は労働省の方が事前に質問を取りにお見えになったときに、北九州市というのは非常に雇用問題で特徴があると、こういうことだからぜひこういう北九州市の、いま私が名前を読みましたような工業生産と労働者の数であるとか製造事業所と労働者の推移、倒産件数の増大の問題、それから地域産業の停滞の状況の問題、それから人口の推移、それから労働市場等をぜひひとつ調査をお願いしたい、こう思ひます。でないと、きょうはこれは保留します。これで私はかなり論争をしようと思つたわけでありますが、そのことはいまここでやりとりしてもできませんから、ぜひ、この前も政務次官を頂点にして佐世保とか長崎なんかは労働省みずからが実態調査をされているということを開いていきますから、早急に一遍北九州市の状況について実態調査を労働省としてやつてもらいたい。そして、この次の委員会のときにはいま私が申し上げているようなことについて、大臣並びに関係局長並びに関係審議官等から御答弁ができるようにしていただきたいと思ひますが、その点どうですか、大臣。

○国務大臣(藤井勝志君) ただいま御指摘の調査並びに資料の作成につきましては、御期待にこたえて努力をいたします。

ただ一つ、お願いいたしますが、御了解を得ておきたいことは、恐らくきのう御質問の要旨をいただいて、時間的にきょうの場に北九州市という区域を限定した資料が調製できなかったと、こう

いうことではないかと思ふんでありまして、ひとつわれわれとしては御指摘の点を極力正確を期して資料調製いたしますけれども、ひとつ委員の方におかれても、できるだけ時間の余裕をお与えいただければなおさら結構であると、このように思ひます。

○安恒良一君 だからきょうと私は言つてないんです。委員の方にとわれまして、質問を取りにお見えになるのがきのうなんです。ほかの委員会も一生懸命みんなやっているわけですから、そういう点で。だから私が言っていることは、そういう特徴的な地域の調査をぜひやつて、生きた調査をして。それはなぜかという、いわゆる私は特徴的なところを一つだけ申し上げておきますと、北九州重工業地帯というのは建設が非常に明治、大正の古い時代ですから、どちらかというともうスクラップ化しているわけなんです。ですから、そういう状況が多分に見られまして、なかなかビルドというのがないんです。そういう場合における雇用問題をどうするかということ、ただ平均的に考えただけではできないわけでありまして。たとえば、いわゆる素材型産業から加工型高付加価値の産業へというふうに進む労働省は指導されていると、通産省も指導されている。ところが、問題は北九州市にそういう実態があるのかどうかということをお聞きしなければ、幾ら空論で、総論としては素材型産業から加工型高付加価値産業へというふうに進む産業転換を行い、そして労働者の雇用を拡大していくといつても、いろいろのネックが北九州市の場合にあるわけでありまして。そういう問題を少しはやつぱり掘り下げて当委員会としては議論をしておかないと、労働省並びに関係各省が雇用創出をお考えになつてもやや机上の空論になつてはいけません、こう思ひましたので、北九州市という日本の三大重工業地帯とかつて言われておつたんですから、その特徴について私は、まあ労働省としても雇用問題を議論する場合には、私が資料を要望するしないにかかわらずに、当然そういう調査がされておつてし

かるべきだとは思うわけだ。いま大臣はきのう聞いたから間に合わぬと、こう言われました。それはなるほどの言いました。しかし私は、大臣の所信表明の中で雇用問題が重要だということになれば、少なくともわが国の三大重工業地帯と言われるところに、しかも失業多発地帯ということについて、労働省は事前のやはり調査がされて、そして委員会等において議論がされる際には綿密な答えができるような御準備はあつてしかるべきだというふうに私は考えます。しかし、それがまあ時間的なことで間に合わぬということならば、もうすでにそれは調査があつたというふうに思いますが、調査はしておられるわけですね。ただ、私の質問したのがきのうだから、きょうは間に合わぬと、こういうふうに承つていいんですか。大臣どうですか、そこは。

○国務大臣(藤井勝志君) 御趣旨の点よく了解をいたします。実はとりあえず造船地帯を中心に失業多発地帯という前提のもとに調査をいたしましたわけでございしますが、御指摘の地域、まさに非常に日本の工業地帯としても中核的な場所でございますし、できるだけひとつ生きた本場の実態に即した資料を調製いたしまして、そしてせっかく雇用対策を進めるに当たりまして、実態に沿わないような推進の仕方をしたんでは思ふがだになつたというふうなこともなりますから、御趣旨の点を十分踏まえて早急に実態の調査をいたしたい、そして資料を調製したいと、このように考えます。

○安恒良一君 はい、わかりました。それじゃ、まあ質問をした時期が遅いとか早いということではなくて、現在では実態調査をされてない、だからできるだけ早急にやつていただくと、こういうことだというふうにご承つておきます。

それでは、きょうはこれは、北九州市問題は次回に、そういうできるだけ早く調査をやつていただくことにいたしまして、今度は雇用創出について、きょうは各省にお聞きを願つておりますが、それぞれ各省にお聞きをしたいと思ひますが、

まず私は、国としての雇用創出の拡大のための具体策をどういうふうにお持ちなのかということがあります。前からも申し上げましたように、総論としては五兆二千億に及ぶ国家の公共投資、それから地方公共団体におけるやはりこれに見合った公共投資という中で雇用創出をされると、こういうふう聞いておりますが、まず私は労働大臣にお聞きをしたいのでありますが、たとえば経企庁長官がわが党の書記長の質問で十五、六万の雇用創出ということを予算委員会であつていますが、その中身について十五、六万というその概括的なことでなくて、たとえば労働省が中心官長として、農林省関係ではこういう状況だと、運用省関係ではこういう状況だと、経企庁関係はこうだと、こういうふうに分けていふといういわゆる雇用の創出についての具体案、それからある程度の人数、そういうものの積み上げをされたのかどうか。それからいま一つは、やはり何となくでも大きいのは地方公共団体における雇用創出だと思ひますが、これについても私はこの手元に五十三年度地方財政計画というのを持っています。これは国家財政に見合つて地方財政がどのように施行されていくのか。それで、この中でも一つの大きなウエートとしたしまして公共投資という問題が大きくこれは載つてはいるわけですが、こういう場合についてやはり私は具体的には都道府県別にこれを積み上げをしていかないと、計量的に十五万とか十六万などというところを出しても、実際は意味がないと思ひます。そういうふうな、少なくとも労働大臣でありますから、経企庁長官が十五万とか十六万とお答えになるときは、それらの中身を把握した上で私はお答えになつていふと思ひます。ですから、それらの問題についてまず何と言つても主管官庁である労働大臣の方で、いま私が申し上げた国としての雇用創出の中身の問題、それから地方公共団体による雇用創出のための中身、具体策について考え方を聞かしてくだい。

○政府委員(細野正君) ただいまの先生からの

お話ございました公共事業の労働者の吸収力についての、経済企画庁長官が御答弁になりました数字でございますが、これはもう先生も御案内のよう、各事業所管官庁におかれて過去の平均的なデータ等をもとにしてマクロ的に計算されたものでございまして、したがって、いま先生がおつしやいましたような具体的な裏づけを持った積み上がった数字というものは、これは予算成立後に、たとえば各都道府県からそれぞれどの場所であろうという事業をやるといふふうな申請が出てまいりまして、そういうものをそれぞれの事業所の所管官庁のところでそれについての認定をされた上で決定をしていくと、こういう性質のものでございまして、したがって、お尋ねのようにな積み上がった数字というものは現在のところはまだないと、こういう状況でございます。

○安恒良一君 まだ予算が成立してないから最終的な金額決定ができないと、こう言われればそれまでです。しかし、私はいま大臣が言われまして、また、所信表明でも言われましたように、非常に緊急な状態だと。しかも、十五カ月予算を組んで、前倒しで十五カ月予算は執行されているわけですね。そのときに、ただ単に、マクロ的に物事を見て、これだけの雇用があるんだということでは国民は理解ができないと思ひますね、御承知のように十五カ月予算、公共投資についてはいわゆる前倒しでやると、こういうことなんですから、なるほど、五十三年度予算決定はいま参議院で議論しています。そういう場合にそれができたら、それから今度は都道府県の計画を見てそれとやらというふうになつて、その決定は非常におくれてしまふんじゃないでしょうか。だから、私はいまの段階において少なくとも主管庁としての労働省は、ある程度そういう問題を、ただ単にマクロ的に計量、計数的に物事を見るのではなくて、具体的に、少なくともたとえば農林省関係が非常に雇用創出が大きいとすれば農林省にはどうという問題をやつてもらいたい。これは公共事業だけではありません、全体としての雇用創出に

ついて。たとえば、運輸省についてはどういふふうな雇用創出をしてもいいかという考えが労働省にあつてしかるべきです。そして、それが各省に示され、各省は各省なりに労働省の要望を受けて、これはこれから各省全部いまだから聞くんですから、実は労働省からのこういう要望についてわが省はこういうふうにとこたえていくんだということがなければ、そういうものもないんですか。そういうものがなくて、いわゆる具体的にまず予算の決定を待つて、そして地方公共体が決めて、それから積み上げをするなど、そんなことじゃお粗末そのものだと思ひます。そういうことで、私は労働行政というのは、とても雇用問題というのを国民はあなたたちにそんなお粗末だつたら任しておかれぬと思ひます。そこらの点は大臣どうですか。

○国務大臣(藤井勝志君) お考えの趣旨は私も一つの見識として十分理解ができます。ただ、現在の日本の雇用政策の仕組み、政治の仕組みというのが、かつて終戦後、経済安定本部というものが、これがやはりこの雇用と結びつけて事業を施行すること。そして、すべて安定本部にオーケーをとつてこの事業が施行されたというふうな仕組みであれば、お説のような労働省が中心に具体的な事業の積み上げを踏まえて雇用者の数なり失業者の実態というものをこれを把握できると思ひますが、現在はやはりそういうような仕組みでなく、やはり全体の経済の回復、不況の脱出ということとこれを前提にいたしまして、そして個別のとりあえず雇用安定政策として必要な去年発足しました雇用安定資金制度、それから先般施行された離職者法による対策と、そういうもので推進をいたしまして、そして最終的にはことしの五十三年度末においては雇用者数が五十五万人ふえるであろうと。そして、失業者は五十二年百十五万人であつたものが百十万人、五万人ふえる、と、こういう見通しのもとに対策を進めておると、こういう現状でございます。

○安恒良一君 論議が全然かみ合つてません。

ますます大変失礼なことでありますが、お粗末と申し上げざるを得ない。それはなぜかと言ふと、今日のわが国における雇用拡大のためには景気回復以外にはない。これはお互いが意見が一致をしているところである。そこで、景気回復についてどうするかということが予算委員会の中心議論になったときに、私も野党側として、社会党としましては大きく四つの柱を立てて政府に迫った。

その一つは、いまも議論になつてます公共事業等を中心とする政府並びに地方自治体の財政支出における景気回復。

第二番目の問題は、私は国内需要喚起の重要な要素としての賃上げ、減税。

それから、社会福祉、社会保障等の内容充実。この四つの柱を立てて論議をやっているわけであり。

ところが、この残りの三つの柱についてはどうも福田総理以下閣僚大臣は消極的なんです。たとえば、一つの例を言うならば、五野党一致して一兆円減税ということについて、残念ながら三千億と云う。年金を中心とする福祉、社会保障の引き上げについてもせいぜい三、四百億ということになって、賃上げはこれから労使自主的に決められること。ですから、主として政府の今日の経済拡大ということについては、政府並びに地方自治体の財政投資によってやろうというのが福田内閣の一貫した方針なんです。そのことのいい悪いは別にしまして、それはなぜかと言ふと、御承知のように民間の設備投資が急速に今年ふえるという傾向にあります。これも予算委員会の論議を幾ら見ても電力関係を除いては民間の設備投資はない。そこで、福田総理以下閣僚が一致をして言われていることは、政府の財政支出並びにこれに伴う地方公共団体の財政支出というものがわが国における景気回復の大きな役割を果たし、そしてそれが雇用創出をするということを一貫して答弁をされている。そういうことになるならば、いまの今度は労働大臣の御答弁では全くお粗末ということ。それはなぜかと、そういうことになれ

ば中心官庁である労働省としては、そういう政府の財政支出が使われるに当たって、雇用創出について労働省としての一つのやはり方針があつてしなくてはならない。それは労働省だけではできないので、関係各省の協力を得なければならぬのに、だから私は関係各省をきよう呼んであるんですが、まず私がいま聞いていたことは、労働省として関係各省に対して雇用を創出をし、拡大をするためにこういうことをぜひ協力してもらいたいということとを申し入れられているならば、その項目、中身を明らかにしてもらいたい。こういうことを言っているわけだ。そうしたらいま大臣の答弁は、すでに成立いたしました二つの法律をもってその結果論はいわゆる年度末にこうこうこうなるでは、それは社労委員会における雇用問題を中心に議論する委員会としては余りにも平面的な物事の見方と言いますか、結果だけであつて中身がない。きようはやはり社労委員会なんです。予算委員会と違つて、少し中身をやはり掘り下げるといふ意味から、ぜひ労働省として関係各省に対して、雇用拡大のためにいふゆるどういふ方針を打ち出されて御協力を求められているのか、なけりやない、あるならある、あるとすればどういふ中身なのかということについて、ぜひひとつ説明をしてもらいたい。

○国務大臣(藤井勝志君) われわれとしては、日本の経済実質七%の成長率という、この達成にまず全力を傾注をする、そしてそれが差し引かれないうちに物価の安定には絶えず配慮していく。それによつて景気回復、不況の脱出という、これがまず雇用問題解決の大前提である、このように考えるわけでございまして、そのようなことがスムーズに実現されるならば、過去の雇用の状況から考えましても、とりあえずわれわれとしては、雇用安定資金制度の活用あるいはまた特定不況業種離職者臨時措置法等々の運用によりましてこれがやつていけると。同時に、新たに中高年齢層の雇用対策として、あるいはまた新しく受け入れる中高年齢者に対しては、事業主にこれが助成をし

ていくと、こういうふうな施策を総合的に推進することによつて問題が解決する、問題は前進するであらうと。まず何よりも一番基本は不況の脱出であり、そのためには積極的な大型予算が公共事業を中心にして組まれておると、この予算の成立を見て実施を圖つてやつていこうと、こういう考えでございまして。

○安倍良一君 労働大臣、そんなことはもう何回も聞いてわかつています。そういうことを聞いていゝるんじやないんです。いゝゆる、いまのわが国の政治の課題というのは二つあるんだと。一つは何としても四年連続の不況をどう克服するか。それと同時に、雇用問題というのは、これは福田総理を初めあなたも所信表明の中で言われているように、雇用問題というのは非常に重要な政治の課題だということなんです。その場合に、じや雇用問題を解決する一つの問題としては、何としても景気回復を図らなざるを得ない。そのことについて私は何も否定してない。問題は景気回復の仕方について、自民党や、あなたたちと私たち野党との間に考え方の相違がある。しかし、そのことをいまここで議論しようとはしてない。

そこで、景気を回復する最大のものは何かということ、いまの場合には、もう民間の設備投資ということとは事実上大して期待ができない。これより以上輸出をふやして、さらにそれをてことして景気回復もできないと、こういうことになつていゝるわけなんです。これはお互いに認識の一致しているところなんです。あと何かという、内需の拡大だ。内需の拡大の中で意見の食い違いが出ていゝる。しかし、そのことはおきましようとはくは言つていゝる。そのことをおきまして、それならば、いま政府が言われているところの積極大型予算を組んで、しかも十五カ月予算、前倒し予算を組んで、そして景気を回復すると同時に、それはいまの雇用状況を一手には解決できない。一手には解決できないけれども、雇用もこのことによつて安定の方向にいくと、こう言われているから、わかりました。それならば、そういう方向について労働

省として方針がないとおつしやるならやむを得ない。労働省として、雇用創出について、各省に対して、実はこういう点で協力してもらいたい。たとえば、運輸省なら運輸省の場合に、いゝゆる第三次産業、サービス業、輸送業、観光業なら観光業について、こういうふうな雇用はふえないものだらうかどうだらうか、農業なら農業の場合に、農林省に対して、林業関係についてさらにこういう雇用の創出はできないだらうかと、こういうこと、そういうことも労働省としては全然御相談したことはないんですか、あるんですか、それだけ聞かしてください。なけりやないでやむを得ません、それは。

○政府委員(細野正君) 労働省が今回の不況の中で、雇用の維持拡大ということを図つていゝかなけりやならない。そのために政府内部でどういゝことを発言し、あるいは要請をしていゝるか、こういうお尋ねでございしますが、まず基本的には、先ほどから大臣も申しましたように、全体としての経済の回復ということが主眼でございまして、したがひまして、七%成長のような比較的高い成長を維持してもらふということについて、労働省としてもその実現に努力をしてきたわけでありまして、さらに、公共事業につきましましては、いまお尋ねのように、あくまでもこれは景気回復ということに主眼があるわけでございまして、したがひまして、景気を回復するための、先ほど申しました七%成長というものの主導力としてこれを私どもが期待をしておりますと同時に、雇用そのものの吸収という面も当然重視してまいらなければなりませんので、したがひまして、私どもは公共事業を実施する場合に、その大部分というものが国の補助によつて、都道府県においてあるいは地方公共団体において行われるのが公共事業の実態でございまして、したがひまして、各都道府県あるいは公共事業の実施主体等において、地域の失業情勢というふうなものを配慮した計画を出してきた場合に、それについて各事業所管官庁が十分考慮をお願いしたいということをおねがひ

いをしておるわけでありまして、そのことは公共事業実施推進本部における大蔵大臣の御発言、その他の中にも明らかにあらわれているわけであります。さらには先ほど、これも大臣からお話ございましたけれども、特定の地域、たとえば造船地域等につきましては、造船の事業の不振ということが大きく地域の雇用失業情勢に、あるいはひいては市町村全体の住民問題自体にまでなる懸念もございまして、したがって、近く経済対策閣僚会議にあわせまして、雇用関係会議をお願いいたしまして、そこで造船業の事業拡大問題についても要請をしてみたいと、こういうふうにご意見をいただいております。

○安恒良一君 どうもあれですがね。私は、そこで前段言ったように、雇用対策の面は何かあるかという、一つは失業防止、二つ目には離職者に対する措置と再就職の促進、そして三番目には積極的な雇用の創出と拡大なんですよ。労働省は、この三つを私はやる省だと思ふ。特に第三番目には、労働省だけではないから、関係各省の御協力を得るなり地方自治体の協力を得てやるのが私は労働省の任務だと思ふ。しかし、あなたたちの話を聞いてみると、二つの法律が出た、これはやっぱり失業防止もしくは離職者に対する措置と再就職、特定のですね、それを何か一生涯懸命やっておいて、あとは七割が達成できれば、経済が拡大するから何とかなるだろうと。それじゃ第三番目の、いわゆる雇用拡大創出ということについての配慮が余りにも労働省はなさ過ぎるのではないですか。ただ、造船なら造船はやりまస్తు、こう言つて、そういう、あくまでもあなたたちは、どうも見てみると、失業の防止と、もしくは離職者に対する措置と再就職だけのことを考えておられて、意欲的に今日恒常的に百数十万と言われている失業者問題について、雇用を拡大をしていくというところについて何ら方針がない。たとえば一つの問題として私が聞いているのに、一つもお答えになりませんけれども、たとえば定年制の延長の問題であるとか、さらに時間短縮の問題の指導であるとか、こういうことをこれは労働省の方針として、やはり雇用拡大の一つの方針ではないですか。そういうようなことを労働省は労働省として持ち、さらに各省に対していろいろな協力を私は求められてしかるべきだと思ひますが、幾ら聞いてもそんなことがないというのは、全く私はお粗末だと思ふ。しかし、幾らこのことで論争してもやむを得ません。労働省が全省にそういうことをやっておられなければやむを得ませんから、省別にひとつ聞いていきますから、答えてください。

まず、大元であります労働省自体として、今度はですね、他の省にやなくて労働省自体としての雇用拡大、雇用の創出についてどういう方針をお持ちなのか、またどういうふうになに実行されているのか、この点についてお聞かせを願ひたい。今度は労働省だけの問題にしましただから、どうぞ。大臣、どうぞ。

○國務大臣(藤井勝志君) 御質問の趣旨が、あるいは正確につかめていないかも知れませんが、すでにいまいろいろお答えをいたしたことで、おおもわれわれが考えておること、私が考えておることを申し上げたつもりであります。労働省として各省にいろいろの注文をするという、こういうことは、私はやはり日本経済全体の歯車の中で景気の回復をしていき、それが農林省関係であるとか通産省関係であるとか、あるいは厚生省関係であるとか、それぞれの職場が雇用の問題にかかわり合つてくると、こういうふうな考えをわけてございまして、こちらから農林省の方へどうして、建設省の方へどうして、こういうことを、まあ建設省の場合はこの失業者吸収率制度という制度によつて、これから積み上げてこられるわけでございますけれども、したがつて、われわれとして打つ手は、先ほどもちよつと触れましたように、たとえば新しい雇用政策として中高年齢者を雇い入れる事業主に対して助成制度を創設をいたしまして、これは民間の活力を生かして、ともどもに雇用の創出を図つていこうと、こういうこと

でありまして、特に現在の雇用問題というのが産業構造の転換という、こういう面から大きく影響を受けておるわけでございますから、これからの雇用政策というのは、やはり職業訓練、こういうものとの結びついて、これからの時代が求める人の訓練と、こういうことも配慮しなきゃならぬというふうなことを考えておりました。後ほどまた御審議願う職業訓練法の改正ということとは、そういう趣旨を踏まえて提案をするわけでございます。私はまさにいまいふゆる高度成長から安定成長の軌道にスムーズに移りかわる、しかも、その中身が質的に変わつてくると、こういうときでありますから、まさに模索しておる時代であるとしたがつて、いろいろ現在の自由経済体制を前提としたわれわれの雇用政策というのは、一応現在のところ一つの方向に向かって努力しておると、こういうふうなことを御理解いただきたいと、このように考えるわけでございます。

○安恒良一君 何回も言いますように、もう全体の問題はなかなか労働省むずかしいようですが、その問題はいま労働省にしまつてますから、その角度でお答えを願ひたい。経済七割成長すれば解決するなどという話ももう百遍聞いたつて、それは具体的な問題じゃないんですから、それはわかつてるわけですから、もう私は残念ながら労働省が他の省に対して建設省以外にはやってないというところ、わかりましたから、それは非常に失望も持ちますが、いまは労働省に問題をしまつてますから、どうか大臣のお答えもひとつ労働省の、そこで、いま大臣が労働省として雇用をやはり創出していく中の一つの重要なことについて触れられました。私はさつきから言つておりますように、素材型産業から高加工型高付加価値産業へと転換をしていかなきゃならぬから、それがためには労働者の技術をそれに高めていかなければならぬと思ひます。ですから、その意味で今回法律改正を出されているという点について、これはまあいづれ改めるといふ点について、これはまあいいから、それだけで労働省の場合いんだろ

うかということについてお聞きをしたいんですが、実はいまわが国は、アメリカやヨーロッパ、EC諸国との間に貿易不均衡問題が出てますね、貿易不均衡問題。その場合、往々にして各国はいゆる保護貿易主義に走つてはいけないうと思ひわけでありまして、そこで、過日、アメリカのAFL-CIOの代表が来たときのやりとりを見まして、必ずしもアメリカの労働者やECの労働者というのは保護貿易主義を望んでるというふうにはわれわれは考えてません。しかし、いわゆる公正な競争といふか、公正な労働基準、これはやるべきじゃないかということ強く相手側は言つてゐる。私はもつともなことをだと思ふ。

そこで、私は労働大臣にぜひ聞きたいんですが、雇用の積極的な拡大、創出から言ひましても、週休二日制の完全実施という問題。しかし、これも一遍にできないというところで、当委員会でもしばしば議論をされておりますが、たとえば、まず金融機関については週休二日制をやる、それから公務員等についても、地方公務員を含めて週休二日制をやる、そのことは雇用の創出になると思ふ。実は前石田労働大臣に私が当委員会でも質問しましたら、金融機関の週休二日制とか、それからいろいろ雇用の達成の問題とか、こういう問題については大臣みずから積極的に金融機関の代表と話し合ひをしたと、こういう石田労働大臣の意欲的な答弁をいただいたことを私は知つてゐるわけですが、そういう、労働省がまずやる問題としてひとつ私は週休二日制、これも全体一遍にやればいいんですが、なかなかそれができないわけ、というところ、実際に実行していくことが一つの雇用をつくり出すことに私はなると思ひますが、そういう問題であるとか、さらに、大臣は触れられませんでした、中高年齢雇用のいわゆる雇用不安、これは大きい問題だ。定年延長を労働省みずからは指導されてるやうな感じが、逆に民間企業においては定年短縮の提案がいろいろ出されてる。こういう問題について労働省がやっぱり

どう指導していくのか等々、私は労働省みずからが御努力をされれば雇用拡大に、一般論的に景気が七％成長すればそれで日本の経済は立ち直るし、雇用問題も何とかなるなどという、そんな一般論をやるんじやなくて、具体的に労働省みずからとして指導性を持つてやればやれることがあるし、しかも、いま、そのことは貿易問題において公正労働基準という角度においていろいろ問題があるときに、所管大臣としては少なくともそういうことについてやっぱり意欲的に指導していくと、こういうことがあつてしかるべきで、また、そんなことのお答えが聞けるだろうと思つて期待をして聞いたんですけどね、全然大臣は触れられないし、補佐してる官僚の皆さん方も知らぬ顔の半兵衛決り込んで、一つもそういうことで、そういう点はなんですか。私は労働省みずからとして、労働省が行政努力をされ、協力要請をされれば、そのことによって雇用がふえる問題としていままで各労働大臣が挙げられてることの一つは時間短縮、定年の延長ですね。時間短縮、定年の延長についての労働省はかなり意欲的な御発言等もありましたし、私はきょうは、実はこういう問題について、こういうふうになつてゐるんだ、それと、金融機関の問題については前労働大臣はそういうことで、こういうふうになつてゐるんだ、それから、いま労働省自体は雇用延長を指導してる、現実にもこういう雇用短縮等の問題については少なくともこうしてもらいたいという指導をしてるんだとか、そういういわゆる労働省としての二つの角度から——わが国がいまだ二つの角度から、一つは雇用問題の解決をしなきゃならぬ、一つは貿易不均衡という問題もありまして、そういう問題等いろいろを考えると、それぐらいの積極的な施策というものは労働省みずからとしてあつてしかるべきだと思いますが、そういう点はどうでしょう。

○国務大臣(藤井勝志君) 労働時間短縮、週休二日制の問題、これはもうわれわれとしても積極的

員会でも述べてきたわけでございまして、これは私が先ほどの答弁の中でこれに言及いたしませんでしたのは、われわれは当面の非常に深刻な不況対策としての決断手としてすぐ役立つとは考えておりません。ただ、中長期に考えまして、やはり御指摘のごとくこの国際競争の要因として日本人の働き過ぎということがしばしば言われております。まあ外の要因のみならず、やはり経済が高度成長から安定成長への軌道へスムーズに移り変わるという場合には、やはり従来のような仕事量ではなかなかやっていけない、結局仕事をお互いが分かち合うという、こういう面からいたしましても御指摘の点はぜひ推進をしなきゃならぬ。したがつて、もうすでにわれわれは具体的に、とりあえず銀行あたりを中心にこれが実施されるように、週休二日制が完全実施されるような方向を現在事務的に相談を進めておるわけでございまして、ただ銀行の場合、御承知のごとく銀行法がございまして、やはり法律に、これは相当戦前の古い法律でございまして、銀行の場合は週一日しか休んではならないと、一日以上の休みはとつてはいけませんという法律で決まっております。でございまして、この銀行法の改正というこの問題がまたほかとの関係において相当事務的に簡単にいかないという現実もございまして、まあ何とかしてひとつ銀行の週休二日制ぐらゐを突破口にして、そして日本の全体の産業が少なくとも欧米先進国並みに、賃金の方はある程度改善されましたけれども、労働時間の面がやはり国際的にも問題になつておりますし、国内的にも仕事を分け合うという面から言つて必要でありますから、これは大いに推進をしなきゃならないと、このように考えております。

かむずかしい問題でございまして、逐次定年延長の奨励制度を設けて、そして労使の話し合い、終身雇用制度であるとか退職金制度であるとか、こういったものはやはり労使間で自主的に話し合いをしていただいて、そして定年延長がスムーズに行われるような行政指導を推進していきたいと、このように考えておるわけでござい

○安恒良一君 いまちょっと労働大臣の御発言の中で気になる点の一つあつたんですが、いわゆる週休二日制の実施や労働時間の短縮は、当面の雇用安定にはすぐ役立つと、主としていわゆる貿易問題における公正労働の基準からと言われましたが、私はそんなことないと思つてゐます。週休二日制や時間短縮が行われればそれはイコールじやありません、全部が全部同じ関係とは思いませんが、私はかなりのやはり雇用量の増大に

そこで、私は重ねて次の点を労働省に聞きたいんですが、雇用創出につながる週休二日制、労働時間短縮の具体的なプログラムをお持ちですか。そのプログラムがあつたらそこでひとつ具体的に明らかにしてもらいたい。これが一つです。

それから第二番目には、いまおっしゃいましたように、当面金融機関からやろうと、こういう労働大臣、これは前労働大臣から言われてゐるんですが、そこで私は、もうこれも古くて新しい話と

いいますか、新しく古い話といひますか、もう何回も各国会の中で議論をされてゐる。そこで、私はむしろもう今国会で銀行法の十八条について削除する。いまおっしゃつたところは銀行法の十八条なんです。このことについてどうすれば、金融機関の週休二日制というものは道は開けてくるわけですか。すでにこれはもう労使でも何回も金融機関においては議論をされてゐるし、それから銀行法の削除についてももうこの国会じやなくて、前の前の国会でも、何回も労働省なり大蔵省に対して委員会の論争が議論をされてゐるわけなんです。そして、その場合にいつも前向きに検討

するということとです。今日まで来てゐるんですが、どうでしょう、大臣。これは大蔵省も見えなつてますから、両方から答えてもらいたいんですが、銀行法の十八条について今国会において削除して、とりあえず金融機関の完全週休二日制の道を開くと、こういうことと、前段の具体的なプログラム。これはいいことだ、いいことだ、奨励奨励だけじゃだめなんですよ。やはり、労働省としては具体的なプログラムを持たないと、私はなかなかそう簡単に週休二日制や労働時間短縮というものは進まない。一般論では困りますから、そういう具体的なプログラムについて、二つの点について聞かしていただきたい。

○国務大臣(藤井勝志君) ちよつと私先ほどの答弁、私の真意が言葉足らず、十分お伝えできなかった気もいたしますから、当面時間短縮がすぐ雇用と結びつかないという、これはやはり時間短縮というのは企業のコストと結びつくと、そうすると、これをいきなり現在の不況の状態を強引に進めるといふことになると、零細中小企業というものが非常に困る。あるいは倒産と、こういうことによつて雇用の創出を図ろうとしたのがむしろ逆に雇用がなくなつてくるというふうな、こういうことが考えられますから、そこを十分配慮しながら前進をしていくと、こういう意味で、とりあえずの急いだ雇用対策としては他の部分を中心に考えて、中長期的な大きな課題として時間短縮の問題をとらえたいと、こういう意味でござい

それから、いまの時間短縮のスケジュールの問題であります、これはいろいろいま検討をいたしております。同時にまた、銀行法の十八条改正の問題については調査会が設けられて検討をしておる最中ではございまして、この問題の詳細につきましては、せつぱく大蔵省が見えておりますから、その方面からの答弁にひとつ譲りたいと思ひます。

○安恒良一君 それじや大蔵来てないそうですね、後で呼んでください。私の持ち時間の中でそ

を聞きますから。

それでは、労働省はこれぐらいにしまして、次は農林省お見えになつていと思ひますが、農林省のいま私が言ひましたことは、私は農林省といふのは、やはり雇用拡大には非常に重要な役割りを持つてゐなければならぬ仕事だと思ひますから、農林省自体の雇用拡大、創出についてどういふ計画を持たれてゐるのか、また実行状況がどうあるのかと、この点についてちよつと御説明願ひたい。

○政府委員(田中宏尚君) 農林省関係の公共事業につきましては、どの程度雇用創出効果があるかといふものをその積み重ねで計算するといふこと、いろいろむづかしい点はございますけれども、従来の労働比率といふものを参考にいたしまして計算いたしますと、農林省関係の公共事業全体で、五十三年度現在御審議願つてます予算で、延べ就労で約八千万人日が全体として見込まれてゐるわけでございます。これは五十二年度の実績見込みに比較いたしますと約一千万人日増加となつておりまして、これを通常年間二百六十四日働くといふことで仮定いたしますと、新しくといひますか、前年に比べましてふえたと考えられます就労人口といふものは、約三万七千人といふふうに積算してゐるわけでございます。先生御承知のとおり、農林省関係の公共事業といふものは全国の農山漁村で相当広く行われておりまして、それぞれの地域での雇用について下支的な効果といふものはそれなりに上げてゐるわけでございますけれども、このところの不況といふことに着目いたしまして、できるだけその五十三年度の事業費の配分等に当たりましては、失業多発地帯の都道府県からの事業申請というものに重点的に配慮した形で予算の配分をいたしたいといふことで、側面から雇用対策にできるだけ資するような心持ちで運営したいと思つてゐるわけでございますけれども、具体的には現在国会で御審議中でございまして、まだ県別にどういふ配分にはもちろんなつておりませんが、事あるごとにその都道府県

なりあるいは農林省の場合には地方農政局といふのがございまして、ここで予算の配分等実施面を大部分担当しておりますので、そういう地方農政局の担当等につきまして、そういう配慮を十分するやうにという事前の指導といふものをやつてゐるわけでございます。

○安恒良一君 どうも、これもまたあと各省も同じことになつてゐると思いますが、予算が審議中である、このことはよくわかるわけですね。たとえば、それならば逆に聞きますと、この予算が今月か来月の初め決まつたらすぐやれるのかどうかといふことになると、私はやっぱり事前の準備がないとできないと思ふんですね。だから、少なくとも私はこれだけ雇用問題なり景気回復問題が議論されてゐる以上、最終的な細かい詰めは予算が決まつた後、いわゆる都道府県なりといふところやられると思ひますけれども、少なくとも今日農林省なら農林省の、いま言われたやうな予算を積算されるに当たつては、たとえば失業多発地帯であるとか、それから農林省の場合でありますと、出かせぎ地帯であるとかいふところについて、やはりなかなか今日では出かせぎに都会に出て来ても仕事がないとなつてゐると、そうすればもとの農村地帯において雇用創出していくなどという、私は大まかなアウトラインがあつてしかるべきだと、そういうものがあつた中で予算といふのが積算をされ、ただし最終的な詰めはこれは各省とも共通に予算が決まつた後で、地域といふことになつてゐると思ひますから、どうかいま言われたやうな——三万七千人などといふこの数字はわかりましたけれども、やはりある程度私が知りたいのは、農林省としてやはり重点的にいふやうな地域に、仕事の中身は大体いふやうな中身なんだと、そして、それに大体これぐらいの人間が吸収できるんだと、こういうことをひとつ御説明を願ひたい。ただ単純に、八千万人日ですか、これが去年に比べて一千万人日ふえてゐるからこれぐらいといふことだけでは、やはりもう計量的な、モデル的な計算にしかすぎないわけですね。それでは私は

国民安心できないと思ふんです。ですから、私は余り時間ありませんから細かくはなかなかできないと思ひますが、そういう角度でひとつこれからは答えてもらいたい、各省、できるだけそういういま申し上げたやうな、農林省的なやり方ではなくして、ですから農林省も時間が余りありませんから、簡単にもしも私が申し上げたやうなことが積算をされておるならば、あくまでもこれは最終的決定でなくて結構なんですから、アウトライン的になつても失業多発地帯における、特に農村地帯における問題等についてどうやうに考へてゐるのかといふことについてあれば聞かしてもらいたし、いまなければならぬといふことで結構です。その点答えてください。

○政府委員(田中宏尚君) 農林省の事業は、御承知のとおり土地改良でございますとか造林でございますとか、それぞれその地域に張りつてゐるの必要といふことで本来予算が計上されてゐるわけでございまして、たださういふ中でも雇用に及ぼす効果といふのが大きいわけでございまして、それからただいま先生から御指摘ありましたやうに、農林省自体の抱えてゐる問題としてその出かせぎといふ問題もございまして、さういふ点につきまして予算の配分どう傾斜配分していくかといふことがその実行面として一番問題になるわけでございまして、この点につきましては、先ほども御説明いたしましたやうに失業多発地帯の県からの申請といふものを重点的に配慮するといふやうな、予算の配分に当たつての配慮といふことで進んでまいりたいと思つておりますし、それから現在予算の審議中ではございまして、いろいろできるだけ年度を明けましたら早期に公共事業を実施したいといふことで、事前にさういふ心づもりでヒアリング等に当たつてゐるといふのが現状でございます。

の前倒しがされて行われておるわけですね。私はそれは時宜に適した方法だと思ふんです。ですから、私は何かどうも皆さんの意見を聞いてゐると、予算が決まつて、それからヒアリングが行われないと何か話せないといふところがどうしてもほくはわからないわけですね。私はアウトラインでいいと、こういうことを言つてゐるわけですね。たとえば、極端なことを言つて四月三日に予算が上がつたと、突然四月五日から作業に入るわけじゃないんですよ、こんなものは。さうでしょう。四月五日から作業に入つて、それから一から出直しておつたらいつごろ終わるかかわからないです。そんなことじゃ福田総理がしゃべつてゐることと全然あなただちのやつてゐる事務はまる反対のことになるんだから、さういふはずはないはず。予算が決まると同時にそれは直ちに発動できると、発動できるといふことで、いわゆる前倒し前倒しといふ議論があるわけなんです。だからその限りにおいてはかなり私は作業が進んでゐる。ただし、最終決定はどうしてもお役所の性格として予算が決まらぬといふ、これはあなただちの立場はわからぬわけではない。しかし、私は最終決定のことを言つてゐるわけじゃないんですよ。まあ、農林省はそれぐらいにしておきましょう。いずれにしても、この問題は今後とも引き続いて私は関係委員会の中であれをいひますから、どうかこの次のときには少し中身を具体的に話せるやうにしたいだと思ふ。

次に建設省お願ひします。

○説明員(橋崎泰道君) 建設省の所管公共事業は治水、道路、海岸、住宅いろいろあるわけでございまして、それらに必要な直接の労働力需要といふものを各事業ごとに工事費の百万円当たりの投入労働者の延べ人数という形で算定、推計をいたしております。それによりますと、五十三年度は前年度に比べて約九%増の千五百万人日の増が見込まれる。これを先ほど農林省の方から御答弁ありましたやうに一人年間二百六十四日就労するとして単純に人員換算をいたしますれば約五

万人に相当すると、こういうことでございます。その各事業ごとの内訳につきましては、治水事業につきましては五十三年度は約二千八百万人日、道路整備につきましては約六千六百万人日、住宅対策につきましては約四千五百万人日、下水道につきましては約三千三百万人日、海岸、公園につきましては約三百万人日、災害につきましては約千二百万人日、合計で約一億八千万人日といふことでございまして、五十二年度の実績見通しとの差を計算いたしましたのが約千五百万人日、それを単純に換算したものが約五万人と、こういうような情勢になっております。

○安恒良一君 まあ、これも後から詳しい資料を私はぜひもらいたい。いまちょっと言われましたが、わかりかねます。それと同時に、どうも御本人もお答えになつてゐるように、単純に割ればこれだけだといふその単純に割つただけで何か機械的に人がふえるようなことでは困りますから、少なくとも私は、たとえば建設省にお聞きをしたんですけど、これも有名な話になつて、笑ひ話になつてゐるんですが、建設省が復活予算をしたときに事務次官が一に労働、二に河川、三、四がなくて五に下水道と、こういう不謹慎な発言をしたとかしないとかといふことが当時新聞に書かれてゐるのを見ました、私は本人がされたかどうか知りませんが、そうしますと、たとえばいまあなたが言われました道の整備費が一兆六千億組まれていますね。それから下水道が七千億組まれています。私は道を整備することも雇用創出につながると思いますが、私は、やはり建設省がやられる場合のこういう問題については、全国にある程度まんべんとなくやられるといふところに一つの重点を置かれるといふことも、一つの雇用創出なり新しい仕事をつくり出すことになるんじゃないだろうか。たとえば、同じ公共事業費の中で本四架橋をやるとか東北新幹線と、こういう問題は、たとえば宮城県なら宮城県における労働者不足という問題がこう地域的には出ている。しかし、

全国的には、一方においてはたくさんの方が余つてゐるといふことになる、どうしても同じ建設省が担当される場合でも私たちは国民の日常生活全体に関するもの、たとえば下水道の場合にわが国の普及率といふのはまだ二〇％なんです、実は二〇％。経済大国、大国と言つておきながら、ヨーロッパに行つたりアメリカに行つたらとつても恥ずかしくてそんな話ではできないこれは状況ですね。そういう場合において、やはり建設省のやられるところの雇用創出といふことには、国民の生活基盤、たとえば学校の問題とか、保育所の問題とか、これはまあ各省後から聞こうと思つてはありましたが、そういう問題点に、日常生活に

つながつて、しかもかなり全国的に不足をしてゐる。こういう問題で学校とか、保育所は建設省の所管事項じゃありませんから後から所管官庁に聞きますが、まあ、建設省としては一つのやはり組み立てられる場合に、下水のことなんかについてそういう同じ公共事業費を使うにしても、できるだけこれを全国的に公共事業費が国民の生活基盤に密着しながら使われると。そして、それが雇用増大につながる。こういう配慮はされたのか、されてないのか。まあ、たまたま事務次官の復活折衝の重点がどうも道、道といふことに置かれてゐるうちに、当時新聞を見てつくづく情ない話だなあと思ひましたもので、それから、そういう点について聞かしてくださいます。

○説明員(橋崎泰道君) 先生御指摘のように、公共事業はそのときどきの社会の必要性、それから地域の必要性といふことに密着して行われているわけでございます。まあ、当面の社会資本の整備水準が欧米に比べて低いといふことから、その地域の社会資本の整備状況、あるいはその地域におきますニーズ、それから地方の財政、それからそれらを総合的に踏まえた各公共事業の種別ごとの長期計画、そういったものに基づいて実施されておるわけでございます。当面の経済情勢にかんがみまして公共事業に課せられた当面の課題が、景気の回復と雇用の安定にあるといふことでござ

いますので、その公共事業費の地域配分といふことにつきましては、地域の特長等を十分考慮して地方公共団体とも密接な緊密な連絡をとつて対処すると、こういう方針でございます。○安恒良一君 これも議論が合いませんから、そのまゝにあらしておきたいと思ひます。後でまたあれします。

それじゃ、次は運輸省どうですか。○政府委員(西村英一君) どうも先ほど来のやりとりを伺つておりました、また先生のおしかりをいただくようなことになるわけでございますけれども、運輸省所管の公共事業と申しますと、海岸、港湾、空港、災害復旧関係、そのほかに国鉄、鉄道建設公団等の鉄道工費がございまして、これらにつきましては、まあ、マクロ的に推計した数字で申し上げますと、来年度の労働需要量の見通しは延べ就労人数で申し上げまして四千七百八十三万七千人日、五十二年度に對しまして約六百六十六万二千日という増加になるわけでございます。これを先ほど御説明がありましたように、一年間二百六十四日といふことで単純に換算させていただきますと全体で六千二百九十五人の増といふことになるわけでございます。

○安恒良一君 これも同じやりとりをしておつたんじゃない時間があるから、私は、運輸省、公共事業のことだけに限られたのですが、やはりどうも私は労働省と運輸省との間に、たとえばいま私は必ずしも第三次産業だけにいわゆる失業者を吸収することをいいことだとは思ひませんけれども、かなり運輸省の所管にかかわる第三次産業の雇用増大などといふことが考えられると思うのですが、そういうような問題について何か運輸省の方針はお待ちじやないんですか。いま言われたのは、運輸省所管に係る公共事業におけるいわば単純な計算なんですね。しかし、雇用創出といふのは公共事業だけでやるわけじゃないんですから、それが中心である。だから、私は各省全部来てもらつてゐるんですから、そういう数字を単純に割つたやつを計算するんだつたら、きよう答弁してもら

わなくても資料を持っていられつしやいと言へばそれで済むことですが、そういう点はどうですか。○政府委員(西村英一君) 運輸省の来年度予算を見ますと、海上保安庁の新海洋秩序対応体制の整備といふことで前年度予算の約二・四倍、金額にいたしますと二百六十二億といふほどの金額になります、こういうことでかなり巡視船艇の整備を大幅にやるようにいたしております。これは結果的には造船不況対策の一助になるわけでございます。

そのほか細かに申し上げますればいろいろございまして、たとえば、地方交通の維持確保といふことで地方バスとか中小民鉄とか離島航路対策にも予算を確保いたしておりますし、造船不況対策そのものにつきましても、これが財政投融資でございしますけれども輸出船についての輸銀融資の確保を図るような予算を獲得いたしておるわけでありまして。

○安恒良一君 それでは、次に自治省にお聞きをしたいのですが、二つございまして。私は、自治省の指導のもとにおける雇用拡大、創出だけでなくこれは逆に今度は雇用問題の三つのテーマがありまして、いわゆる防止等々を含め、これに果たす役割りは非常に大きいと思ひますが、一つの方向といたしましていわゆる兵庫県における実情を委員長から報告されました。いわゆる労働団体、経営団体、それから県自体が学識経験者等も含めて雇用対策委員会の設置がされて、そこでいろいろ有効的な議論がされてゐる。これは実態調査で明らかになつてゐますが、そういう雇用対策委員会の設置の有無について、どれぐらいの都道府県なり市町村においてそういうものができているのか。こういうことについて自治省としてのお考えを聞かしていただきたい。それからまた、数字の問題でもあります。これが一つ。

それから、いま一つは、やはり雇用拡大に私は一つは中央からの公共投資、それに付加した各地方自治体、地方公共団体の公共投資によつて雇用が大きく創出されることになると思ひますが、こ

これらの問題についてもいまだ予算が決まっていからというところだと思ひますけれども、私はやはり一応国家予算並びに五十三年度地方財政計画というものがこれは出ているわけでありまして、これらの見合いの中でどのぐらひやはり雇用が創出されるのか。特に福祉行政として、たとえば私は国民の非常な要求として保育所の不足の問題であるとか、病院の問題であるとか、地域サービスの不足であるとか、またこれは文部省の所管ともかわりますが教育行政の不足の問題であるとか、こういう問題で非常に国民はこれらについて要望を持っています、そして、この面はわが国の景気回復にも、内需の拡大という意味から言つても、景気回復にも役立つと同時に、雇用創出にも私は役立つと思ひますが、こういうような問題点について自治省としての考え方を聞かしていただきたいと思います。

○政府委員(石原信雄君) 初めにお尋ねになりました、兵庫県で雇用対策委員会のようなものを設置しておられるということですが、この種の雇用問題に対処するための機構、組織についてどのようなものがあるか、計数的な調査はいたしておりませんので承知いたしておけません。ただ、各自治体それぞれの地域の状況に応じていろいろな対応をしておる状況は断片的には聞いております。

それから、国の予算とも対応いたしまして、地方公共団体が雇用創出の面で果たす役割が非常に大きいという点で、幾つかの例を先生御指摘になられましたけれども、私も、国の予算が雇用創出を目指して非常に大型に組まれました、この予算が完全に執行されなければ意味がない、効果が上がらない。しかも、国の予算の非常に大きな部分は地方公共団体の予算を通して実行に移される、こういう状況を考えまして、昨年末、事務次官名をもちまして、五十三年度の地方予算の編成に当たりましては最近の経済情勢も踏まえてできるだけ積極的な予算を計上してほしい、当初予算からこれを計上してほしいという要請をいた

しました。と申しますのが、各自治体におかれまして新しい年度の予算編成作業が本格化しますのが例年一月から二月初めでございまして、そのときをとらえて、国の予算の考え方、特徴なども添えて、できるだけ国の予算の考え方に沿った積極的な予算編成をしていただくように要請いたしました。

その状況であります、現在各自治体におきましては、この二月末から三月にかけて当初予算の審議のための議会が開かれております。ここに提出されております予算、都道府県だけについてはその状況を把握しておりますが、これによりまして、たとえば普通建設事業、災害復旧を除きました普通建設事業のうち補助事業、国庫補助負担金を受けて行います補助事業の場合であります、前年度当初対比で三二・五％の増の予算が組まれております。ちなみに、前年度の当初予算の場合、その前の年に比べて二〇・五％の伸びであったわけでありまして、非常に大きな増になっております。

それから、地方の単独事業について申し上げますと、前年度当初対比で四三・四％の伸びの予算が計上されております。これにつきましても、前年度当初予算の場合ですと一九・三％の伸びでございまして、これまた前年度よりも伸び率で倍以上の予算が計上されている。

市町村の状況はまだ把握しておりませんけれども、都道府県の地方課などの話を総合いたしますと、おおむね都道府県に準ずる形で予算編成作業が行われたと承知をいたしております。これらの予算、公共事業の場合につきましては、各省庁で組まれた予算の方向、方針などを地方団体なりに把握して、国の予算が成立し、各団体別の配分が行われましたならば直ちに執行に入られるような体制に入っていると承知しております。公共事業の執行等のための推進機構も非常に多くの団体でつくられております。私どもは、このような予算が次に確実に執行していただかなきゃいけない、そのためにはどうしても財政的な裏づけが

必要である、こういうことで、現在国会で御審議をお願いしておりますが、地方交付税法の関係では、一兆七千億円の特例増額をお願いしております。また、地方債につきましても、公共事業に対する起債充当率の引き上げなどを内容としまして、一兆三千五百億円の特例地方債を同じく地方債計画で予定いたしております。

また、これらの交付税の配分あるいは地方債の許可につきましては、新年度におきまして関係法律が成立いたしましたならば、できるだけ早く各自治体にこれが配分されるように、そのための準備作業を進めていく状況でございます。

それから、公共事業以外の各種の、教育とか社会福祉、その他のいろいろな地方行政につきましても、ただいま申し上げましたように、その裏打ちとなる地方財源を確保することによりまして、これらの事業が円滑に進められると、このことがまた雇用面にいい影響をもたらすものと考えまして、必要な財源の確保に努力をいたしておる状況でございます。

○安倍良一君 対策委員会の設置の有無を自治省が把握されていないのは残念ですが、やはりこれは雇用安定なりそれから失業防止なり雇用創出に非常に重要な性格を持っていると思ひますが、労働省はこの点をどういうふうに把握されておりますか。少なくとも主管庁ですからこれぐらいのことは、どのぐらいの都道府県において対策委員会が設けられている、また都道府県だけじゃなくて、場合によれば政令都市もまた市町村もまたありますから、これぐらいのことは把握をされていると思ひますが、その点どうですか。

○政府委員(細野正君) 各都道府県におきまして、労働主管部を中心にしながらも県の首脳部をキャップにしまして、それで関係の産業あるいは公共事業等の主管の部局を含めまして、いわゆる臨時雇用対策本部という形で雇用の総合的な対策を練っている、こういう仕組みをやっておりますところ、これは、現在私どもが把握しているところでは、都道府県別には四十一県でございます。

○安倍良一君 政令都市等、都道府県だけじゃなくて大きいやが政令都市等も非常に重要だと思ひますが、そういう政令都市とか市町村段階にも私はつくられていて、こう聞いていますが、それは把握されていませんか。

○政府委員(細野正君) 各安定所単位で雇用対策協議会等を設置して各市町村等の御協力を得ながら対策を総合的に進めるといふ仕組みがございまして、これは各安定所にほとんど全部できております。

○安倍良一君 それじゃ、どうかひとついま申し上げたように、安定所単位というののわかりませんが、私はやはり大きい政令都市等についてとか、それから人口がある一定以上の大きい市等において、それは安定所単位になる場合もない場合もありますね、これは、ですから、ぜひこの点はひとつ早急に一遍、これまたどのような対策委員会ができていくのかということ、それからどのような機能を持っているのか、若干違いもあると思ひますから、そういうことをぜひひとつ調査をしていただくようお願いをしておきます。そして、資料をいただきたと、その点については思ひます。調査していただけるかどうか、後からお答えを願ひたいと思ひます。

それから、自治省について、これもまあこれより以上なかなか論争しても、各官庁と同じであります、たとえば自治省がつくられました地方財政計画、五十三年度、これを拝見しますと、公共事業費の内訳ということで、トータルで見ますと、国家補助負担額は三兆九千幾らと、こういうふうに出ておりますし、それから地方負担額がそれに見合つて出されて、合計で六兆五千二百二十五億でございます、こういうふうな数字が挙げられていくわけですね。ですから、六兆五千億以上のお金が一応この地方財政計画書では組まれているから、私は相当の大きな金額だと思ひます。ですから、これからくる雇用がどういふふうに出るのかというのは、私はやはり各都道府県市町村別の積み上げがないと、金目と仕事量だけでこ

の人数を割り出すという点は、これはある程度簡単にできるわけですね。しかし、なかなか、どの省もお答えになつていないように、いわゆる単純に計算すれば、こういうお答えになるわけですね。ところが、雇用という問題は単純な計算だけでは困るわけなんです。現実にはどういふふうな雇用がふえていくかというの、単純な計算だけでは困りますから、特に自治省の場合には非常にウェイトが高いわけですから、できるだけ早くヒヤリング等をやらせて、雇用創出についての案をぜひひとつ示してほしい、こういうことも重ねて自治省に要望しておきます。

そこで、もう時間が十分なくなりましたから、銀行局の調査課長がお見えになつたということですから、いまさき、あなたがおいでにならないときに私が質問しましたことは、雇用創出の意味からも、それから公正な貿易の、いま不均衡問題で公正貿易と言われる観点から言つても、週休二日、時間短縮はわが国はきつて必要だ。これはECやアメリカからも指摘をされてゐる。そういう中で、特にもうこの国会で、何回も何回も金融機関の週休二日制の実施についてどうかということ、労働大臣に質問しましたところ、所管庁は大蔵省であるということでありまして、お見えを願いました。私がお聞きしておきたいことは、もうこの問題は、この国会でも何回も関係委員会である議論されていまして、銀行法十八条について、今国会においてこれを削除する、そして、金融機関の完全週休二日制の道をまず開く、こういうことはどうだろうかということについて、いわゆる大蔵省の銀行局としてはどういふふうな作業が進んでいるのか。それから、私が言ったことが受け入れられるならそれで結構だし、そうでなければ具体的なプログラムはどうなつてゐるのか。これは何回も何回も検討中じや困るわけですね。前向きにと。その答弁はもう百回も——私は当選して新しいんですが、先輩の議員諸君が何回も聞いていますから、私自身も当選して半年ぐらゐの間に何回か聞いていますから、そういう点について、

ひとつ考え方を明らかにしてほしい。
○説明員(関要君) お答え申し上げます。

ただいまの金融機関の週休二日制問題につきましては、私も最近、金融制度調査会で普通銀行のあり方ということをお審議願つてゐるわけでございますが、その中の一つのテーマといたしまして、銀行の取引あるいはサービス業のどういふ問題があるかということをお昨年秋に御審議を願つたわけでございます。その結果、金融制度調査会といたしましては、一応その問題についての中間的な整理を終わった段階でございます。その過程におきまして、中間的な整理といたしまして申し上げましたのは、実は普通銀行のあり方ということ非常に広範な問題でございます。幾つかのサブテーマを設けて順次これを御審議願つたというやり方をやっておりますが、やはり全部出そろつたところで相互の関連を見直して、これを最終的な結論に持つていかなければならないということで、部分、部分の議論が終わつた段階では、それは中間的な整理である、こういうやり方できつてゐるわけでございます。したがうして、これは何も週休二日制だけの問題でなくて、すべての問題についてそういうやり方できつてまいつたわけでございます。ところで、この週休二日制問題、特に土曜日に金融機関の店舗を閉めるという意味の週休二日制問題につきましては、これは先生御指摘の銀行法十八条の問題と絡むわけでございます。そこで、その銀行法十八条の問題についても当然御議論いただいたわけでございますが、現在の中間的な整理段階の考え方といたしましては、現時点におきましては銀行が土曜日に店を閉めるという意味における週休二日制をやるには、いまだ条件が熟していないという結論でございます。ただし、いずれにせよ、この問題は、いずれかのときにはこれは考えなければいけない。その場合に、現在の銀行法十八条というのは非常に厳格な規定になつてゐるので、その十八条については、いずれかの時期に弾力的な規定に改める必要があるのではないかと、議員の先生方の大方の意

見でございます。ただ、その時期につきましては、現在のところ、ただいま申し上げましたように条件が熟していないということもありまして、今後予定されている審議が全部終わった段階におきまして、調査会としての最終答申を求めるその時期において、ほかのものと一緒に最終的な結論を出した方がいゝだらう。したがうして、銀行法の改正につきましては、その時点において考えたらいいであらうというのが調査会における御議論でございます。ただし、この週休二日制の問題につきましては、先生御指摘のように、大衆国民の皆様の関心の強い問題でございます。今後の経済的、社会的な情勢の変化等によりまして、調査会全体の議論が済む前に何か措置をとらなければならぬという事態も起こるかもしれませんので、そういう場合には、その時期において、その必要があるかどうかということをお改め判断して、そういう場合については、全体の審議と切り離して検討すること、その時期において、その必要があるかどうかということをお改め判断して、そういうことも考えてみたい、こういう御意見になつておるわけでございます。大蔵省といたしましても、そういう調査会の御議論を参考にいたしまして、今後十分検討していきたい、こういうふうに考えている次第でございます。

○安倍良一君 この問題も機が熟してないとか何とか抽象的でわかりかねますが、もう私の質問時間も余りありませんから、改めてまたこの問題だけで、いすれ掘り下げて少し聞きたいと思ひます。きょうは少し、いまの調査課長の御説明では理解しがたい点がありますから、保留をしておきます。

最後に、それじゃ今度は厚生省に聞きたいのですが、これももうさつぱらに少し中身——実は参議院の予算委員会の総括質問の中で、目黒委員と佐分利さんとの間にやはりやりとりがありまして、これは八木さんも関係してゐるのですが、私は厚生省の中における雇用増大、これもいろいろあると思ひます。たとえば、保育所の問題等も関係がありますし、いろいろあると思ひますが、一つの問題といたしまして、目黒委員と佐分利さん

んの間のやりとりは、患者が五十人のベッドがある。その中で約一割が重症と、大体は平均的な見方をしていると思ひます。その場合、特二類で、二・五人に一人。そして二・八を完全にやつていくと、こういう状況の中で、どれだけ人が必要かということについて、目黒委員が質問しましたところ、これに対して佐分利さんの方から、まあ、この仮定で計算すると、法律の基準から言いますと、特二類ですら二十人おればいいんだと。しかし、重症患者がおつて、絶えず観察が必要だと、こういうふうな考えでくると、総体で三十八人が必要になるといふ計算に一応なりますと、こういうことを実は佐分利さんが答へてゐるわけですね。そういう意味から言いますと、やはり私は厚生省関係の雇用創出、それと同時に、これは雇用創出だけではありませんし、国会で非常に大きな議論になつた付添いの撤廃ということ、いわゆる基準看護を完全に実施すると、こういう保険局長通達、たとえば五十二年一月二十八日に保険局長は通達を出してゐますが、それは実行していく上から言つても、私は二つの角度から、このことはきつて重要だと思ひますが、そういう意味のことについて、いわゆるこれは一つの例です。厚生省の中で具体的な例として一番わかりやすい例で、私はたまたま基準看護という問題を挙げたのですが、いわゆる国民に対する社会保険、福祉のサービス面における雇用を大きくつくり出していくと、これもきつて国民が今日要望してゐるところだと思ひますが、こういう問題について、厚生省はどのようにお考えになつてゐますか。

○政府委員(佐分利輝彦君) 結論から申し上げますと、人口の老齢化等も進んでまいりますので、これからますます医療機関とか福祉施設の数の増、職員の数ということも必要になつてくると考えております。当面の問題でございますけれども、明年度の予算案では、まず直轄の国立病院・療養所では、千三百七十人の増員を予定しております。また、都

道府県とか日赤、厚生連、済生会その他看護学院の場合には財団等もございしますが、そういうものに対する補助金で試算をしてみますと、その関係の職員は千五百人程度であろうと考えております。ただ、過去の実績から内科、歯科の病院、診療所の職員がどういふふうにあててきたかということとを分析してみますと、過去十年間で毎年平均五万人強の雇用増になつてゐるわけでございます。そのような実勢も踏まえ、ただいま先生から御指摘もございましたように、二十世紀に向かつて健康と福祉のサービスの充実に従つて、増加を遂げていくことは必要であらうと考えております。

○安恒良一君 それじゃもう最後になりますが、厚生省には、いま国立並びに主として公的なところを言われたんですが、基準看護問題というのはまた改めて厚生日にこのことは議論しますが、今日非常に重要な問題ですから、これは人員増、減という問題以上にやはり重要で、そして、そのことは結果的には人員が、いま言われたように医療関係労働者がふえていくことになり、それから、積極的な、いわゆる付き添ひの要らない看護ということが実施できるようにひとつ御努力をお願いしたいと思います。

そこで私は、最終的に労働大臣に御要望を申し上げて所見を承りたいと思ひますが、きょうはこれだけの時間をかけてやりましたが、私は、総論的には雇用安定が非常に重要だということはお互いが認識をいたしております。ところが、それを具体的にどう安定をさせるかということになると、第一は失業の防止、第二は離職者に対する措置と再就職の促進、第三番目には雇用の創出、拡大、この三つの総合対策がないとだめだと思ふんです。ところが、いま各省とやりとりをいたしました限りにおいて、どうも親元の労働省自身が雇用の創出、拡大について、私から言わせるとやや意欲が十分でない。それはどういふことかと言つて、私のやりとりの中で積極的に労働省からこうして

ほしいということが各省に御注文がいつてない、こう思ひます。ですから、それ等が反映いたしまして、各省とやりとりしてしましてもいざマクロ的な、もしくは計量的な計算だけであり、それだけでは私は生きた雇用対策にはならぬと思ひます。そういう意味で、どうかこの三点について一段とひとつ労働大臣を中心に雇用安定のための御努力をお願いをしたい。特に、間もなく国家予算も来月、四月の早々には決まることでありますので、速やかにやはりこの雇用の創出と拡大ということについて各省との間に詰めてもらいたい、そしてやはり国民の前にそういうことを明らかにしてもらいたい。そのことによつて、国民が安心感を持たなければ、おとといでしたか、読売新聞社の世論調査によりまして、国民の四十数%が雇用不安を訴へてゐる。読売新聞社の調査がきのうかおととい発表されましたが、四十数%の国民が今日雇用不安におののいてゐるというのが読売新聞社の調査にもあつたことでありますから、そういう点について一段とひとつ御努力をお願いしたいと思います。

○国務大臣(藤井勝志君) 御指摘の問題、私も全く同感でございます。特に、現在の雇用情勢というのは産業構造の変化と密接不可離でありますから、現在の経済情勢の認識の上に各省と密接な連絡をとつて雇用拡大に努めるということと同時に、私は、現在労働省の諮問機関であります雇用政策研究調査会の専門家の意見も十二分に聞きまして、今後の雇用政策の推進、雇用創出の政策推進に努力をいたしたい、全力を尽くしたい、このように考えております。

○安恒良一君 それから、実は企画庁にもお聞きしたいと思つてお見え願つておつたんですが、もう時間がございませぬから、企画庁の方には特に御要望だけ申し上げておきたいと思ひますが、まあ企画庁長官のいわゆる計量的な答弁はよく承知してゐます。しかし、どうしても、いま私は労働大臣に強く要望し、労働大臣もその方向にやつていただけたと思ひますが、それを横につなぐため

には、私はやっぱり企画庁自体の労働省に対する協力というものが、雇用創出の問題についてはいろいろ要すると思ひまして、実は企画庁にお聞きをしたかたんですが、もう一時ではかの委員先生に昼食も食べさせないで人道上の問題でもありませんから、これで終わりたいと思ひますから、どうかいま労働大臣が言われましたことの達成が可能になるように、ぜひ企画庁の側面における御協力を御出席の方を通して大臣にお願いをしておきたいと思ひます。

以上で終わりたいと思ひます。
○委員長(和田静夫君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時四十五分再開することとし、休憩いたします。

午後零時五十六分休憩

午後二時四十分開会

○委員長(和田静夫君) ただいまから社会労働委員会を再開いたします。

午前に引き続き労働問題に関する調査を議題とし、労働行政の基本施策に関する件について質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願ひます。

○小平芳平君 労働大臣の所信表明でも第一に挙げておりますのが雇用情勢の深刻さ、またこの雇用問題の解決ということを第一に挙げております。当委員会も委員長からけさほど報告がありまして、関西地区で造船業、鉄鋼業、平電炉業、繊維業というふうな不況産業の現地調査をして参りました。こうした現実に対して、非常に

きょう午前中の答弁を伺つておりました、本當に深刻な不況、雇用情勢というものに取り組んでいこうとしていらつしやるのかどうかというふうなことに言ひたいような御答弁が多かつたように、私はお聞きして参りました。

最初に伺ひますことは、ちよつと午前中とダブりますけれども、もう一度はつきりしておいていただきたいこと、それは現在の失業情勢はどうなつてゐるかということをお答えいただきたい。

○国務大臣(藤井勝志君) 最近の景気の回復がはかばかしくございませぬ、一層円高そのほかの情勢も加わりまして、大変厳しい雇用情勢でございまして、ことしの一月現在完全失業者百二十六万人という、こういった状態でございますが、失業率にいたしまして二・〇五%、それから求人倍率に於いて〇・五二というふうな状態でございますが、この三月現在は例年の季節要因もございまして、去年の実績を踏まえて、大體見通しをわれわれとしては百三十万人台になるであらうと、場合によつては百四十万人に迫るのではないかと、このように心配をいたしておるわけでございます。いまして、これを五十三年度全体から考えますと、雇用者数は約五十五万人は増加する。そして、失業者は現在百十五万人になつておりますが、百十五万人台に約五万人減少すると、こういう見通しを立てておるわけでございます。

○小平芳平君 そのところちよつとはつきりしないわけですが、百四十万人にもなるであらうと予想されるということ、これは三月にですね。新聞によつては百五十万人にもなるかもしれないと、こういうふうに報道されております。それが百十五万人と百十万人というのはどういふことなんでしょうか。

○政府委員(細野正君) ただいま大臣から申し上げました百二十六万人という数字は、これは本年の一月の数字でございまして、それで百十万人というふうな申し上げましたのは、年度の平均の見込みでございまして、と申しますのは、御案内のようによつて、一三三という月は毎年季節的要因によつて失業者のふえる月でございまして、そういう意味で一三三が百二十六万というふうな、これは一月でございまして、そういう数字でございまして、年度平均としては百十五万というふうに見ておるわけでありまして、それが来年度においては年度平均として五万人減の百十万人程度になるであらう、こういうふうな政府全体として見込んでゐると、こういう意味でございまして、この一三三は毎年失業者

がふえるという、そういうところからどういう対策をとってきたわけですか。

○政府委員(細野正君) 一三がふえますのは主として季節的要因であり、なかなか季節労働者等が積雪寒冷地帯を中心にしてそこで失業が多発をする。そういう状況でございまして、積雪寒冷地におきます季節労働者等につきましては通年雇用なり、通年労働なりというふうなことに對しての施策とあわせて、各種の訓練、講習等に対する助成等のいろいろな施策を講じまして、万全を期しているという状況でございまして。

○小平芳平君 万全になっていないわけでしょう。たとえば、これは先日委員会でも指摘いたしましたんですが、東京都がやっている特別求人、あるいは特記事項というようなことで、こうした十二月、一月、二月に都としては対処しようということでありまして、そういう具体的なことを答弁していただきたいわけですね。

○政府委員(細見元君) ただいま先生からお尋ねのございました東京都の特別求人の制度は、主として山谷地区の日雇い労働者を対象にいたしまして、東京都の清掃局、港灣局、建設局等の所管いたしております清掃、除草等の事業を、山谷の求人状況が特に悪化した時期に労働局が取りまとめまして集中的に発注していく制度でございまして、確かに山谷の状況を見ますと、先生お尋ねのようにこの一月、二月は大変悪化した時期でございまして、東京都といたしまして、これらの事業を集中的に発注して切り抜けていたわけであつたわけですが、おかげさまで三月に入りまして山谷の求人状況も改善いたしてまいりまして、特に三月の十五、十六、十七の三日間につきましては、あふれなし、失業保険の受給者なし、満杯の紹介ができるというような状況に、三月に入つてようやく改善してまいっております。

○小平芳平君 その特別求人については、いま御説明のあったようなことを前回の委員会でも私が指摘をし、また質問した点であります、私がいま

労働省はこうした特別求人、これはまあ山谷地区ですが、それじゃちよつと観点を變えて、山谷地区、それから大阪のあいりん地区につきましても、委員長の報告にもありましたように、大阪府からの要請として、あいりん地区について、日雇い労働者の職業訓練、福利厚生事業への国の助成を要望しておられますが、そういう点について労働省としてはどういふふうに対策をとつてこられましたか。

○政府委員(細見元君) 先生お尋ねのございました山谷地区、あいりん地区におきましては、労働福祉関係の対策を総合的に推進いたしますために、山谷地区には山谷労働センター、あいりん地区にはあいりん総合センター等を建設いたしました。職業の紹介、福祉、簡易宿泊等の便を図つておるわけでございます。山谷労働センターにつきましては、都が独自に建設をされたものでございまして、国、雇用促進事業団、大阪府がそれぞれ費用を分担して建設いたしましたわけでございます。

○小平芳平君 それから、求人に対しては国はどう関与してありますか。

○政府委員(細見元君) 求人につきましては、常雇用の促進に努めますことはもちろんでございますが、すけれども、特に、先ほど申し上げましたような求人が窮乏いたしました時期には、たとえば東京都の場合でございまして、先般来、東京都の労働局職業安定部長が中心になりまして、関係の都の課長あるいは関係の安定所の幹部職員によりまして、特別求人開拓班を編成いたしまして、主要な発注の元締めてございまして東京建設業協会、東京都中小企業建設業協会、東京建設業協同組合等を訪問いたしまして同時に、これらの主要な加盟企業でございまして大手二十四の建設関係各社を個別に訪問をいたしまして、求人について、特に依頼を申し上げました結果、三月にある程度の改善を見てきたものであらうと考えております。

○小平芳平君 私たちが公明党として山谷地区へ行きまして、あそこの玉姫出張所でいろいろ

お話を伺つたりしましたのは一月二十七日でありましたが、この段階ではきわめて深刻な状況であり、求人と言へばほとんど、先ほど来申し上げる、都の特別求人が大部分を占めているというような状況でありました。こうした季節的な関係はもうあらかじめわかるわけですから、円高の推移は将来はわからないにしても、そういう季節的な変動については速やかに対処できるような国の施策がきわめて必要であらうと考えます。

それから、労働省では昨年九月に臨時雇用対策本部を設けられましたようですが、各都道府県のことについて質問が午前中ありましたが、労働省の方の対策本部はいかがですか。

○政府委員(細野正君) お尋ねございました本省の臨時雇用対策本部でございますが、これはもう御承知のように、労働事務次官を長としまして、関係の局長がメンバーになりまして、いまお話のございましたような厳しい雇用・失業情勢に対処しまして、全省的な体制で雇用対策を進めてまいりたい、こういうことで昨年九月五日に設置されたわけでございます。

現在まで六回開催しております、その主な活動について申し上げますと、第一回の昨年の九月五日には緊急雇用対策というものを決定いたしました。その主な中身としましては、雇用安定資金制度の発足、それから高齢者雇用率制度の積極的活用等によりまして失業の予防を進めてまいりたいということが一つ。それから二番目には、徹底した求人開拓を全国的にやろうじゃないかということ、それから、公共事業に就労機会を確保して、こういうふうなことにによりまして、あるいは雇用保険の活用によりまして再就職の促進と生活の安定を図つてまいりたい。それから三番目には、訓練を機動的に実施していこうじゃないかと、こういうふうな中身を中心とする雇用対策を決定いたしました、その後それを推進してまいつたわけでございます。

しかし、先ほどお話しございましたように、急激な円高という問題に遭遇いたしましたので、そのために不況感がさらに高まったということと、それからもう一方におきましては、新たに特定不況業種離職者臨時措置法が施行になりまして、そのスタートを切らなさいかぬというふうなことにまいりまして、ただいま申し上げました緊急雇用対策、昨年九月のものを発展的に解消いたしまして、本年の一月二十日に臨時雇用対策本部を開きまして、新たに円高不況下の緊急雇用対策ということ、以下申し上げるような内容のものを決定したわけでございます。その第一番は、先ほど来御議論ございましたように、今後の雇用の創出あるいは雇用の機会の拡大という問題を含めまして、今後の雇用政策のあり方について、現在ございまして雇用対策基本計画に新たに付け加えるべきものがあるというものがあつたらうかというふうなことの検討をするという意味で、雇用政策調査研究会を再開いたしましたわけでございます。それから二番目には、高齢者の失業者につきまして個別延長という制度をとつてございまして、これが本年一月末で切れるわけでございます、それを延長しようというものを決定いたしております。それからさらに、新年度から中高年齢者を採用する事業主に對しまして、賃金についての助成をしようじゃないかという制度を新たに設けたわけでございます。それからなお、職業訓練法の改正を含めまして五つの柱を主要なものといひたいというふうな雇用対策を決定したというふうなことが大体活動の主なものでございまして。

○小平芳平君 その立てる柱は大変結構なんです、要はその中身次第ということであらうと思ひますが、午前中の質疑の内容は繰り返すわけにはまいりませんけれども、とにかくそれでは雇用を新しくつくり出すということ、あるいは、午前中に労働大臣の御答弁でも、労働時間短縮、週休二日制、これなどは労働省が一番積極的にある時期は推進していったと思うんですが、先ほどの御答弁から見ると、何かずいぶん後退しちゃつたみたいにも感ずるんですが、いかがですか。

○国務大臣(藤井勝志君) 雇用を新しくつくり

出すという、これはぜひ力を入れなきゃならぬ目標でございまして、そのために、ただいま政府委員が答弁いたしましたような、一月の二十日新しい雇用緊急対策を策定をいたしまして、それには、特に中高年齢者を雇い入れる事業主に対して新たに助成をしていく、中小企業に対しては三分の二の賃金の助成をしていく、こういう配慮をいたしますし、ことしの予算関係、全体約一兆五千億円というの、雇用政策全般にこれを予算措置として充当しているわけでございしますが、それに、やはりこれからの雇用政策というのは、職業訓練によつてこれから求められる職種に向かつて、特に中高年齢者の再就職のための訓練を充実していく、こういうことに重点を置くわけでございしますが、それと同時に、私もけさ方こちらから積極的に御答弁申し上げることをついでにいたしません関係から、いかにも時間短縮に対して消極的な構えであるというような印象をお受けいただいたとすれば、これはこちらの説明不足でございまして、たまたま、私が労働大臣に就任いたしました早々、十一月の末でございしますが、公労使三者構成の中央労働基準審議会の建議を私はいただきました。『労働時間対策の進め方について』という、この建議の中に週休二日制あるいは有給休暇の完全実施等々時間短縮に対する建議がございまして、これからはやはり、経済がかつての高度成長と違つてまいりましたから、どうしても仕事を分かち合うという、こういうきわめて、何と申しますか、消極的な雇用対策ではございすけれども、やむを得ない。そういう面から言つても時間短縮は雇用政策の大切な柱である。いわんや、これが国際協調の妨げになり、いわゆる日本人の働き過ぎというところが、これが国際競争にもつながつており、これがひいては円高にも結びつくということになれば、これはひとつ具体的に計画を立ててこれが実行に移る。ただこの場合に、労働基準法の改正とかそういう法制によつてやるということとは、これは企業の実態が違いますから、やはり行政指

導によつてこれを逐次産業別、地域別も配慮しながら推進していこうということで、事務方に指令をいたしまして現在スケジュールを立てておると、こういう状況でございまして、過去においてもこの必要性は認識されましたけれども、われわれのこの時代に当たつてはやはり雇用の別の面を時間をみながら分かち合うという、こういう配慮から時間短縮を推進しなきゃならぬと、このように考えております。ただ、時節が、いま不況のどん底でございすから、やはりこの時間短縮という問題は企業のコストと直接結びつく関係から、これは慎重に企業の実態に即して推進していくということが必要ではないか。その場合に、やはり一つの目安は銀行関係がまず突破口に時間短縮の職場として検討すべきであると、このように考えておるわけでございす。

○小平芳平君 先ほどの御答弁のように、中小企業で週休二日制を実施したらこの不況下で倒産する、かえつて失業者がふえる、そういう考えはいかに何といひましようか、まさか倒産するのを覚悟で週休二日制をやるとか、倒産するのが目に見えていて労働時間の短縮をやるとか、そういうわけでもないでしよう。

先ほどの御答弁で、三月の完全失業者は百四十万人にも上つてゐるかもしれないという御答弁でございしましたが、こうした失業なさつていらつしやる方で雇用保険の受給を受けて、そうして受給期間が終わつてしまつた方、なおかつ就職がまだ全く目当てがついてないという方、そういうような方々がどのくらいいらつしやるかということですね、そういう追跡調査をやつていらつしやるんですか。

○政府委員(細野正君) お尋ねございました雇用保険の支給期間を満了した方についての追跡調査でございしますが、昨年八月に神奈川県で五十五歳以上の高年齢者について実施した調査がございすので、その結果を申し上げてみたいと思ひます。

支給終了の四カ月後の状態で調査をしているわけでございますが、全数が全部で四百六十九名でございす。引退をした方が四五・五%に当たる二百十三名、それから再就職をされた方が七十九名で一六・八%、それから現在求職中の方は三七・七%の百七十七名という状況でございす。なお、この調査によりまして再就職をされた方を時期別に見ますと、全体の再就職をされた方の中で支給終了後一月以内に就職したという方が三七%、それから支給終了後一カ月から二カ月の間で就職したという方が二七%、この二つ合わせますと、二カ月以内に約六四%、三分の二程度が就職しておられる、こういう状況になっております。

○小平芳平君 それは神奈川県が実施したのであつて、労働省としてはやつてないわけですか。労働省としては雇用保険の支給まではやるが、終わった後は関係ないということですか。

○説明員(望月三郎君) 労働省といたしましては、昨年の秋に全国的な規模で実施をしておりまして、現在集計中でございまして、きょう手元に間に合はなくてまことに恐縮しておる次第であります。

○小平芳平君 先ほどの派遣委員の委員長の報告の中にもありました国光製鋼、この国光製鋼の場合には五十二年九月、昨年の九月、百五十人の方が退職なさつた。その追跡調査の結果では、現在五十七人が再就職、四十八人が未就職ということ。約半数弱の方が就職が決まつてないということが報告されております。したがひまして、こうした実情というものもなるべく正確に把握していくことが必要であるというふうに考えます。

ましては、当然二月份の賃金も三月份の賃金も支払われると思ひますが、そう考へてよろしいですか。

○政府委員(桑原敬一君) 永大産業の、それからまたその下の関連会社でございす。給料日の支払い日は一律ではございせんけれども、二月の二十五日が永大産業の全体の給料日でございまして、完全に支払われております。今度は三月二十五日になりますので間もなくでございす。私どもも十分注意をして見ております。

それから、また下請関連につきましても、いまのところ賃金不払いの事実は聞いておりません。

○小平芳平君 こういう点は労働省でも把握していらつしやると思ひますが、更生法適用申請した企業の従業員の賃金は、第一に確保されるわけですね。ところが、関連で、下請で、これは株式会社という名前のついでとあるところもついてないところも含めて、下請で働いていらつしやるたような方々、しかも不渡りを出されてしまつたわけですから、そうしますと、過去数カ月にわたる賃金分が不渡りになつちやうということがあつたわけですね。たとえば、下請と言ひましても、ほとんど自分の方で何かをつくり出して納めるのじやなくて、向こうから、親企業からそういう資材を持つてきて加工して納めるというような場合は、ほとんど賃金分が大部分なんです。そうしたものは不渡りとともに補償されなくなつてしまふんですね。そういうような実態はありませんか。

○政府委員(桑原敬一君) 永大産業の関連につきましましては、私どもまだその事実はつかんでおりませんが、そういうことがないようには私も期待をいたしたいと思ひます。

先生御指摘のように、会社更生法を受けた場合には、共益債権で更生決定手続開始前の六カ月の賃金とかあるいは退職金あるいは社内預金というのは確保されるということで、お話しのように連鎖倒産の企業に比べますとその心配は非常に少ないということでございますが、そういう意味で私どもは、所管ではございせんけれども、会社

更生法の百十二条の二のいわゆるこの連鎖倒産に関連して、こういった更生計画の認可前に管財人の申し立てまたは職権によっていろいろな、全部または一部の、お話しのような弁済を受けることによって貸金債権の確保ができるような措置も講ぜられておられますので、中小企業庁等と十分連絡をしてそういうことがないようにしたいと思っております。また、通産省関係の所管の法律でございますけれども、中小企業信用保険法とか中小企業倒産防止共済法という法律がございまして、いろいろな保護規定がございまして、こういった法律を活用することによって御指摘のような不幸な事態にならないように、私も努力していかねばならぬと思っております。万が一そういう問題が起きて、通産ベースでできない場合に、私も前々国会でございましたが、貸金不払いの立てかえ払い制度をつくっておりますので、万一の場合はこの制度で手当てをしていきたいと、こういうふうにご考慮願うようなわけでございます。

○小平芳平君 特に中小企業あるいはもとと零細企業と言った方がいかもしれません、いま私が説明したようなケースがありますので、ひとつよく今後も検討していただきたい、研究していただきたいと思ひます。

それから、時間になりますので、これも今国会他の委員会で質問した事項なんです、宮崎県の旧松尾鉱山の元従業員に対する診断サービス、これは結論が、いつ発表になりますか。もう前の委員会でも詳しく申し上げましたから繰り返しませんから、聞くところによりますと、もう結論は出ているけれども、本人に通知がいつでないというようないふことも言われているんですが、いかがですか。

○政府委員(桑原敬一君) この鉱山の暴露による障害の問題につきましては、いろいろ私も調査をいたしましたので、非常に問題がつかかっている問題でございますので、非常に結果を出したい、それによって私どもいろいろな調査対象

になられた方々に対して、場合によっては労災補償の申請をしていただくとか、いろいろな行政指導と申しますか、援助と申しますか、そういうことをやってまいりたい。近々に、ごく近々に結果を発表したいと思っております。

○小平芳平君 ごく近々とはどういうことですか。そうして、段取りとしてはどういうふうになりますか。直接御本人にすべて通知が一斉にいくようになりますか。

○政府委員(桑原敬一君) 宮崎でやっております関係でございますので、具体的な日付は申し上げられませんが、私どもいたしましては一週間以内ぐらいにはぜひ発表したい。具体的ないろいろな医者の診断に関係いたしますので、医者の方から御本人に御報告をする、こういう手続にいたしたいと、こういうふうに思ひます。

○小笠原貞子君 時間的制約もございまして、お伺いしたい問題を若干の問題にしぼってお伺いしたいと思ひます。

昨年北炭の労働者の退職金問題につきまして質問をいたしまして、その後、いろいろ御検討、御配慮もいただきまして、五十一年度分の退職金については解決がついたということで喜んでおります。しかし、五十二年度分というものがまだ全く支払われないという現実のものになっていないというところが一つの大きな問題になっているわけです。実は三月の十日に私出張へ入りました。三月の十日と言いますと、もうこちらは春でございますけれども、夕張の山の中は大変深い雪でございまして、昨年、退職金の問題を扱ったということで、皆非常に期待をして、そして夜遅くまで、炭鉱を離職された方、また現に働いている方、そして主婦の方たちがたくさんお集まりくださいまして、もう予定の時間を超えまして、もう十時過ぎまで噴き出すようないろいろな訴えが出されたわけでございまして。

そこで、きょうもやっぱりこの問題についても一段と御検討、御配慮いただきたいという立場からお伺いするわけでございます。

退職金の払われていないという問題は離職者の問題でございけれども、また、現実に働いている労働者につきましても、緊急な山の状態だからということであるという新しい合理化がかかってきているという深刻な問題が出されたということでございます。まず、通産省にお伺いしたいと思ひますけれども、北炭については、いろいろ石炭振興政策に基づいて各種の補助金というものがいままでたくさん出されてきたと思ひます。過去四年間に各種補助金など総額いたしますとどれくらいお出しになっていただいていたか、ちよつとお伺いしたいと思ひます。

○説明員(向阪浩君) ただいま御質問の点につきまして御説明申し上げます。

ちよつと五年間の数字をただいま持つてまいっております。便宜五十一年度と五十二年度の助成額について申し上げます。補助金等申し上げますと、五十一年度三十二億二千万円、ちよつと端数がついておられますが、三十二億二千万円ちよつとでございます。それから、長期資金の貸し付けで申し上げますと、これは貸し付けベースで申し上げますと、約二十八億円でございまして、それから、五十年間の数字を申し上げますと、補助金で三十八億四千八百万円、それから、長期資金の貸付金で三十八億四千四百万円でございます。

○小笠原貞子君 いま、五十年、五十一、五十二年ですか。

○説明員(向阪浩君) ただいま御説明申し上げますのは、五十一年度の数字と五十年の数字でございます。

○小笠原貞子君 五十一と五十年、はいありますが、どうございまして。

それで、私それに加えて、もう二年足しまして、過去四年間というものを、これ簡単な足し算でございますから足し算をいたしました。それは有価証券報告書で足し算したわけですが、いまいちおっしゃった分に二年分加わります。二百四十六億という計算が出てまいりました。これは有価証券から出したものでございまして、それが計算してもそういう答えになろうかと思ひます。こういたしますと、四年間に二百四十六億というのは少ない額ではなくて、これは大変大きな額だと思います。これはエネルギー産業として大事だから出すべきところには出さなければならぬというのは当然のことだと思ひますけれども、やっぱり出さなければ、このお金が本当に石炭産業発展の道につながるのか、また、そこで働く労働者の立場も考慮されて出されているかという疑問が持たれるような会計のあり方であつてはならないと、そういうふうにお伺いするのは当然のことだと思ひます。私ども、ちよつとと有価証券報告書というのを読ませていただいて、そして、今年度出された七十七年度、それから七十六年、七十五年とこれずつと見てまいりました。見るたんびにうわあ大変だと思ひました。これは、北炭が三井銀行、三井商事、三井物産というような系列資本と申しましようか、そこから長期融資というものが年々ふえているということでございます。具体的に七十七年の有価証券報告書というのを調べてみますと、三井物産で九十億、長期借入れというところになっております。利子は一〇・二五％になっております。それから、三井物産開発、これも長期借入れでございまして、これも五十四億という多額の借入れになっております。そして、利子を見ますと、これは実に一二・三％という非常に高い利子で北炭が借入れられているというところでございまして。まあ借入れのうようなこともあろうかと思ひますけれども、たな上げされてもいづれは返済しなければならぬお金でございまして。そうしますと、ここで問題なのは、ほかの会社とちよつと借入先等調べてみますと、たとえば、ユーザーから借りているというの、大変高い金利で借りているだろうというようなことが言われることがございまして、そのユーザーの方を調べましたら、新日本製鐵の場合も八％でございまして、日本鋼管の場合も八％東京瓦斯も八％というふうな額でございまして、そ

うすると、ここで飛び抜けて言えますことは、系列会社の三井物産、三井観光、特に三井観光と北炭との関係というのは非常に深い関係があるという事は御承知だろうと思えますけれども、これが実に二・一・三〇、ユーザーから借りるのも八〇という中で二・一・三〇という、五〇以上高い利子で借りているということになるわけでございます。これはやっぱり非常に問題じゃないかと。通産省として補助金交付に当たっては細部の目的に出されたものについてこれはどう使われているかという点の点検もされていると思うんで、すけれども、どんとつぎ込んだはいいいけれども、自分の系列会社に高い利子で、いわば自分の系列会社にうまい汁を、悪い言葉で言えば吸わせているような、そういう会計であれば、つぎ込んだことが本場に役に立っているとはいえないと思うわけなんです。この辺について私は疑問だというふうに出すのですけれども、その点通産省としてお出しになる立場としてどういうふうにお考えになつていらつしやいますか。

○説明員(向阪浩君) ただいま御質問いただきまして石炭企業に対する助成の問題でございます。石炭企業に対して行っております助成につきましては、石炭鉱業合理化臨時措置法及び石炭鉱業再建整備臨時措置法という二つの法律に基づきまして、一定の目的あるいは対象に対しまして法令に基づいて厳格に資金の交付を行つておるところでございます。

それから、金利の問題でございますが、これ必ずしも私金利の専門家でございせんので、的確に申し上げる能力ございせんが、保証、担保のあるなしでと、あるいは借入金金の契約の時点でありまして、いろいろなことで金利条件が多少の差があるんじゃないかと存じております。

もちろん、合理的な幅の中の話だろうと思ひますけれども、多少の金利幅があるという事はやむを得ないのではなからうかと存するわけでございます。

なお、御質問の三井観光からの借入金について

でございますけれども、大体長期プライムレートで申し上げますと、一番高い時点での借入時期になつてくるような気がいたしますけれども、つぶさにはよく承知をしておりますので、機会を見まして企業の方から事情聴取をしたいと思ひます。

○小笠原貞子君 これ大変私は時間をとつて、もうちよつと専門的に分析をしていかなければならないと思ふんです。御承知だろうと思ひますけれども、北炭というのは大変な会社でございます。大変という意味はいろいろございまして、社長の萩原さんというのは本場に政商でいらつしやる、なかなか腕の立つ方でございまして、

北炭と三井観光の関係でございますね、これから御検討いただくときにぜひ考えていただきたい。三井観光のルーツは一体どこにあるのか、そうしてどこから生まれて、どういう経過で、いまや北炭なんかをしのぐ大きな勢力の財政力というふうな形になつてきて、これは非常にたくさんの問題を抱えている会社だというのはもう定評のあるところでございます。そういう意味から、やっぱりいまだだけでも多少の利子の高いという点もあろうかと思ひますというお答えだつたけれども、多少どころじゃない、八〇対二・一・三〇なんという、大変な問題だと思ひます。ここで結論をお出しただけだと思ひますけれども、やっぱり、北炭の中から観光部門を受け持っていた、それがもうかるからといって分離されて、そして三井観光というふうになつてきた。つまり、北炭の中からもうかる分だけだんだんどんどん大きくなつてきたという点ですね。そのルーツと成長の過程というものを改めてこの段階で検討していただいて、いまの北炭というのが本場に出した金がちつと使われるかどうかという判断の素材にもなると思ひますので、そのことを御検討いただくとお願いしたいと思ひます。この問題は、私も、また後引き続いてやろうと思ひますので、要請だけ御検討いただきたいということを申し上げたいと思ひます。

それから、そういうような会社の中で非常に苦しんでいるのが労働者でございます。昨年、五十一年度分は申し上げましたように解決いたしましたけれども、昨年の五十二年度分については解決全然できておりません。その当日お集まりいただきました水口保夫さんとおっしゃる方、五十五歳でございます。勤続年数が二十九年二月月でございます。そして去年の七月三十一日に退職なさいまして、総額八百三十万円の退職金でございます。しかし、これが出されてない。息子が結婚するので東京へ行つたり来たりというふうなことで大変借金をしている。いつもらえるかわからないう一人、下村という方でございまして、この方は勤続年数四十年でございます。退職は去年の三月四日に退職なさいまして、一千六十万の退職金でございます。いま支払いを受けたのは四十五万円にしかすぎないわけでございます。こういう方は、去年のときにも私申し上げましたけれども、働いていて賃金が何らかカットされてもある程度めどがつく生活ならいいんだけど、退職するときにその退職金を当てるに生活というものの計画をなさっているわけですから、

子供が学校に行くとか、住宅を買ふとか、それから家を建てるといふようなことから、本場に入ると思つていたものが入らないというので、これは非常に困難をいらつしやるという事はこの前申し上げた、そのとおりでございます。

そこで、労働大臣に私お伺ひしたいわけですが、けれども、やっぱり会社に言わせますれば、非常に債務があつて大変だとか何とかというふうなことでございまして、それは個々の労働者にとつての言いわけにはならない。この点については、去年の十月二十七日の石田労働大臣も、事故があつて経費がかかる、だからこれは労働者に対してがまんしてくれというふうな、そういう関係に立つものではないというふうにはつきり言明をされたわけですが、また、いま引き続いて去年の退職金の問題が残つておりますので、労働

大臣としての御所見と、そしてどういふ措置をしていただけるかということについてお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(藤井勝志君) ただいま御指摘のとおり、昭和五十二年の退職者の退職金の不払いが、昭和五十三年一月末現在で三百九十四人、金額にして約十八億五千万円と承知いたしております。この不払いは一割も早く解消すべきであることは申すまでもございせん。労働省といたしましては、北炭の本社に対して早期支払いをするよう指導しております。現地の労働基準監督機関においても、すでに三月の下旬に支払いの勧告をいたしたわけでございまして、それと同時に、支払い計画書を早急に提出してもらうように強く現在指導をしております。労働省としては、引き続き直接北炭の本社に対し早期に支払うよう強く行政指導してまいりたい、このように考えております。

○小笠原貞子君 具体的に、本社に対していつごろその御指導をしていただけるんでしょうか。

そして、その御指導なさいます具体的な内容としては、何々を本社に申し入れるというふうにお考えになつていらつしやいますか。

○国務大臣(藤井勝志君) とりあへず、いま関係の労使を近々労働省へ呼びまして、両方の言い分を聞いた上で具体的な指示をまたいたしたい。当然、賃金不払いを解消するという前提のもとに具体的な指示をしたい、関係の労使を早急に労働省に呼びたい、このように考えております。

○小笠原貞子君 関係の労使をお呼びになつていただくのは結構なんですけれども、退職金というのは金額も決まつておりますし、それで退職した年限も決まつておりますから、改めて退職者の方を呼ぶという必要もない。当然決まつたものは払えという立場で本社におしやつていただくのが筋じゃないかと思ひます。

それで、払えということをおしやいまして、いろいろ会社側としましては、事情もこうこううでございまして、いろいろなことにならうかと思

いますけれども、いつも本社に対してそういうことをやってもらえるかということ、それからあまたこうだというのじやなくて、具体的な計画書、これをきっちり出してもらうということを出していただきたい。いままでの当たられた感の中、その計画書や五十二年退職についてはどういうふうな感をお持ちになつていらつしやるか。その点について、担当の方で結構でございます、お伺いいたします。

○説明員(小粥義朗君) 昨年来の問題でございますが、私も北炭の本社へ行きまして、昨年末でございますが、担当の部長にも賃金不払いの解消について話しをしたわけでございます。当時の会社側の姿勢としては、仮に赤字があるから払えないというような問題ではないので、できるだけ努力をする、こういうことでございまして。しかし、一方で再建計画の見直しという問題もある中で、資金計画を立てるためにはその辺のめども持たないといふ具体的な計画は示せないというのでございまして、それではその見直しの方を立てただけ早くやつてもらつて、同時に、資金計画を立てた上で不払いの支払いの計画を具体的に詰めてもらうように要請もしてきたわけでございまして。その後、正直に申し上げて、若干時間がかかつております。現地の監督署を通じてさらに、先ほど大臣がお答えいたしましたように、指導も、勧告もしているわけでございますが、率直に言いますと会社で当初思つておりました再建計画の見直しは思惑どおりなかなか進んでいないように私も感じ取つております。したがつて、その見直し計画だけに依存をしているのではなかなかむずかしい問題があるかと思ひますので、そういう意味でさらに会社自体の見直しなりをもつと確かめたいと思つております。

○小笠原貞子君 いろいろ御努力いただいていると思ひますけれども、やっぱり、基本の問題は、この前も石田労働大臣がおつしやつておりました「事故があつて、それに経営がかかる」ということは、これは経営責任の問題でありまして、労働者の賃金債権というものは関係がない。ということふにはつきりおつしやつていらつしやるわけでございまして、会社の見直し計画が不十分であつたというふうなことでしわ寄せが労働者の方にいかれば、これいつまでたつても労働者は立ちつかないと思ひます。私もこの間、現地へ行きまして会社側と会つて折衝いたしましたけれども、やっぱり金のないというのは強いですね。金がないですなんて全然高姿勢でして、これじゃ現地の監督署にしっかりとやらねえと言つたため、やっぱりこれはもう労働者の立場で本社にきつとやつてもらふよりない。全然私も、ないのつてあんなに強いと思つて感心してまいりましたので、その辺も含みの上、お願いをしたいと思ひます。早急におの程度のめどももらえるかということになれば、退職者の方もやっぱり精神的にも安心しますし、計画も立ちますので、重々その点のこと重ねてお願いをしたいと思ひます。

そういうところに、また先ほど申し上げましたように、これから再建するのに会社が大変なんだといふことで合理化案というのが、御承知だろうと思ひますが、出されました。それで、これも大部分については、おつしやいましたように、労働組合との話し合いもつたといふふうに私も承つてまいりましたけれども、決してこれは労働組合も喜んで受けた合理化案ではないと思ひます。会社側が出しました緊急事態を克服しよう、従業員家族各位というのが出ておりました。これを私も見てまいりました。職場規律、作業管理に関する事項といふので六項目出ておりました。その中で、時間がございます、みんな申し上げるわけにはいきませんが、三番目に昼抜き残

業の取り扱いというのがございました。これは、確認内容として、昼抜き残業は係員の指示により実施すると。運用に当たつては、保安上及び健康上の見地から二十分は休憩し、残業時間並びに賃金支払いは四十分を限度とすると、こういうふうになつてゐるわけなんです。

そこで、まずお伺いしたいんですが、昼食時の昼休みというのは、当然労働基準法から言つても一時間といふふうに言われていると思ひますけれども、これが中身で言えば二十分で食べてしまつて、あとの四十分は、働いたら金を出すよと、つまり四十分を金で買うということになるわけでございます。また、ある意味では、労働者が働きたいから、働かして金くれという要求もあろうかと思ひますけれども、やっぱり坑内での作業でございまして、そして、たくさん来た奥さんの中から話聞きましたけれども、みんな胃がやつぱりやられていゝという方、たくさんありまして。暑い中で水筒に氷水入れて、そしてがぶがぶ飲んでいゝような中で、二十分で食べてしまつて、それですぐ金になるからといふ仕事をするといふことが、労働者の健康という立場から考えて、これでいいと――まあ、いいとおつしやらないと思ひますけれども、こういうことが決まられて、これどういふふうにかつていゝんだらうか、その辺の御見解を伺いたいと思ひます。

○説明員(小粥義朗君) 休憩時間につきましては、労働基準法上定めがございまして、先生御承知のとおりでございますが、労働時間が六時間を超える場合は少なくとも四十五分、八時間を超える場合は少なくとも六十分の休憩時間を与えるといふことになつております。したがつて、昼休みとしては、通常の会社のやり方としては大体一時間というケースが多いわけでございましてけれども、基準法上は昼休みという特別の定めをしておりませんから、法律に照らした場合は、たとえ労働時間六時間を超えるのであれば、四十五分の休憩を与えなさいけない。その四十五分が通常昼休みに与えられると、こういうふうになる

わけでございます。したがつて、四十五分の休憩時間、あるいは八時間を超える場合の六十分の休憩時間をまとめてとるかあるいは分割するか、これは自由でございまして、一概に昼休みが二十分しかないといふことは違法とは言へませんが、少なくとも昼休みを二十分に限定するのであれば、他の時間帯に残りの二十五分あるいは四十分という休憩を別途与えなければいけないわけですね。その別途の休憩を与えないで昼休みの休憩だけで、二十分だけで終わるということでしたら、これは明らかに基準法違反になると思ひます。と同時に、労働者の健康にも好ましいことではないことはもちろんでございます。

○小笠原貞子君 私、確かにお金がほしいから働きたいという気持ちもあるけれども、やっぱり労働者の健康がまず守られなければならないとすると、こういうことで、とにかくやつぱり金につられますよね、生活が大変だから。だから、二十分でかき込んじゃつて、暑い中で労働していゝことで、健康が守られなければ、地下産業に働く者が喜んで出炭を上げていくといふような意欲にもつながらないと思ひますので、この辺のところを私はちよつと見ていただきたいなと、どういふふうな実情になつていゝのかなといふことを頭に入れて考えていただきたいということをお願いしたいと思ひます。

それから、出勤向上対策に関する事項というのが、これまで九つございまして、人事委員会の強化といふので、こうこういふふうなことをしたときには罰則みたいな形で被処分者の氏名を繰り込み所に公示する。つまり、繰り込み所に罪人だれだれといふみたいなの、協力しないといふふうな形で名前を書き上げるというのもあるわけなんです。私は、やっぱりこの炭鉱の問題というのは、一つは日本のエネルギー産業の立場から大事なものとして位置づけなければならないし、やっぱり貴重な石炭を本当に増産もしなければならぬといふことから考えれば、労働者が自主的

ましたけれども、子供にキャンデーを買ってやつたら、その子供がキャンデーしやぶりながら、お母さん、これまたお金払ってないキャンデーだねって子供にそう言われたとき、本場に母親としてつらかったと言われたことが私の胸を打ちました。そして、奥さんたちが自分の夫を見てると、食べて、寝て、現場へ行って坑内へ入って働いて、本場に人生って何なんだろうと、大事なエネルギー産業だと言われているけれども、本場に人生を考へさせられてしまうんだとも涙ぐんでいらつしやいましたし、また、そういう家庭の中で子供を見て、本場に子供らしく、本も読んで、楽しく遊ばせてやりたいと、かわいく子供が元気で歌を歌うような、そういう子供の環境をつくってやりたいというふうにその生活の実態というものをはだで私は感じて、いろいろ折衝していただきたいと思ふんです。そしてその方たちが、私みたいにこんな苦勞しているのに、まあ私の家でも会社に対して七十万から八十万の金貸しているようなもんだと、そしてこんなに先行き見通しがなく苦しみめられているという事は、本場にもうお父ちゃんにしっかりと働いてこいというふうに朝送り出すのがつらいんだと、こう言っていました。そういう意味から、先ほど申し上げましたけれども、やっぱり大事なエネルギー産業としての位置づけを考えてみて、ぜひ働く者の立場に立つて善処していただきたいと思ひますし、こういうことをやっている北炭という会社そのものが一体何なんだということに私は非常に怒りを感じました。先ほど通産省にもお願いいたしましたけれども、そういう会社の姿勢として、内容として、この点もとりアルに分析もしていただいて、何とか一日も早くこういう心配をなくすようにしたいと思ひますので、ぜひ御検討をいただきたい、そう思ひます。よろしくお願ひをいたします。

最後に、時間になりましたので、いまのような問題が起きておりますが、大臣としてやっぱりこの石炭産業に働く労働者というものの実態をいまちよつと申し上げましたけれども、いまのやりと

りの中でどういふふうにお考へになつたでしょうか。私は特に強調したいのは、その労働者の家族や子供たちが非常に苦しみの中で耐えてがんばっているということもお考へいただいて、御所見を承つて終わりにしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○国務大臣(藤井勝志君) ただいま現場の実情を踏まえてきつめて詳細に、しかも愛情のあふれるお気持ちでの御質問、御要請を受けまして、われわれ労働省というのは、申し上げるまでもないことでありますが、労働者の生活の安定と福祉の向上ということがわれわれの使命でございます。そういう使命を踏まえて、当面する北炭の問題も誠心誠意処理していきたいと、このように考へます。

○小笠原貞子君 よろしくお願ひします。

○柄谷道一君 私は、三月二十日の予算委員会における一般質問で、雇用の現状と展望、昭和五十年代前期雇用指標の目標、雇用創出のための総合的研究機関の設置等について大臣にたどしたもので、本日はそれを受けて、中高年齢者の雇用対策にしばつて質問をしたいと思ひます。

まず第一に、労働省が発表しております年齢別常用労働者の求人倍率を見ますと、昭和五十二年の平均求人倍率〇・五七に對しまして、四十五歳から四十九歳は〇・四二、五十歳から五十四歳は〇・三一、五十五歳から五十九歳は〇・一五、六十歳から六十四歳は〇・〇八、六十五歳以上は〇・〇三、雇用情勢は高年齢になればなるほどきつめて深刻であるという指標が示されております。特に、昭和五十一年に對比いたしましたこの情勢は一層悪化をいたしておりますし、ただいま申し上げました指数は全部男女平均でございますが、男子の場合は一層その指数は悪化しているというところを物語つていきたいと思います。そこで、労働大臣として、中高年齢者、特に高年齢者の雇用問題についてどのようにお考へか、まずお伺ひをします。

年齢者の求人倍率は、非常に、さなきだに現在の雇用情勢の厳しい中で一段と深刻な数字を示しておるわけでございまして、やはりこれからの雇用政策の中心課題は中高年齢者の雇用政策だといふふうに認識をいたしております。

そういう関係から、先ほどちよつと触れましたように、今度新しい雇用政策として中高年齢者を雇ひ入れる事業主に対して助成をする新たな制度を発足いたしました。それと同時に、いわゆる高年齢者雇用率制度を軸といたしまして、そして定年延長の問題について逐次改善をしていかなければならぬ。現在、定年延長奨励金あるいは継続雇用奨励金制度がございしますが、これも五十三年度には大幅な改善をいたしたわけでございまして、こういう奨励金制度を支えとして、われわれは当面六十歳一年金受給年齢が始まるその年に接するようになつて定年制の延長をいたしたいと、このようになつてを総合いたしまして、高年齢者の雇用対策を進めたい。同時にまた、特に高年齢者の雇用問題は、構造不況業種からやむなく離職され、あるいは就職口がなかなか見つからないと、こういう方々に対しては、いわゆる再就職を促進するための職業訓練を充実せなければならぬといふので、今度いづれ御審議願う職業訓練法の改正と、こういうものを踏まえまして、時代の移り変わりに対応して厳しい雇用情勢のもとにおかれる中高年齢者の雇用対策に備えたいと、このように考へていられるわけでございします。

○柄谷道一君 ただいま労働省としていろいろの施策を講ぜられていられることは承知いたしております。しかし、五十一年の十月に中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法が改正施行されたわけでございますが、労働省が昨年十二月四日に発表した高年齢者の雇用状況調査によりますと、五十五歳以上の高年齢者雇用の報告状況について、常用労働者のうちの高年齢者は七十万人で、実雇用率は五・六％、雇用率未達成企業は五六・三％、しかも企業規模が大きくなるほど雇用率は低く、千人以上の規模では実雇用率は三・九％にしかすぎ

ない云々という発表をされていられるわけでございします。このことは、この法律が予期した十分の成果を上げていないということを如実に物語るものではないかと思ひわけでございします。中高年齢者雇用対策の一環として、この法律を雇用率の義務づけなど、さらに再改正をするための検討を行う用意ありや否や、以上をお伺ひします。

○政府委員(細野正君) ただいま先生御指摘がございしましたように、昨年の六月一日現在における調査の結果は、確かに法定雇用率をかなり下回っている状況でございました。そういう意味でいろいろとおしかりがあつたわけでございします。しかし原因をいろいろ考へてみますと、やはり一つには雇用率の制度が発足してまだ日が浅いという問題がございまして、各事業主に対する理解が必ずしも十分でないという問題が一つございします。それから、折から大変厳しい雇用・失業情勢でございまして、高年齢者の雇用が十分進んでいないという問題もございします。さらには、ある程度定年延長というものは現在でも進んでいるといふふうにお考へておりますけれども、何といひましてもまだ五十五歳定年が五〇％は割つておりますけれども、定年年齢としては一番多い年齢層であるといふ点も、そういう意味では定年延長がまだ十分進んでいない、いろいろな原因が考えられるわけでございします。またその基本には、特に高年齢者を中心にして考へました場合に、日本の賃金体系あるいは退職金制度、そういう問題との絡みというものが大きく横たわつておるわけであります。そういう中で、いま申しましたようないろいろな諸条件を改善しながら、この雇用率の達成に向かつて漸次進んでいくという考へ方に立つておるわけであります。直ちに法改正というのはやや早計じやないかなというふうにお考へておるわけでございします。

○柄谷道一君 私は、同時期に成立しました身障者雇用促進に関する特別措置法ですね、これは義務づけを行い、罰則まで設けていられるわけです。しかし、そこまでしてなかなか実現が困難である。

まして、この中高年齢雇用促進というための雇用率は、単にこれは目標であつて、何らの規制というものも加えられていないわけでございます。大臣の御答弁がありましたように、これからの労働、特に雇用対策として最重点を置かなければならぬ中高年齢者の雇用促進という観点からすれば、私はこの法律というものは当然再度の、いま直ちにというわけではございませんが、洗い直しが行われてしかるべきであるという点を、時間の関係で指摘だけにこれとどめておきたいと思ひます。

そこで、当委員会は、昨年の五月十二日定年延長の促進に関する決議を行つております。私は、昭和四十八年に労働省が決定して発表した第二次雇用対策基本計画では、五十二年に六十歳定年制を一般化する事を目標にするということが計画に書かれていたわけでございます。五十二年を過ぎましてもうすでに五十三年でございまして、いま局長の申されましたように、五〇%を割つたというものの、なお五十五歳定年がわが国の数多くの企業にとられていた定年制でございます。私は、この定年延長促進に関する決議が、その後今日まで約一年近く経過しておりますが、どの程度の効果を上げてきたのか、お伺ひします。

○政府委員(細野正君) 定年に関する調査そのものは、五十一年の雇用管理調査が一番新しい包括的な調査でございますので、この一年間の進捗状況というのには必ずしも私どもも正確に把握しているわけではございませんが、しかし、先ほど申しましたように、五十一年調査によつて見ましても、たとえば四十三年ごろには五十五歳のものが六三・二%あつたものが、先ほど申しましたように、四七・三というふうな割合を割つていられるわけでありまして、四十九年と比べても約五ポイントほど五十五歳定年というものは落ちておるわけでありまして、そういう意味で、五十年不況をはさみましても定年の延長というのは、非常に徐々ではありますが、進みつつあるというふうな考えられるわけでありまして、一方、六十

歳を超える定年につきましては、四十三年のころにおいては二二%であつたものが現在約三六%というところで、三割を超えるところまで現在来ているわけでありまして、ただ、不況になつてからの状況で見ますと、不況になる前は五十五歳からいきなり六十歳ぐらいにはなつて飛んでいるところが多かつたのでありますけれども、最近の不況の状況の中では、いま申しましたように、五十五歳は減つてしまつたけれども、その減つた分がどこへ行つていくかというところ、五十六とか、五十七とか五十八というふうな非常に小刻みの延長になつてきているというふうな特徴がうかがえるわけでありまして、そういうことで、不況感の中で非常に延び方自体はやや落ちてはおりますけれども、しかし現在までの指標によりまして、やはりスデデリーには定年というものは延びているのじやなからうかというふうな考へておるわけでありまして、そういう意味で今後とも社会労働委員会の御決議の趣旨に沿つて、定年延長問題に積極的に取り組んでまいりたいというふうな考へておるわけでございます。

○柄谷道一君 後ほどこのことに対してはまた触れますけれども、私は四十八年の第二次雇用対策基本計画が五十二年を目標にしておつて、六十歳定年の一般化がまだ現在半分も達成されてないというところは、そこに現在の行政指導をもつてする定年延長では十分な実効というものを上げることでできないかというところを現実として物語るものであるという点だけは指摘しておきたい、こう思ふわけですが。

そこで、厚生省にお伺ひをいたします。厚生省の人口問題研究所の推定によりまして、現在の六十歳以上の人口千三百五十三万人が昭和六十年には千七百二十六万、八十五年には三千二百六十二万人、人口に占める六十歳以上の人口比率も現在の二二%から一四・一%、さらに二三・六%、昭和八十五年には人口四人に一人は六十歳以上の老人になるということを推定しておるわけでございます。一方、厚生年金の成熟度も現在は四・三%

程度でございますが、六十年には九・三%、八十五年には三三・九%、実に被保険者三人が一人の老人の年金を費用負担をしなければならぬという成熟度になることを物語つております。国民年金も一・七%の現在が二〇・五%、さらに昭和八十五年には二四・八%と成熟度が高まる、このように推定されているわけでございます。昨年十二月の年金制度基本構想懇談会の中間意見も出ておりますけれども、高齢化社会の年金制度、特に年金受給開始年齢について厚生省は今後の方向としてどのような考へになつていくのか、簡潔にお答えをお願いいたします。

○説明員(山本純男君) 御指摘の状況は予想されているわけでございます。ただいま御質問にございまして年金制度基本構想懇談会からもそういう状況を踏まえ、また高齢労働者の福祉をより一層向上を求めるといふ見地からも、雇用の促進なり定年制度の延長という問題と年金制度が協調しながら高齢労働者の福祉を考える必要があるという御指摘をいただいております。その際には年金の開始年齢というものを現在よりも引き上げていくことが必要であるという御指摘をいただいております。そのほか、また社会保障制度審議会からも年金の開始年齢の引き上げという建議をいただいたところでございまして、私どもといたしましてはそういう御意見、建議というものをとお受けいたしまして、これから先の望ましい年金のあり方を現在検討を始めているところでございまして、そういう御意見というものは率直に受けとめまして、これを尊重しながら検討を進めてまいりたいというふうな考へております。

○柄谷道一君 労働大臣、その雇用保障、すなわち定年年齢と老後の所得保障たる年金受給開始年齢とは不可分の関係にある。それはいま厚生省から述べられましたように、各種審議会のござつて指摘いたしておるところでございます。また、昨年三月二十二日、労使、消費者、中立代表によつて構成されております社会経済国民会議の提言の中にも、公的年金のあり方とその効果は高齢者、

身障者の雇用保障、企業の年金及び退職金制度、自治体の高齢者、身障者の福祉施設及び福祉サービス、高齢者医療保障等の連携を持つものであり、これらの諸制度を有機的にかつ整合的に活用する必要がある。またさらに、厚生年金の場合には年金支給開始年齢までの高齢者雇用保障制と退職年金の弾力的制度の確立が前提となる。このように述べられているわけでございます。各審議会、そしてこういう民間の機関ござつて定年年齢と年金受給開始年齢というものを接合させるべし、これは大きな国民世論でもあらうと思ふわけですが、ところが、いま局長がお答えになりましたように、五十二年に目標にしておつた六十歳定年というものがまだ半分も未達である。しかも、経済情勢はきわめて深刻である。しかも、いま厚生省が述べられましたように、年金受給開始年齢は、その適否は追つてこの委員会と議論することとしても、基本問題懇談会の示唆する方向は開始年齢が上になつてくる。これが現実です。労働大臣として老齡化社会の年金制度との関連において定年年齢というもののついてどのように考へになつておるのかお伺ひしたい。

○国務大臣(藤井勝志君) 御指摘のように、私も年金の支給年次と定年制とはリンクするということがこれは私はぜひ必要であるというふうな同じ認識を持っております。しかるに、現在の状況は、まだ現在では年金が六十歳というところに一応なつておる。それにリンクしておらない。これは私は一刻も早く解決をしなければならぬというふうな就任後考へておる大事な問題の一つでございます。この問題につきましてもは従来日本のいわゆる年功序列賃金制度、勤務年数に相応してずつと上がつていくという、自動的に上昇するというところとか、あるいはまた退職金と同じように勤務年数に比例して自動的にずつと多くなるといふことではまあなかなかむずかしい問題だと。したがつて、そういう賃金体系の根幹をやはり労使で何とかしてひとつ話し合ひをつけてもらつと、こういうことを私は早急に積極的になつと行政指導を

やつて、環境づくりを急いで、そしていま厚生省からお話ございましたが、いずれ六十五歳というところに年金の支給年次が上がつてくれば、それにひとつ対応できるような定年制の延長を考えると。ともかく、お互いの寿命が戦前から考えると二十年以上も延びたんですから、まだまだ五十歳代、六十歳の前半ぐらいは活力に満ちた人生を送られるお互いの時代になったわけでありまして、私は定年延長をとりあえずは現在目標として定められております六十歳ということに対して、積極的に私はこの道を開拓したい。法制化しなければなかなかできないではないかという御指摘も私はわからぬことはございません。ただ、先ほど申しましたような現在の賃金体系ということとを考えると、やはり何とかしてひとつ労働に話し合いをして、いまのような賃金制度そのものをひとつ変えていって、率直な私は感じを申し上げます、五十歳ぐらいからは横ばいになるような、こういった話し合いをひとつ労働間でつけていただく。そうすれば、私は定年延長ということがスムーズに前進するんじゃないかと、このように思っております。

○柄谷道一君 私、大臣、年金との関連ばかりでなくて、数字を申し上げましたように、あと三十年もたないうちに、わが国人口の中の六十歳以上の人が約二四％を占める。これは有効労働力の確保という観点からも、この定年というものはそのんぴりと構えておれない問題だろうと思ふんですね。私は一体日本で五十五歳定年がどうして始まったんだろかという調べてみましたら、明治三十五年に日本郵船で定年を五十五歳としたというのが初めてである。または、当時の太政大臣官符で五十五歳から恩給を支給するようにしたのが始まりだと、このように言われているわけですね。それが大正時代になりまして、いま大臣も言われた年功賃金一般化するに従って、これが逐次広範に実施されるようになった。戦争中労働力が不足しましたので、一時有名無実になったものが、戦後再び五十五歳定年ということが定

着をしてきた、そういう歴史的経過をたどっていると思ふんです。しかし、第二次世界大戦直前の昭和十一年の平均寿命は、男四十六・九二、女四十九・六三、男女とも五十歳に達しておりません。戦後、これが復活した昭和二十二年も、男五十・〇六、女五十三・九六、ここでやっと五十歳を超えた。それが昭和五十年には男七十一・六七、女性七十六・九五。日本アクチアリー会の菱沼從尹さんは推定として、男子七十七・四歳、女子八十一・七歳まで延びていくであろう、こういう推定もされている。まさに定年が設けられたという背景が根本的に変わっているわけですね。仮に、現在の余命年数でいきますと、五十五歳定年になりますと、あと十七年間生きるわけですね。六歳下の婦人は、実に夫が定年退職してから二十八年間生きる。しかも、後半の十一年間は未亡人である。これが平均的日本人像なんです。私は、年金の視点、さらに、いま申し上げましたようなものもろの情勢というものを考えますと、なかなか行政指導では定年を延ばしていくことはむずかしい。そこで私は、ここに法制化という必要性が客観的にも現実的にも、いま必要な時期に到達しているのではないかと。いま大臣の言われます、賃金体系その他の問題は、法制化をして、実施までの間に一定の暫定期間、猶予期間を置いて、その間に定年を延長するんだという、法制的にここまで延長するんだという前提のもとに、労働の積極的協議を促すという姿勢こそ適切ではないかと、こう思ふんです。いかがですか。

○政府委員(細野正君) いま、先生のお話にもございましたように、定年を延長するためには、やはりそのネックとなつております賃金慣行もあれば、雇用慣行あるいは退職金のあり方、あるいは人事のあり方、その他いろんな問題と密接に結びついてるわけでありまして、したがって、そういう問題についての労働の話し合いが詰まつて、コンセンサスが得られるということが、定年延長がスムーズに進む基本的前提ではないかというふうに考えているわけでありまして、御指摘の

ように、急がなきゃならない事情が一方にあることは確かなんです。急がなきゃならない、急がなきゃならない事情があればあるほど、いま申しました問題点についての労働の理解を得て、そこにコンセンサスの形成されることをまず急ぐというのが、私どもの基本的な考え方でございます。そういう点を抜きにして、定年年齢だけを法律でもって強制するというのは、やはり問題が多過ぎるというふうに考えているわけでございます。

○柄谷道一君 それでは、外国の事例を、二引いてみたいと思ひます。アメリカにおきましては、一九〇三年のコロラド法、一九三四年のルイジアナ法、一九三七年のマサチューセッツ法等の歴史的過程を経て、一九六七年には、採用、解雇、賃金、雇用期間、労働条件、雇用上の特権に関し、四十五歳以上六十五歳未満の者に對し、年齢を理由とする差別を禁止する、いわば年齢差別禁止法というものが制定されております。またスウェーデンにおきましては、一九七四年七月一日から実施されておりますが、雇用保障法の中で予告期間について特段の配慮、特に四十五歳以上については六カ月以上の予告を要し、かつ裁判所の決定を無視した場合の補償として最高六十歳以上については四十八カ月の補償の義務を課す、さらに、人員過剰による一時解雇は勤続期間に基づいた先任権方式によるべしということが法制化されているわけでございます。時間の関係から私は省略しますが、西ドイツ、フランス等におきましても、いま各国とも当面している深刻な雇用情勢、特に中高年齢者の雇用不安というものを背景として実定法的な中高年齢者の保護といえますか、保障の立法がされております。これらについて労働大臣、どのように評価されますか。

○国務大臣(藤井勝志君) ただいま御指摘がございましたアメリカの年齢によるこの雇用差別禁止法並びにスウェーデンの雇用保障法、御指摘のよう内容でございます。われわれも定年制延長に当たりまして、十分他山の石として参考にすべき法律制度であると思ひます。ただ、先ほどから申し述べておりますように、わが国独特の賃金制度の状況というこの基礎をどう考えるか、これはやはりアメリカあるいはスウェーデンとは事情が違つておるようでございますが、ただ御指摘のよう、やはり法律制度でまず決まりをつけて、そこでいままでの賃金体系を直していったらどうかという、これは一つのアプローチの仕方として考えられないことではないと思ひますけれども、現在われわれは賃金制度研究会の答えを踏まえて労働の話し合いを前提にしないともろもろの問題がやはりある、したがって、行政指導によつて、しかもこの行政指導の推進の仕方を積極的にひとつこの際努力してみようと、こういうふうに考えておるわけでございます。

せつかくの外国の例を引用されての御発言でございます。それから、ひとつ私、就任いたしました者として、ひとつどういう運びがやはり問題の決着をつけるいい方法か、もう一回検討させていただきます。

現在の方針は、先ほどから申した述べましたような、やはり労働の話し合いというものが前提にならないと、なかなか周囲の環境がこれに対応しないと実現がむずかしいと、困難であると、こういうふうな面が強く念頭にありましてございまして、一、遍研究会の学識経験者の意見のひとつ再確認もして検討させていただきます、このように思ひます。

○柄谷道一君 諸外国の事例に比べまして、わが国には事定年、これはわが国独自の、独特の制度かもしれないが、これを規制していくような実定法というものを欠いている、これはもう現実なんです。しかも、政府の目標にかかわらず、六十歳定年を話し合いによつて一般化していくということも目標から非常にずれていくという、これも現実ですね。また、最近の減速経済下における企業の実態をながめてみますと、民間産業におきましては厳しい国際競争の中で減量経営ということが求められ、その減量経営ということの一番しわを受けているのはむしろ中高年齢者であるわけ

です。そこで、その年の年齢層をねらい撃ちにした希望退職が募集せられたり、非組合員につきましては、会社側によって退職を求められる、こういう現象があらわれている。定年は延長されるどころか、実態的にはむしろ経済情勢の厳しさの中で、むしろ実質的定年というものは縮まっています。これはないかと思われる傾向も各所にあらわれている、これが実態だろうと思います。しかも、冒頭私が指摘いたしましたように、一たん失職いたしますと、その有効求人倍率というのはきわめて低い、しかも、年金との関連もある。こういうことを考えますと、私は現在直ちに大臣が定年制の法制化に踏み切りますという答弁をされるのは大変むずかしいことはよく承知しますけれども、ぼくは藤井現大臣のやはり最大の勇断はこの定年制延長の法制化に私はかけられるべきではないかと、また、そういう時代に大臣になられたのではないかとすら思うわけでございます。

そこで、第二次基本計画が五十二年目標を設定されたわけですから、私は学識経験者の御意見聞くのも結構でございます。早急に私はその年次——いわゆる労使の自主努力によって当面、私は思想的には定年六十五歳であるべきだと思っておりますが、当面六十歳定年というものの明確なめどをつけ、そのための労使間の協議を促進させ、その時期が経過して努力が足りない場合には、ある年度を区切ってその法制化を断行する、そういう強い大臣の姿勢がなければ効果を上げ得るものではないと、こう思うわけです。

再度、大臣の決断を求めまして、ちようど時間でございますから私の質問を終わります。

○国務大臣(藤井勝志) 御指摘のとおり、私も定年延長制度、六十歳をとりあえず目標にしたこの問題については何とかしてひとつ前進をして、できればひとついっきかけをつくって私は任を全うしたいと、このように考えておるわけでございしますが、先ほどお話し申し上げたように、わが国特有の雇用賃金慣行というのがあります。これはやはり労使で話し合えないと、その問題を

そつとしておいて片一方だけやる。こうなると、まあ、矛盾が起こるという、こういう点も考えますから、私はとりあえずは産業別の労使の話し合いの場を積極的につくる。これは行政指導によってすでに準備を進めておるわけでございまして、積極的にこの定年延長実現に向かつて産業別の労使懇談会、労使の話し合いの場をつくって、もうそうしてでき得れば目標年次を設定をして、そしてこの六十歳の定年延長は大体何年ぐらいいは完成するということを、最も近い将来設定目標を置いて努力をいたしたいと、このように考えるわけでございますが、同時に、この法制化についても再度私は一遍研究会の意見も聞きたいと、このように考えております。

○下村泰君 世の中に何が不幸だと言って、働けるだけの能力を持ち体力を持ちながら、働く場所のない、失業する、こんな私は不幸なことではないと思います。国という大きな組織のある以上、こういう人々を少なくすべきが政治の力ではないかと思ひます。

その問題で、現在日本の国内に起きておるこの失業問題なんです、ある意味では沖縄に大変象徴的にあらわれていると言つて過言ではないと思ひます。そういう意味で沖縄における雇用状態、失業対策について質問させていただきますと思ひます。

労働力の調査結果を拝見しますと、沖縄が復帰の年の昭和四十七年には三・〇%であった失業率が、その後、年を追つて悪化しております。四十八年が三・五%、四十九年が四・〇%、五十年が五・三%、五十一年六・三%、五十二年の五月には七・九%に達しております。全国平均の二%に比べますときわめて高い水準です。また、今日の落込み込みが激しいと思ひますけれども、この一理由は何だ、どういふところにあるとお考えでしょうか。伺わさせていただきますと思ひます。

○政府委員(細野正君) ただいま御指摘のように、沖縄の失業情勢非常に悪い状況でございます。その原因として考えられますのは、やはり基

本的には沖縄の中に目ぼしい産業がないということにあるわけでございしますが、同時に、沖縄の復帰に伴ういろいろな事情の問題とか、あるいは駐留軍関係の基地労働者が次第に縮小して解雇されていくというふうな事情が重なりまして、さらには、なかなか本土に就職したくないというふうな事情が重なつて、いまも御指摘のようないろいろな悪い失業情勢にあるというふうな考えをわけであります。

○下村泰君 いまのいわゆる県外からの求人率が大変高いんですけれども、沖縄県以外に定着しない。その理由は、どういふふうにかんていらつしやいますか。

○政府委員(細野正君) 言葉の問題とか風俗習慣とか、いろいろな原因があるようでございしますが、それから同時に、沖縄県自体にも、その就職した人が戻つてきた場合に、ちようど昔の日本の農村みたいなふうに助けて何と生活がらいたは支えるというふうなそういう状態もあつて、したがひまして、本土へ再就職した方が比較的に言ひます、簡単に戻つてしまふ、いわゆるUターン現象があるというふうな事情もみえされるように思ひます。

部安定所を通すわけではございませんで、自分で縁故を頼つて求職活動をする方もあれば、いろいろな形で、たとえば店頭募集に応募するというような形もあるわけでございまして、そういう意味で安定所の窓口全部来ないということ自体が全部大きな問題であるかどうかという点は、それはそれはならないんじゃないかなというふうな考えをしております。

○下村泰君 一月ですが、ことしの、沖縄開発庁がそういう状況も調査しましたね。それによりますと、沖縄本島の中南部の方の調査はわかつたんだけれども、反対側はまるでつかみ切れなかつたというのが報告されております。ですから、なかなかつかみ切れないのは無理もないと思ひます。

それから、ことしに入つて、最近になりましてことに若干失業率が低下していると。サトウキビのキビ刈りのような季節的な労働需要、これがほぼつづつてきておるんだそうですが、こういうふうには説明されております。けれども、キビ刈りのシーズンは一月から四月までなんだそうです。あそこは、そうしますと、そういう労働需要というのは安定した労働力の吸収とはならないと思ひますが、こういうところどういふふうにか。

○政府委員(細野正君) ただいま先生から御指摘ございましたように、失業情勢が数字的にやや最近好転しました原因の一つには、いまお話しのようにキビ刈りとか製糖関係という季節的なものに失業者が就労したというふうな面が確かにございします。しかし同時に、たとえば公共事業の拡大によりまして、従来に比べて公共事業の就労が非常に進んだとか、それから観光客がふえたことから第三次産業への就労がふえたというふうな、やや恒久的なものは長期的な要因もございまして、全部一時的な要因であるわけではございませうが、しかし確かに一時的な要因もございしますから、最近の事情の好転を必ずしも樂觀はできませんというふうな考えをしております。

○下村泰君 いまも失業の理由を、基地の縮小ですとかあるいはUターン現象というふうにとらえ

ていらつしやるようにすけれども、沖縄県の労働力の構成を正確に見るといふ点では、私はちよつと疑問を持てます。沖縄県の男女別、年齢別の人口構成、四十五年と五十年の国勢調査で見ても、五十年の調査で一番ふくれているのが若い人口層ですね。十歳から十四歳、それからその上の十五歳から十九歳、それから二十歳から二十四歳、このあたりが最もふくれているわけですね。これを全国と比較しますと、沖縄と五年ないし十年のずれがあると、こういうふうには見えておるようです。戦争の痛手も大きくまだ残っており、これを社会的安定期の訪れにすればいいことは、これを見てもよくわかるわけでありまして、また、沖縄の方の新聞にも報道されておるんですけれども、これは琉球新報でございまして、琉球新報の一月の八日です。これなぞにも書かれておるんですけれども、学校を出て職を求めるときに期に來ている人の層が非常に厚いということなんです。単に基地に出るのと、あるいは本土の不景気でUターンだとか、そういう表面的な理由でないいわゆる構造的な要因がある。これはもう恐らくおわかりのことと思いますけれども、そういう人口の年齢構成からくる構造的な要因についてどのように認識し、対処なさるおつもりでしょうか。

○説明員(鹿野茂君) たいま御指摘いただきましたように、沖縄県の特徴といたしまして、いま人口の年齢構成が非常に若いという御指摘を受けたわけでございまして、このような現象は完全失業者の年齢構成にも一致するわけでございまして、五十一一年の労働力調査に基づきまして年齢別の完全失業者の構成を見ますと、完全失業者の中で十五歳から十九歳と非常に年齢の若い方の占める率が一五・四%でございまして、全国平均では五・六%でございまして、それから二十歳から二十四歳までの方が三〇・八%でございまして、全国平均では一六・七%であると、二十五歳から二十九歳までの方が沖縄県では一五・四%に対して、

全国で一七・九%。この二十九歳以下だけを取り上げて見ましても、非常に年齢の若い完全失業者の方が多くございまして、したがって、私どもとしては、これはこの年齢の若い方々に対しては、ぜひとも将来に展望の持てる職業についていたがまじして、しっかりと将来性のある技能といたうものを身につけていただく、こういうような姿勢が必要ではなからうかというふうな考えでおるわけでございまして。

○下村泰君 いまおっしゃったようなこと、完全実施できればと思うんですが、年齢構成が、ちよつとん型になってますね、どちらかといえば、日本の場合には、ところが、これはピラミッドですわな、若い方が末広がりのんです。いま言われたような対応策で果たして長期的な展望が見られるのかどうか、いかがでしょうか。

○説明員(鹿野茂君) 基本的には、やはり沖縄県内におきまして産業を育成していくことが必要かと思つてございまして、そういう中から、若い方々に対しては、しっかりと職業についていただくということが基本であろうかと思つてございまして。ただ当面的には、何といたしまして、全国的なこういう不況の中で、沖縄県内におきましては雇用機会も非常に乏しくなつておるわけでございまして。したがって、将来の沖縄県の産業の基幹労働力になつていただくために、ぜひ沖縄県の若い方々につきましては、もちろん学校教育におきまして、あるいは職業訓練におきましてしっかりと技能なりあるいは職業意識を身につけていただく上、本土において就職していただいて、そういうような技能を身につけて、将来の沖縄産業の基幹労働力になつていただくというふうな考え方を私どもはとつておるわけでございまして。

○下村泰君 そういふふうなこれから先進んでいけば、いま大きな失望感を抱くことではないと思つて、ただ、やっぱり労働力の吸収する力というものが、社会資本の格差ですね、沖縄と本土との。復帰の時点で一人当たり換算で、本土一〇〇に対して四〇程度、毎年五%程度の格差の是正が進み六〇程度にならうかと思つて、すけれども、現在進められている振興開発計画をさらに早めるといった思い切った公共事業の拡大、目標の値を早く達成する、また同時に、次なるプロジェクトの構想、こういういろいろなあると思つて、私、この間沖縄へ参りまして、那覇、コザ、嘉手納、回つてまいりました。その主要幹線道路、いま盛んにやっています。これ私に見てまいりました。横へ入ると何も手を打つてないんです。その横へ入る道がそれじゃ要らない、不要というのはおかしうございまして、そうじゃないんです。主要幹線と主要幹線をつなぐ道路なんです。それが全然手をつけられてないんです。果たして、いまここで皆様方がおっしゃっているようないわゆる公共事業というのが、果たして沖縄本島全般的に行われているのか、あつていふ現実を見る走つてみて、もちろんひどいところもあります。幹線道路でありながらひどいところもあります。ところが、そのわりにいま手をつけてなくて、こちらの方のいわゆる副線になる道路をやらない、いけないうちやないかなと思つて、この間、この現状を把握していらつしやいますか。

○説明員(鹿野茂君) 私どもも沖縄県に訪問する機会はそのあるわけではございまして、先生御指摘のとおり、社会投資面も含めまして沖縄県と本土との間に大きな格差があるというところは私も十分認識いたしておるわけでございまして。直接私どもの所管ではございせんが、そういう観点から、来年度におきます沖縄県の公共事業関係費については千三百五十億と、前年度に對比しまして三六%と大きな増額を予定いたしているというふうな私どもも聞いておるところでございまして。したがって、こういうような本土との格差是正を図りつつ、沖縄県における産業基盤が速

やかに確立されることを労働省の立場からも期待をいたしてゐるところでございまして。

○下村泰君 実は、ここに沖縄タイムスですか、こういう新聞があります。一月の十四日に発行された新聞です。朝刊ですけれども、これは、この見出しに「十三日です。この前の日です。開かれまして沖縄協会主催の第二十三回沖縄振興開発研究会、ここへゲストスピーカーとして招かれました。沖縄開発庁の井上事務次官という方が、こういうことを言つていらつしやるとですね。「沖縄の雇用問題は人口構成から構造的なもので、基地従業員の大量解雇やUターン現象で起こつた一時的なものでない」「公共事業はカンフル注射にすぎず、漢方薬的な問題解決にならない。農業振興にも限度がある」、こういうふうにおつしやつておるわけですね。そして、この方の言葉の中に、いまおつしやいましたことも出ております。「五十三年度予算の発行公共事業関係費は、前年度より三六%も伸びた一千三百五十四億九千万円と計上されている。これによつて失業者が吸収されるのは四、五千人だけで、約二万六千人の完全失業者を全部は収容できない」と、こういうふうな言い切つてます。で、その理由の一つに、沖縄の建設業界の機械整備率、これは日本で一番なんだと、すね。全国一で、したがって、労働力を吸収するにはそれだけ限度がある。そうすると、いままで皆様がお話してくださつたことはこの一行でみんなぶつ飛んでいっちゃうんです。だからさちから考へていこうなことはこれじゃまるでできないというところになるんです。そうして農業振興にしても農耕面積に限りがあり、大量の労働力を要する農業経営が興らない限り無理だ、これも言つておるわけですね。そうすると、いまのお話、これ全部だめになりますな。

○政府委員(細野正君) 冒頭申し上げましたように、沖縄の雇用問題が完全に片づくためには、やはり沖縄自体の中に雇用需要が起きるような経済振興というものがどうしても必要だということ、それからもう一つは、先ほども御指摘ござい

空港から那覇市内にある左側に、いまも不用の上陸用舟艇が広い土地の中に放置されております。ああいう使用していない基地、まるで役に立たないものを置いている、こういうところもこれからの問題として、今日の問題じゃございませんけれども、本来はああいうものをどんどん返還していただいて、少しでも労働力の吸収できるような産業を誘致するとかすれば、こういう問題は解決していくと思うんですけれども、いまあの基地の面積からいけばなかなかこれはむずかしい問題じゃないかと思えます。ごろんになって、そういう感はだれでも私は持つと思います。これはイデオロギーを超えて、日本人としてあの沖繩の本島の中を見て歩けば、これでいいんだろとかいうことはだれもが感ずることだと思えます。私は、いまやそういう観点に立つて沖繩を見ていかなければならないときではないかというような気がするんです。それは、おまえのように政治の何もわからぬやつがよいなことを言うなというようなお考えを持つ方がいらっしゃるかもわかりません。防衛とはそういうものではないんだとか、いろいろの問題もありましよう。けれども、日本人としてあそこへ立った場合に、本当にこれでいいんであるのかと感ずるのは私一人ではないと思います。どうぞひとつそういう意味も含めまして、少しでも基地を縮小していったら、そして沖繩

の方々が楽しく明るく仕事のできるような状態をつくるべきが、私はこの国会というところにいらつしやる方々のお務めじゃないかというふうな気がします。どうぞひとつ御検討の上お願いをしたいと思ひます。

終わります。

○委員長(和田静夫君) 本調査に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(和田静夫君) 次に、労働組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言願ひます。

すので、これを尊重をして、全労委総会等の今後の御検討にまわりたいと思っておりますけれども、労働省の立場としましては、たとえは行訴の審級省略の問題とか、あるいは実質証拠主義の採用というような点につきましては、労使関係法研究会におきまして、でき得れば一年ぐらゐの間で結論を出すというようなことで、積極的な取り組みをいたしてみたいと、こう考えております。

○安恒良一君 それでは、審査促進については一層の御努力をぜひお願いをしておきたいと思ひます。

そこで、いま一つやはり重要なことは、審査を促進するためには、ふえます業務量に見合つて委員の人員をふやすこともきわめて重要だと思ひます。そのことが提案であります。ところが、この委員を補佐いたしまして業務の処理に実質上重要な役割を果たしている事務局の充実強化が図られなければならないと思ひます。その意味で、この事務局員の増加状況について、四十六年から五十二年までの間に、中労委、東京都労委、大阪地労委等の人員がどうなつてゐるのか、ひとつ御報告をお願いしたいと思います。

○政府委員(北川俊夫君) 中労委の事務局職員の変遷でございますけれども、四十六年が定員八十四名でございました。その間に増員五名がございましたけれども、削減が七名ございまして、結果的に五十二年現在では八十二名というところで、この約六年間に二名の減員になつております。

それから、東京の場合には、四十六年が定員が五十六名でございすけれども、五十二年には五十五名と、一名の減になつております。大阪地労委の場合には、四十六年が四十四名に対して五十二年現状のまま四十四名と、こういうのが事務局の人員でございます。

○安恒良一君 大臣、これでもおわかりのように、肝心の職員定数が中労委の場合も現実に減つてゐる、それからいわゆる東京都労委の場合にも減つてゐる。これではせっかく委員をふやしても、

いま大臣が迅速処理に当たりたいと言われてゐるのでありますが、なかなかそうはいかないと思ひます。そこで、私は事務局職員の経験豊富な有能な人材を確保するために職員増員や適切な配置、それから処遇の改善などに一層努力をする必要があると思ひますが、この点についてまず大臣から所見をお聞かせをお願いしたいと思います。

○國務大臣(藤井勝志君) 御指摘のように、この不当労働行為の事件の処理というのは、やはり委員の役割も大切でございすけれども、それを支える事務局の機構の充実、また同時に携わる人たちの処遇の改善という、これはやはり大切な要素でございす。

ただ従来、これは中労委の關係でございすけれども、労働省の職員の定数がずっと行政簡素化の計画に對應して毎年純減をしておるといふ、こういう残念な事情が今まで続いておりました。昭和四十二年から五十二年までに純減約二千三百名という、こういう状態の中に私は先ほどの仕事量がふえておるのかかわらず人が減つてきたといふ、こういう状態ではなかつたかと思ひます。ございまして、幸いにも五十三年度予算編成に当たりまして行政管理局、これを裏づける大蔵省の理解ある対応をしてもらひまして、ようやく純減をすることだけは一応歯どめができました。私はこれを機会に、現在の御指摘のような仕事量の運び方から見ますと、職員の充実、処遇の改善ということについては大いに今後努力しなければならな

いと、このように思つております。

○安恒良一君 労働省全体が減つてゐるということとわかつておられますけれども、中労委並びに地労委における取り扱ひ事件が非常にふえてゐるわけですね。しかも、複雑になつてゐる。そういうときに、せっかく法律で委員をふやすということについて私は最終的に賛成するものでありますが、肝心の補佐する事務局員が減つてゐるということでは、これはせっかく大臣がこの法律を出しになつた趣旨を半減してしまふと思ひます。そういう意味で、ぜひとも大臣も積極的な事務局員の増

員について御努力をお願いしたいと思いますし、この点は後で大臣のお答えを願うと同時に、きょうは定員問題があるということでありまして、きょうは行政管理局にも来ていただいております。ひとつ行政管理局も、いままでの一問一答をお聞きくださったと思ひますから、こういうような重要な事件を扱ひ、しかも取り扱ひ件数がどんどんふえてゐる、一方処理日数はほとんど逆になつてゐるというやうな中で、画一的に人員削減ということとは私は間違ひだと思ひます。そういう意味から、行政管理局としても、このやうな取り扱ひ件数が急増している、処理日数が長くなつてゐる、事務局員の増員についてどう考えるかというのを、行政管理局の立場からとも考えを聞かしていただきたい。

○説明員(百崎英君) 中央労働委員会が取り扱つております不当労働行為の再審査案件につきましましては、先生御指摘のとおり件数も非常に累増しておりますし、また事案の内容も非常に複雑化してゐるというところは私も十分承知してゐるところでございす。このために、五十三年度予算の査定におきましては、先ほどお話しございましたやうに、委員の定数の増加を認めたところでございす。委員の定数の増加を認めたところで、これに先立ちまして五十二年の定員の査定におきまして、一つは審査第一課と第二課の所掌事務の配分の合理化を図りますと同時に、審査官の一名の増員を認めたところでございす。確かに、不当労働行為の事案の処理の迅速化ということばかりで重要なことでございすので、私も今後定員の査定に当たりましては、先生の御意見十分参考にさせていただきます。かやうに考えております。

○安恒良一君 それでは終わりますが、どうか労働大臣並びに行政担当、行管の方もせっかく今回法律改正で委員をふやすことでありますので、事務局職員をふやすと、こういうことについて格段の御努力をお願いをしまして終わりたいと思ひます。よろしくございすね、大臣。

○國務大臣(藤井勝志君) はい。

○小平芳平君 同じく不当労働行為の処理状況についての問題点を質問したのであります。

事件の係属日数の増大、ふえてゐたことはいま御答弁がありましたのでそれで結構ですが、ちよつと観点を交えて、中労委、それから東京、大阪地労委におきまして、公益委員が一人当たり件数を何件持ちをされているか、そういう状況について、同じく事務局も補佐する場合、大抵二人一組で班を構成して事件を担当してありますが、この事務局の班、一班が持ち持っている不当労働行為の件数が平均何件になるか、そういう点についてお答えをいただきたい。

(委員長退席、安恒良一君着席)

○政府委員(関英夫君) 一番最新の昭和五十一年の数字でお答え申し上げたいと思ひますが、中央労働委員会におきましては、公益委員八人でございすので、一人当たりの不当労働公案件数は三十八件、公益委員一人当たり三十八件といふことになりす。それから、事務局職員は十の班で三十件を担当してゐる、こういうことになりす。東京地労委におきましては、昭和五十一年、公益委員一人当たりの件数は三十八件、それから、地労委におきましては必ずしも班制をとつてゐるとは限りませんので、職員一人当たりで申し上げますと職員一人当たり二十件担当と、こういうことになりす。大阪地労委におきましては、公益委員一人当たり三十五件、それから、職員一人当たり十三件、こういう数になつております。

○小平芳平君 東京におきましてはやはり班を編成しまして、二人で一班を構成して担当してゐるというものであります。いま御答弁のあつた約倍ですね、四十二・三件となつております。その事件の中には、本当に長く係属したままで、ずつと長い年月がかつてゐるものもあるわけですが、しかし、審問をずっと続けていつて、さて命令を、原案を事務局でつくろつと、もちろん委員が中心になつて進められますけれども、実際文章、字を書くのは事務局が書記的な役割りをしますから、命令を、案文をつくつていく過程において二

件、三件というものを一度にその人が命令の案文をつくっていかなくちゃいけないという、こういう事態が起きているわけですね。そうなりますと、人間の能力には限界がありますから、そこちからの、きょうは午前中はこの命令を書いて、午後はこれを書いて、夜は次のものを書くというふうなぐあいにそううまくできないわけですね。ですから、非常に限界だということ。先ほどの行政管理局は減らすのをやめたということで、何かえらく理解を示しているような言い方をされましたが、これから先、事件が減るならともかく、現状においても事務局体制の強化というものは、きわめて現状のままでももうパンクする寸前だということでありまして。そういう点は労政局長は一番よく御存じだと思いますので、どうするかということとを、どういふような打開策があるかということをお聞かせしたい。

○政府委員(北川俊夫君) 小平先生も中労委に対して大変お詳しく、私以上でそういう御質問が出るのかと思いますが、私も中労委の事務局長をやっておりますので、本当にこの問題の解決には大変頭を痛めたわけでございまして、一班三十件といま審議官からお答え申しましたように、一つの班で三十件を抱えておりますと、これの審問をするのもございまして、それから命令の案文をつくるのもあるということで、本当に全部目が届かずに一件をどうして処理していくかということで頭がいっぱいになるという毎日でございます。私、そういうことで、中労委あるいは全労委会議等で審査促進のためのいろいろの申し合わせとか、あるいは調査をうんと充実して審問を少なくして、そして職権主義的に迅速に片づけるというような運営面の改善も必要かと思っております。やはり制度的な面で、いまの初審から七割ないし六割が行政訴訟とか再審に持っていくという、そういういまの制度のあり方についての基本的な考え直し方というものが、この三十年たちましたところではやはり見直さなければならぬではないか、そういうことを痛感しておるわけでござい

して、先ほどとも安恒先生にお答えしましたように、この機会に委員の増員が認められましたならば、さらに一層の事件の迅速化、処理の迅速化を図りますとともに、本省、労働省におきましては、制度につきましても、本来の簡易、迅速に不当労働行為を処理して、労働者の救済に資するかと、この観点から制度の見直しをぜひしたいと、こう考えております。

○小平芳平君 職員の定数は昭和四十五年から比較して二名減でありますか、中央労働委員会の場合。しかし、昭和四十五年をとるとのこと自体が何か余り根拠がないみたいなの、かつては、現行の不当労働行為の審査が始まったのが昭和二十四年でありまして、かつてはとにかく百二十人くらいは定員だったかと思いますが、ですから、二名ふえたというのじゃなくて、はるかに事務局は縮小されている上に——その辺までよろしくございますか、それで。

○政府委員(北川俊夫君) 確かに、厚生省のもとで中労委が発足したときには、先生御指摘のように百二十名近い定数であったかと思っておりますけれども、第一次吉田内閣で行政整理がございました際に、大変大幅に減少をしたまま増加を見ておられない、それにかかわらず案件数が非常にふえておるといふのが事実でございます。

○小平芳平君 それで、この方も、労働省に長くおられて、中央労働委員会の事務局長もやっておられた松崎さん、松崎さんが、「私が中労委事務局長をやっておった三十二年から三十六年には、割合に多かったけれども、それでも、常時かかっていた件数は最高五五件、まあ平均すれば五〇件弱」といふところですか。というふうな、不当労働行為事件が、それが今日のよう膨大な事件がかかってくることは想像だにできなかった、というふうに言っております。このこともよく労働省も御承知と思ひますが、「労働委員会の回顧と展望」——三十年を回顧し展望するといふような趣旨の座談会で松崎さん、それからかつて公益委員をやっておられた中島さん、これらの方が委員会制度そのもの

の根本的に問い直さなくてはいけない時期に来ているんだということを発言しておられます。具体的には審査と調整の機能を分離すべきであるといふふうに二人とも非常にはつきりおっしゃっております。果たしてそういうことがいかに悪い、私も決定的な意見を持つておられるわけではありませんが、そういう点を含めて労働省は検討なさる、検討なさつていらつしやるのですか。それとも具体的にどういふところでこれは検討なさるのが妥当だとお考えですか。

○政府委員(北川俊夫君) いま先生御指摘のように、労働委員会制度につきましても準司法的機能と調整機能とを分離して、準司法的機能は、たとえば労働裁判所的なものに変えるといふような考え方が今後のあり方として示唆されておることは事実でございます。これにつきましても、私の体験から見てやや疑問がございしますけれども、いま、先ほど申し上げましたように、今後の制度的検討としては、そういう労働委員会の機構のあり方、そういうことも含めて御検討をお願いするつもりでおりますが、検討をお願いする機関としましては、労使関係法研究会——会長は実は先日お亡くなりになりました松村先生でございしましたけれども、今度四月の中旬に新しく会長をお選びをして、さらに新進気鋭の、こういう不当労働行為につきましても御体験もあり、かつ理論的にいろいろ御勉強をなさつておられる先生方を若干名加えまして、その場で一年程度の期間をめぐらして御検討をお願いしたいと、こう考えております。

○小平芳平君 事務局の充実が必要なこと、それから委員の定数がたとえ一名あるいは二名、公益委員が一名とか二名ふえることも、十人、十一人とか、九人とか、そこで一人か二人ふえるといふことは、率から言えば一割とか、そういう率になりますから、ある程度の効果は期待できるわけでありまして、しかし何せ安恒委員から先ほどお話ししましたような状態では、委員のなり手がなくなりはしないかという点ですね。とにかく、一方で

は大学で教えながら、あるいは弁護士さんとして働きながら、しかも一週間のうち四日も五日も労働委員会へとられるといふことは、あるいは場合によっては徹夜もしなくちゃならないといふことは大変な重労働である。そして、一期やつたらもう後は御免と、とてもこれじゃ本業がおろそかになつてどうにもならないといふふうにおつしやる方が出てきますし、それから本になつていただきたいといふ、労使の双方でなつていただきたいといふ委員がなかなかもう就任してくれなくなつてしまつていふことが言われております。たとえば、東京地労委の委員の報酬ですね、これなどは上がつてないですね、この何年か。そういう現状もあるわけでしょう、各都道府県ごとにやりますから、その辺の待遇も、労働省からどういふうわけにいかないかもしませんが、検討事項に入れなくちゃいけないと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(北川俊夫君) いま御指摘のように、制度の検討、それから従来中労委でいろいろ御苦心なさつております運用面の改善、それにやはり先ほどから何度も御指摘のように、委員を補佐する事務局の充実といふことは、ぜひ検討項目に加えないと思ひます。

その場合に、事務局の改善につきましても、先ほど担当管理官からお話がございましたように、専門官の意味で審査官というものが初めて認められましたので、そういう方向で職員が優遇をされるような方向にこれからは努力をいたしたいと思つております。

それからなお、委員の先生方につきましては、これも先生御指摘のとおりでございまして、適任者がおられなくても、そんな忙し仕事はなかなか引き受けられないといふことでお断りになる先生が間々ございします。そういう先生方に、経済的な面だけだといふこともあれでございしますけれども、やはりいまの報酬につきましても、その改善を図つて、春闘で徹夜をしていただく、あるいは不当労働行為の和解で相当遅くまでお残り願つ

て労使の説得をしていただくという、その御苦労に報いるように、一層財政当局にもお願いをして処遇の改善を図りたいと考えております。

○小平芳平君 それから、労働組合の資格審査ということは一体必要なのかどうか。この点は資格審査制度のできたときに大論争があったわけでありますが、そのまますと今日まで続いております。仮に資格審査制度を廃止したからといって、公益委員の仕事が、あるいは担当事務局の仕事がぐっと減るかという、そうでもない。そうでもないのだが、一体労働組合の資格審査なんということをいまやっていることにどういうメリットがあるのか。これはいかがでしょうか。

○政府委員(北川俊夫君) 労働組合の資格審査制度が、昭和二十四年の組合法ができて以来、組合の自主性あるいは民主性を担保するという意味で、ある程度教育的効果を果たしてきたことは事実でございますが、いまの時点でその審査が形骸化してはおるのではないかとこの批判が、実は全労委総会などで地方の労働委員の中からもそういう御批判がございます。ただ反面、一部にはやはりまだまだ教育効果として資格審査は必要なんではないか、また小平先生御指摘のように、たとえ廃止しても、それほど負担の軽減にはならないというふうな説もございしますが、先ほど申し上げました労働省で行います制度検討の一つ、一環として、本筋ではございませぬけれども、この制度の存否につきましてもあわせて御意見を伺えればと、こう考えております。

○小平芳平君 それから次に、船員の関係は船員中労委、船員地労委でこれは伝統的に扱っておりますが、ときどき船員だけ別扱いして運輸省でやるなんというのは全く意味がないではないかという意見もあるわけですが、こういう点についてはいかがですか。

○政府委員(北川俊夫君) 船員行政につきましては、船員行政全体が運輸省所管になっておりまして、戦後長い歴史もございします。ただ、行政改革がいろいろ検討される場合に、やはり労働委員

会あるいは労働行政として一元化すべきであるという声もあることは事実でございます。現に臨時行政調査会でもその旨の御指摘がございますし、さらに大臣が御主宰の産業労働懇話会の中でも、労働委員からそういう意見が現に出たという経緯もございします。ただ、この問題は所管の運輸省とも十分話しまして、船員行政そのもののあり方とも関連をいたしますので、慎重に検討をさせていただきますかと思っております。

○小平芳平君 次に、労政局長にお尋ねするのはどうかと思いますが、労政局はどういう局かということですね。それは、確かに戦後間もないころ労働組合運動が全国的に展開しつつある、あるいは労働組合が結成される、あるいは不当労働行為が各地で起る、そういうときの労政局と現在の労政局とは大分性格が変わるのが当然ではないかということをお聞きがから考えるわけであります。それはいかがですか。

○政府委員(北川俊夫君) かつて賃米労政と言われた、いわゆる終戦直後の労政局が果たしておりました役割は、やはり労働委員会とやや重複するかのよう、紛争の仲介とか、あるいは労働教育的にいろいろ労働組合を指導すると、これは労働組合が発足して間もない、歴史が浅いというふうな事情もありまして、そういうことが行政の面として非常に強かったわけでございします。いま労働組合は非常に健全に育っておりますし、行政がそういうおせっかい的に中へ入っているという手を差し伸べるような事態は、私たちがもうなくなつたと思っております。そういう意味で、労政局としては、むしろ国政の面に労働組合がいろいろ発言をなさる、そういう意味で政府と労働組合とのパイプ役を果たす。さらには労使関係法の法規制につきまして、たとえば不当労働行為制度のごとく、すでに制定以来三十年近い年月を経た、その再検討を要請されておるような面について、その再検討を進めていくというふうなことをやっておるわけでございします。さらに最近、加えまして、労使関係という面を広げまして、労働問題

が経済問題と密接不可分であるという観点から、労働経済的分野から、たとえば賃上げの問題あるいは労働条件の問題、労働運動とのつながり、そういうような分析を行う等の、従来の終戦直後の労政局とは業務内容を変えつつある、こういうふうな御理解をいただきたいと思っております。

○小平芳平君 そのほか、労働大臣に最後に伺つて終わりたいと思いますが、要するに、いま私がおしまいに三、四問題点を申し上げた点は、結局この労働省の行政が非常に時の経済情勢、社会情勢に対応する行政であるということだと思つていくという、そういう機械的な分野よりも、終戦間もないころ、あるいは高度経済成長時代、あるいは現在の減速経済時代というふうな、その時々々の経済情勢や社会情勢に敏感に反応していかなくてはならないのが労働省じゃないかというふうな思ひます。

(委員長代理 安恒良一君退席、委員長着席) したが、いま、労働委員の定数増加は私たちが賛成でありまして、定数増加に賛成するとともに、そうした基本的な制度のあり方、労働委員会あるいは労働省も含めた、絶えず基本的な制度のあり方が問われなくてはならない、こういうふうな考えですが、いかがですか。

○国務大臣(藤井勝志君) 御指摘は、まさに私もそのとおりと考えています。やはり、労働行政を預かる労働省でございまして、やはりこれはその時代の経済、社会と全くいけば表裏一体でございまして、経済の変化、特に昨今の日本を取り巻く内外の経済情勢は大変大きな変革を遂げつつあるわけでございまして、そういうときにおきまして、やはり制度のまず原点に返り、時代に対応する労働行政の推進ができるような制度の改革は常時検討すべきである、それぞれの分野において専門の機関において、われわれは衆知を集めて対応したい、このように考えております。

○小平芳平君 終わります。

○柄谷道一君 不当労働行為の事件の件数が最近

非常に累増している、また事案の内容が複雑化して処理が著しく長期化している。このために委員の負担がきわめて過重になっている。これらの問題につきましましては、いままでの質問で指摘されてきたところでございします。したがって、今回の改正法案がこの改善に役立つということは評価いたします。

しかし、私は、不当労働行為制度の本来の趣旨は、簡易迅速な手続により使用者の団結権侵害行為を除去いたしまして、健全な労使関係を確立する、そこにあることは改めて申し上げるまでもないと思ひます。

しかし、昭和二十年代に平均百二十三日程度で処理されておりました不当労働行為が、昭和五十三年度では平均すると六百五十二日、非常に長期を抱え、問題によつては二年近くかかっているということも現実であらう、こう思ふわけです。

こうして考えますと、いままでも指摘されたところでございしますけれども、単にこの委員を増員するだけでこの問題に対応することは不可能だと存じます。私は、現在の審査手続というものも余りに裁判所の手続と同じような厳格なものになつて、また審査委員と労使当事者、さらに弁護士との日程調整がつかず、そのために日を費している、こういう事例もしばしばあるというふうな理解いたしておるわけでございします。

したがって、私は、ただいままでの御答弁によつて制度問題、審査の手続、その他を含めて抜本的な洗い直し、労使関係法研究会にいわば諮問でございします付託をして検討が進められているという点は理解したわけでございしますけれども、私は、このような事態を考えますと、一年をめぐると局長は述べられたわけでございしますが、私はまあことしの十二月末ぐらいを一応のめどにして、これだけの問題をいま抱えているわけですから、その促進を図るべきではないかと、こう思ふことが一つ、それから労使関係法研究会というものが一応の結論が出ましても、これはもう労使関係に重要な影響をもたらすものでございしますから、

当然関係労使の意見聴取が行われてしかるべきだと、こう思うわけでございます。

以上、二点についてお伺いをいたします。

○政府委員(北川俊夫君) 実は四月の中旬、労使関係法研究会を若干増員等をいたしましてこの問題の御検討をお願いしてございまして、その際に、いま柄谷先生から御指摘のように、でき得れば本年度中という御要望、強い御要望があったことも申し添えまして、なるべく早く結論を出していただくようにぜひこちらから審議の促進方をお願いするつもりでおります。

それから、なおその労使関係法研究会で結論が出ましても、当該関係の労使には制度改善というものは非常に大きな影響を及ぼすものでございまして、当然十分その素案をもとに労働省原案をつくるに当たりましては労使の御意見をお聞きいたしまして、御納得をいただいた上で成案あるいは法案の形にまとめる、こういう努力をぜひいたしたいと考えております。

○柄谷道一君 今回の改正法案により、中労委及び幾つかの地労委において委員の数が増えるわけでございまして、そのふえた委員の任命の仕方、さらには普通の改選の際の委員の任命の仕方についてお伺いをいたします。

私は、労働委員会の委員は不当労働行為事件の審査、労働争議の調整などというきわめて重要な職務に携わるものであります。したがって、労使その他の関係者のやはり信頼が得られるように民主的な方法で任命がされるということは、これ当然のことであろう、こう思うわけでございまして、特に、労働者側委員の任命につきましては、中労委は全国的でございしますが、地労委におきましてはそれぞれの地域労働組合組織の実情を十分考慮して行われなければならない、こう思うわけです。特に中労委及び地労委は、その取り扱う分野が民間部門における労使紛争を取り扱う機関でございまして、したがって、労働者側委員は当然に民間部門の労働組合組織の状況というものがもとへ据えられて決められなければならないかと考

えるわけでございしますが、労働大臣は中労委の委員の任命に当たられるわけでございしますので、その所信をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(藤井勝志君) 御指摘のように、私もこの労働問題、その中心である労使関係というのは、これは人間関係であり、即信頼関係だと思ひます。そういう面から言ひまして、今度の中労委の委員増加の人選に当たりましては、各労働団体の皆さん方の意見を十二分に聞きまして、円滑な話し合いの結論を得て任命をいたしたい、このように考えるわけでございまして、以上のような線でひとつ全力を尽くしたいと思ひております。

○柄谷道一君 事務局の拡充及び委員の処遇の改善につきましても質問をいたしたいと思つたところでございしますが、すでに他の委員の質問を通じて労働省、大臣としての意見が把握できましたので、時間を余しますが、私の質問を終わります。この点に対する特に善処を要望いたしておきます。

○下村泰君 労働問題、私はそれほど詳しい方ではございませんので、いろいろと関係の皆様方からお教えを願ひまして質問を全部用意したんでございましてけれども、全委員の方々が皆御丁寧にお尋ねくださいましたので、聞くことが何もございませぬ。終わります。

○委員長(和田静夫君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(和田静夫君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。別に御発言もないようでありますから、これより直ちに採決に入ります。労働組合法の一部を改正する法律案の問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

○委員長(和田静夫君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、安恒君から発言を求められておりますので、これを許します。安恒君。

○安恒良一君 ただいま可決されました労働組合法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、自由国民会議、日本社会党、公明党、日本共産党、民社党、第二院クラブの共同提案による附帯決議案を提出したいと存じますので、御賛同をお願いいたします。

案文を朗読いたします。

労働組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

最近の労働委員会における審査事件等の増加、複雑化に鑑み、審査手続のあり方の検討、審議の促進、円満な労使慣行の醸成について配慮するとともに、労働委員会の委員の処遇改善、事務局の拡充強化について努力すべきである。

右決議する。

以上でございまして。

○委員長(和田静夫君) ただいま安恒君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(和田静夫君) 全会一致と認めます。よつて、安恒君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、藤井労働大臣から発言を求められておりますので、この際これを許します。藤井労働大臣。

○国務大臣(藤井勝志君) ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしまして善処してまいる所存でござい

ます。

につきましましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じます。御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(和田静夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(和田静夫君) 理事辞任の件についてお諮りいたします。

片山甚市君から文書をもって都合により理事を辞任したい旨の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(和田静夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(和田静夫君) この際、理事の補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により委員長の指名に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(和田静夫君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に安恒良一君を指名いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時十九時散会

〔参照〕

参議院社会労働委員会に対する要望事項

一、大阪府知事 黒田丁一

一、景気回復のための諸施策を積極的に推進し、雇用機会の拡大を図られたい。

二、同対策事業特別措置法について、その期限延長と内容の充実を図るとともに、地名総鑑事件等にみられる同地区住民に対する差別行為について規制措置を講ぜられたい。

三、あいりん地区日雇労働者に対する職業訓練、職場適応訓練及び福利厚生事業について、格別の財政措置を講ぜられたい。

四、訓練生の基礎学力の低下、また身障訓練生の
重度障害者が技能指導を著しく困難にしている
本府の実情にかんがみ、指導水準の維持向上を
図るため、指導員定数の大幅改善を図りたい。
五、職業訓練修了生について、技能に見合った国
家資格（ライセンス）を付与するなど、その社
会的経済的地位の向上を図りたい。

二、兵庫県知事 坂井時忠

一、景気回復のための諸施策を積極的に推進し、
雇用機会を拡大を図りたい。

二、構造不況業種からの離職者の再就職を容易に
するため本県では、弾力的な臨時訓練を実施し
たいので、国の大幅な援助を願いたい。

三、川崎重工業株式会社社長 梅田善司

一、早急実施を要望する事項

(一) 仕事量の確保

◎イ スクラップ・アンド・ビルドによる国内
船建造方式の検討

◎ロ 官公庁船の発注量の飛躍的増大

ハ 輸銀融資における担保条件・返済条件の
緩和

ニ 為替変動保険制度の改善

ホ 船舶向け輸銀融資に対する外貨貸し制度
の導入

ヘ 経済協力の一環としての積極的な船舶輸
出

ト 輸出信用供与の拡大と輸出保険の弾力的
引受け

(二) 雇用対策・経営救済策

◎イ 造船業に対する債務保証基金制度の創
設・適用

ロ 連鎖倒産防止のための金融措置

ハ 雇用安定事業制度の弾力的運用

ニ 公共事業による造船業等特定不況業種の
余剰人員の優先的吸収

二、ナショナル・プロジェクトとして実現を要望
する事項

イ 国家備蓄の繰上げ実施による石油洋上備
蓄の増強

ロ 国内LNG船の建造体制の整備
ハ 鉄鋼構造による関西空港等海上空港建設
の早期実現

◎印は当面の重点要望事項

四、國光製鋼株式会社取締役社長 石原幸男

一、昭和五十三年度の予算に関連して要望致しま
すが、十五カ月予算の特色を生かし、切れ目な
く景気振興を図るとともに、公共事業の執行に
当っては、諸手続きの簡素化等によって需要効
果が早くあらわれ、尚且効果が末端に迄浸透す
るような対策を講じていただくようお願い致し
ます。

二、今国会に提出が予定されております「特定不
況産業安定臨時措置法案」について要望致しま
す。

今次構造不況に陥った一因に、あまりにも激
しい企業間競争があると言われている平電炉業
において、過剰設備の処理を強力に推進するに
は通商産業大臣による設備の新設等の制限に係
る共同行為の指示は不可欠の要件であります。
さらに、共同行為に加わらないいわゆるアウ
トサイダーに対しても、共同行為の内容に相当
する制限を実施していただくようお願い致しま
す。

三、雇用安定資金制度による雇用調整給付金、及
び訓練調整給付金等の助成に關して、特定不況
業種である平電炉業（特に中小企業団体法にも
とづく小棒工業組合加入企業）は、中小企業の
取扱いをしていたくよう弾力的適用をお願い
致します。

四、特定不況業種離職者臨時措置法は、昭和五十
二年十二月一日以前に、既に事業規模の縮小等
を行ない、雇用調整を実施したものについては
適用されないものでありますが、離職者に対する
失業給付日数の延長、及び各種給付金の支給等
について、現行雇用保険法による特別の配慮を
お願い致します。

五、泉州織物工業協同組合

泉州織物構造改善工業組合理事長 池治一見

中小零細繊維工業に対する要望事項

一、中小企業に対する若年従業員の雇用確保（就
職者に対する奨励制度の創設等）

二、社会保険（健康保険、厚生年金）について中
小零細企業者ならびにその従業員に対する適用
拡大

特に当該者に対する保険料率の低減または国
庫補助等

三、中小零細業者の労災保険に特別加入できる範
囲の拡大（現状においては繊維工業家族従業員
について適用なし）

四、社会保険についても労働保険事務組合同様事
務組合制度の創設

五、雇用保険法（雇用調整給付金等）の適用は現
実には中小零細業者の活用は困難であるので、
円滑かつ弾力的な運営と本制度の取扱い簡素
化

六、中小企業退職金共済ならびに小規模企業共済
制度の拡大普及のため事業者団体（事業協同組
合等）の代理業務制を創設し、中小零細業者の
加入促進

特に本共済制度に国庫補助金の増額

七、中小零細業者の経営安定、振興ならびにその
従業員の福祉増進の見地から、社会、労働保険
制度の適正な事務処理又は福祉施策を普及する
ため事業者団体に社会保険労務士、中小企業組
合士の設置義務付け

併せて国庫助成金を交付して当該業務の委
託

（社会、労働福祉制度問題に關し、なべて中小
零細業者ならびに同従業員の仕事意欲増進のた
め委細配慮せられ度い。）

その他関連要望事項

一、事業転換促進措置について

構造不況業種指定業者（特に中小零細業者）
の事業転換を円滑かつ適切に促進するため企業
の土地、建物につき、都市計画法に定める市街
化調整区域の開発行為ならびに用途変更の制限
についての緩和措置

二、金融措置について

(一) 政府系中小企業金融機関の貸出金利の引下
げ実施
特に既往の貸出金利（年利九・五％とある）
を早期に大巾引下げ実施

(二) 商工組合中央金庫に対する政府出資金の大
巾増額

(三) 中小企業為替変動対策緊急融資制度につい
て

イ 特別利率適用の貸付限度額を中小企業金
融公庫、商工組合中央金庫については二千
万円を五千万円に引上げ要請

ロ 対象条件の弾力化緩和

四 構造改善資金等制度融資については、一定
期間（三ヶ年及至五ヶ年）元利棚上げと、そ
れに伴う返済期限の延長措置

三、綿織物の輸入関税引上げならびに秩序ある輸
入の確立措置について

(一) 繊維の輸入関税をEC諸国ならに引上げ実
施

(二) 秩序ある輸入規制

六、国民春闘兵庫県共闘会議議長 真殿富男

一、陳情事項

(一) 特定不況業種離職者臨時措置法の全面適用
ないし適用拡大

(二) 中高年失業者等求職手帳の発給促進

(三) 政労交渉における政府回答、国会審議にお
ける政府答弁などが末端行政ですみやかに反
映されるよう、通達などを通じ善処されるこ
と

二、陳情の趣旨

(一) 失業者は業種にかかわらず共通して生活苦
をしいられており、とりわけ、中小零細企業
は、業種も多岐にわたり、圧倒的多数の労働
者を包含しています。ここから発生する失業
者にも、離職者法による救済措置が適用され
ることは、現実に失業している者はもとより、
労働者が強く期待しているところとす。

(二) 中高年令者等の雇用の促進に関する特別措

置法第十二条にいう中高年令失業者等求職手帳の発給条件は、さほど制限を加えたものではないにもかかわらず、その発給状況は、全国的にも、県下においても、きわめて少ないといわれています。

(三) 一例として、雇用保険の全面適用についても、未端行政では、要員不足などもあり、周知徹底をふくめ、実効は必ずしも充分あがっていない状況にあります。

七、繊維労働組合共闘会議（大阪地区）

総評・日本繊維産業労働組合連合会大阪府支部

支部長 松尾哲郎

泉州地方労働組合連合会執行委員長 本庄 孝

一、繊維労働者の生の声をお聞きいただけますよう、改めて私たちと懇談の場をおつくり願いたい。

二、阪本紡績の倒産、再建問題、市新の企業閉鎖、全員解雇問題など、社会問題化している諸問題に、国会として調査願いたい。

三、別紙の労働省等への諸要求実現のために、国会の立場で御努力願いたい。

○雇用保障・労働債権確保・母性保護に関する要求（労働省関係）

一、雇用保障について

(一) 労働基準法の改正で週休二日制週四十時間労働制と六十才定年制を確立し、積極的な雇用保障の機会をつくり出すこと。

(二) 雇用調整交付金制度の運用に当って、繊維各業界が止むを得ずおこなう操短策に対して、その認可条件として、労働時間短縮の段階的計画の提出と、その関係組合との合意を必要とするよう通産省、農林省、公正取引委員会など関係機関と協議し、明確にすること。

(三) 雇用調整交付金制度の適用にあたって、たんに画一的な業種指定にとどまらず、特定の産地・企業にも弾力的運営を図ること。

(四) 下請家内労働に対し、委宅者の届出制、関連業種の雇用労働者と均衡する最低工資、労働時間短縮などについて家内労働法の強化措置をこうじ、嚴重に指導すること。

又、従来の工場生産が新らたに家内労働委託切りかえ又は拡大することについて、届出制とし、当該関係雇用労働者の雇用保障を重点に考えるよう、当該事業主を嚴重に指導すること。

(五) 繊維企業の自主廃業・一部事業縮小、設備廃業に当って関係労働者の具体的な雇用保障計画の提出を最低必要条件とするように通産省と協議すること。

二、「特定不況業種離職者臨時措置法」について

(一) 今臨時国会で新たに成立を予定される「特定不況業種離職者臨時措置法」について、成立次第可及的速みやかに関係省令を整備し、施行をおそくとも、十二月中に実施すること。

(二) 前記法律の弾力的運用に当り、とりわけ業種指定と人員整理に対し係争中の失業給付金の個別延長の適用問題などについて画一的にならないよう実情に適合した行政的措置をこずすること。

三、労働債権の確保について

(一) 賃金の支払の確保等に関する法律の弾力的運用を図ること。

(二) 賃金の支払の確保等に関する法律の退職金保全措置に対する行政指導を強化すること。

(三) 倒産・破産など会社整理に当って抵当権に優先して労働債権が支払われるよう法的改正措置をこうずすること。

四、失業給付の改善について

失業給付は賃金の八〇％とし、給付期間は一律九十日を延長すること。

五、倒産・破産など人員整理に對して、係争中の労働者に対し、社会保険の継続適用を図ること。

六、母性保護について

(一) 健康保険法を改正し、出産費用は分娩費、育児手当金による現金給付を改め、現物給付で保障するよう厚生省と協議し、その実現を図ること。

(一) 婦人の生理休暇の有給化、妊娠中の通院休暇、妊娠障害休暇についての保障と有給化を労基法改正によっておこなうこと。

(二) 産前、産後を各八週間とし有給化するよう労基法の改正をおこなうこと。

(四) 育児休暇制度をもうけ賃金保障について特別な措置をこうずすること。

(五) 前記、(三)・(四)の母性保護に關して、特別な社会的基金制度を創設し中小企業、未組織労働者にも一律適用させること。

(六) 妊娠期間中及び産後一カ年間の婦人労働者の解雇規制を労基法の改正でおこなうこと。

○生糸労働者の雇用を確保し、繭増産・取引の正常化及び生糸・絹糸・絹織物輸入一元化に関する要求（農林省関係）

一、繭の増産政策について

(一) 生糸絹織物の輸入窓口一元化政策と合せて生糸価格の国際競争力を高めるため、繭コストの低下を図り、原料繭の自給体制の強化を図ること。当面昭和五十三年生糸年度以降十万吨生産を目標とする。

(二) そのため、①密植桑園の普及、山間地における水田の桑園転換。

イ、大型養蠶農家、単位農協の稚蚕共同飼育所を活用した人工飼料養蠶による繭生産の通年化、それに対する施設費の長期低利融資の措置、遠蚕に対する農産物災害補償法の適用、人工飼料育原料繭生産に対する需要者と農家または単位農協との間の契約飼育制の保障等の有効措置を講ずること。

ロ、養蠶労働の報酬を適正に評価する繭価の決定政策を推進すること。

二、今期繭不足に堪える原料繭の緊急輸入の拡大措置に関する早期決定。

右割当について、各企業の労働時間短縮の協定とその内容を勧案の上おこなうこと。

三、原料繭取引の正常化の促進

団体取引の原則を徹底し不正常的闇買い防止、買増金の廃止についての行政指導を強化

し、仲買人制度の規制措置をこうずすること。

四、生糸・絹糸・絹織物の一元輸入規制措置を堅持し、円高・外貨べらしを理由に、この規制措置を緩和しないこと。

五、地方自治体とくに主要蚕糸県の蚕糸振興審議会に、労働組合代表を正式に参加させること。

六、婦人服分野など新たな需要開拓に對して関係業界と協力し、その宣伝費等については国の助成措置を強化すること。

七、生糸労働者の雇用と生活を守るためつぎの措置をとること。

(一) 今後の製糸経営に當って、週休二日制が操業の基準になることを強力に行政指導すること。

(二) 週休二日制、週四十時間労働制を労基法の改正によって実現するよう労働省と連絡協議すること。

(三) 自動繰糸機の改良、その各企業の導入に關して、生糸労働者の雇用の維持・原料地盤との関係を充分考慮の上なされるよう行政指導を強化すること。

(四) 原料不足、糸価対策上の勧告操短については農林省は関係製糸業者のみならず、われわれ労働組合とも事前に協議すること。

(五) 各果段階で労・使・公の代表による雇用保障委員会を設置し、原料不足、その他経営上の理由で工場閉鎖、一部事業所の閉鎖について、事前に充分な協議をおこなうよう行政指導を強化すること。

(六) 現行の雇用保険法、雇用対策法で他の繊維業種が受けている特例措置について労働者と協議の上、われわれ生糸業種にも適用させるようその実現を図ること。

(七) 今臨時国会で新たに成立を予定される「特定不況業種離職者臨時措置法」が、生糸業種にも適用されるよう関係各省と協議し、その実現を図ること。

○繊維・衣服産業及び繊維問屋に対する公正取引の確保に関する要求（公正取引委員会関係）

一、各種操短の認可に当っては、労働者の雇用保障を重点に、完全週休二日制による労働時間短縮を基本の条件にし、中小企業協同組合による操短についても段階的労働時間の実施計画の提出を義務づけるよう関係官庁と協議し、指導すること。

二、繊維独占、大手商社の中（堅）小企業に対する一、方加工賃の買いたたき行為を是正するため、通産省生活産業局の取引改善委員会とも協議し、実情調査と規制措置を強化すること。

三、委託加工契約又は商品取引契約に当っては、口約束の慣習を改め、書面による双務協定を原則とし、納入された商品の所有権の移転・事故による損害補償などについては明確に規定するよう指導の強化を図ること。

四、繊維問屋に対する百貨店、量販店間の不当な商工為、商慣習の是正—不当な値引き、売り出し時の廉価商品の割当供出、季節後の返品制度、押しつけ販売の強要、宣伝費の賦課及び協賛金の強要、決済条件、手形サイドの延長、派遣店員問題、売場応援などの廃止又は是正を図ること。

○繊維政策の転換と民生的安定に対する要求（通産省関係）

一、繊維原料及び繊維二次加工製品の輸入に關し、輸入規制のためのガイドラインを設定すること。

これに関連してつぎのことをただちにとりくむこと。

(一) 輸入統計資料を品別に整備させること。

(二) 輸入品については原産地表示（半製品も含め）を義務づけること。

二、繊維独占、大手商社による海外進出の規制を強化すること。

(一) 繊維独占、大手商社による現地繊維企業の新設及び拡大についてはこれを抑制すること。

(二) 現地に進出した企業に關連をもつ、これら諸企業は、その営業活動を公表するよう義務づけること。

づけること。

(二) 現地で生産された繊維製品（中間品も含む）の国内逆輸入については特別に規制すること。

三、取引条件の改善について

(一) 繊維二次加工企業に対する適正な加工賃を保障するため、各業種ごとの主要品目について当該生産団体とこれに対応する発注者団体との間に最低賃金法にもとづく最低賃金及び関連産業労働者の賃金水準等を基準として最低加工賃について書面で契約するよう行政指導を強化すること。

(二) 取引改善委員会でおこなっている加工賃調査について、その主要品目について四半期ごとに公開すること。

(三) 流通関係についても繊維問屋と百貨店、量販店との間の契約はすべて書面による双務契約とし、不当な値引き、返品、宣伝費の賦課、派遣店員、決済条件、手形サイドの期間の延長などの廃止と改善について強力に行政指導をおこなうこと。

四、染色整理業について

(一) 染色整理業で使用する染料、助剤について、化学独占の不当な価格の値上げを規制すること。

(二) 染色整理業の公害設備の改善について低利融資の枠を拡大するよう金融的措置をこうずること。

五、繊維独占、大商社のアパレル産業、流通段階への新規参入を規制するため、中小企業事業活動分野調整法を厳正に運用すること。

六、百貨店、量販店の新規出店、売場面積の拡大を規制するため、小売商業特別措置法を厳正に運用すること。

七、繊維独占、大商店、百貨店、量販店との直結を規制し、中（堅）小メーカーの自主生産を市場に提供する産元卸、集散地問屋の機能を高めるよう保護育成すること。

八、産地の業種又は産業転換の促進には国と地方

自治体が責任をもって指導に当り、転換に要する財政・金融・税制及び雇用対策について中期的な計画を策定すること。

九、当面の倒産防止対策として

(一) 財政資金を大中に増加し、開銀ならびに政府系中小企業金融機関による緊急融資の措置をこずすること。この場合担保物件の評価の見直しと枠の拡大について関係金融機関と協議すること。

(二) 構造改善資金の返済期間の延長を図ること。

(三) とくに年末資金について特別融資の枠の拡大を図るよう関係金融機関と協議すること。

一〇、繊維労働者の雇用と生活を保障するため次の施策を関係官庁間で協議すること。

(一) 過剰生産に対応する措置としてまず労基法改正による週休二日、週四十時間労働の実現を図ることであり、企業がおこなう安易な雇用調整交付金や人員整理をおこなう前に労働時間短縮を強力に行政指導すること。

(二) 繊維産業における全国的又は地域的な最低賃金制度の設定又は最賃額の引き上げ、及び産地の家内労働最低賃金の引き上げと労働時間短縮を図り、不公正な労働条件による企業間競争の悪循環を排除すること。

(三) 企業がおこなう一部事業縮小、設備廃棄・自主廃業については、関係組合の同意と「特定不況業種離職者臨時措置法」第七條で規定した条件を各企業に守らせるよう強力に行政指導すること。

(四) 企業の廃業・倒産・破産に關し、過剰設備買上げ資金は労働債権に第一義的に充当するよう行政指導を強化すること。

八、ゼンセン同盟大阪繊維労働組合連合会

会長 黒田次雄

一、雇用の安定を計るための雇用安定資金制度を中小企業が積極的に活用できるようにさらに一段の配慮をすること。

るため地方自治体と協力して雇用対策事業の早期実施を行うこと。

三、社会保険（厚生年金・健康保険）の強制適用事業所の拡大を計り、中小企業に対する保険料の国庫補助を行うこと。

四、中小企業退職金制度へ一定の条件での加入義務を計り、国庫補助の拡大を計ること。

五、雇用保険受給者に対する社会保険料住民税の減免措置の拡大を地方自治体と協力して行うこと。

六、倒産、企業閉鎖で住居を明け渡さねばならぬ労働者に地方自治体と協力して救済措置を講じること。

七、今後進められる、過剰設備共同廃棄事業によって引き起る諸問題（失業など）について、万全の措置を施すとともに、現行雇用対策等のより弾力的な運用を計ること。

九、総評・繊維労連
阪本紡績労働組合執行委員長 松尾哲朗（要旨）

阪本紡績は昭和四十九年九月、韓国子会社及び不動産、ボーリング場等に対する過剰投資、同族支配による放漫経営が原因で不渡りを出し倒産・会社更生手続を申請、五十年四月「開始決定」を受け、以来更生法にもとづく計画案作成に入りましたが、韓国投資の回収、不動産の処分が遅れ、本年四月二十五日がその期限となつています。しかし「開始決定」から五十二年であり不況という理由も合わせて、いわゆる大口債権者である商社・トーマン・泉州、日本不動産、韓国外換、大阪興銀の金融機関が中心になつて「工場閉鎖」を裁判所に対して強く主張しています。

しかし会社は現在四百六十名にのぼる労働者が懸命な合理化努力により生産を続け、昨年十一月から黒字を計上し、見通しが立つて来たところで、私たちは今後とも労使協力して工場再建を必ず果たしたいと思つています。そして大口担保債権者のみならず、一般債権者及び家族を含め千名にのぼる阪紡に働らく人達の生活を守るために以下に

雇用確保の公約を示し、全道民的な合意となつて
いる。この間、全道市長会、町村長会をはじめ百
十九の市町村議会が決議を行い、対策としても単
独就労事業（七十七市町村、五千五百七十七名収収）、
生活資金の貸付（百二十七市町村、六千八百十三
名利用）をはじめ公共事業の平準化、通年雇用、職
業訓練の拡大等が行われてきたが、二度目の冬を
迎えている現在、七割の季節労働者が就労の場を
もたなかつた事實は、きめこまかな諸対策の充実
と同時に、九十日支給の復活なしに対策の基本が
ありえないことを示している。

第二一五五号 昭和五十三年二月十七日受理
個室付浴場業（トルコぶろ）をなくするため公衆浴
場法の一部改正に関する請願
請願者 東京都杉並区高円寺南一ノ二〇
ノ六 高橋市太郎外十四名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第二一五六号 昭和五十三年二月十七日受理
准看護婦制度廃止等に関する請願
請願者 福島市渡利天神三五 本間一男
外三千名

紹介議員 江田 五月君
この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第二一五七号 昭和五十三年二月十七日受理
生協の育成強化等に関する請願
請願者 静岡県三島市清住町八ノ二二
国吉克哉外二千五百三十五名

紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第二一五八号 昭和五十三年二月十七日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願
請願者 大阪府東大阪市花園本町一ノ八
ノ五 岩井政教外十四名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第二二七六号と同じである。

第二一五九号 昭和五十三年二月十七日受理
医療保険制度の改善反対等に関する請願
請願者 和歌山市北出島一八 平井恭子
外百二十六名

紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第一四五五号と同じである。

第二一六〇号 昭和五十三年二月十七日受理
生協の育成強化等に関する請願
請願者 山形県鶴岡市双葉町一六ノ三
北風留治外六百九十一名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第二一六八号 昭和五十三年二月十七日受理
生協の育成強化等に関する請願
請願者 札幌市中央区大通西一八丁目
橋本道子外三千七百二十九名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第二一六九号 昭和五十三年二月十七日受理
腎臓病患者の医療と生活の改善に関する請願
請願者 北海道函館市本通町二七九ノ一
七 浅野克治外六百十九名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第一三八六号と同じである。

第二一七〇号 昭和五十三年二月十八日受理
老齢福祉年金の年齢段階別支給に関する請願
請願者 東京都新宿区百人町二ノ七ノ三
日本百歳会内 河野義

紹介議員 新谷寅三郎君
現行の老齢福祉年金は、七十歳以上何歳になつて
も一律同額支給であるが、これは実情に合わぬ不
合理不公平な配分方式であるから、七十歳台、八
十歳台、九十歳台、百歳以上の四段階に分けて、

順次支給額を上げて行く方式に改められたい。

理由

一人一月一万五千円の老齢福祉年金では、高齢
者のいる家庭は、その看護料はおろか老人一人の
生活費にもならず、しかも高齢者を抱える家庭ほ
ど実質上の恩恵が薄く、いまの年金制度では長生
きすればするほど困窮の度が深まる形となつてい
る。年齢段階別支給方式を採用することは、実情
に即するばかりでなく、八十歳、九十歳、百歳と
年齢がかさむほど、日本の激動期を支えて苦勞し
てきた人々に報いる、われわれ壮年者の礼儀であ
り、そうした高齢者に対する感謝の気持を、単に
形式的画一的にはなく、ある程度節目をつけて
数額の上に表わしてこそ、より年上の者をいたわ
り慰める「敬老精神の風風」を、国民大衆の心に醸
成することが可能である。

第二一七一号 昭和五十三年二月十八日受理
保育事業振興に関する請願
請願者 茨城県水戸市新莊一ノ四ノ八
本阿弥愛子外二千六百六十九名

紹介議員 岩上 二郎君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二一二二号 昭和五十三年二月十八日受理
国民健康保険制度改正に関する請願（十五通）
請願者 大分県大分郡挾間町向原挾間町青
色申告会内 加藤寛磨外十四名

紹介議員 衛藤征士郎君
この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。

第二一二三号 昭和五十三年二月十八日受理
国民健康保険制度改正に関する請願（十六通）
請願者 大分県中津市殿町一、三八三ノ一
中津青色申告会内 円福藤吉外十
五名

紹介議員 後藤 正夫君
この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。

第二一七八号 昭和五十三年二月十八日受理
生協の育成強化等に関する請願
請願者 群馬県前橋市駒形町五九三ノ二
三 田村真人外千七百七十七名

紹介議員 山本 富雄君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第二一八五号 昭和五十三年二月十八日受理
生協の育成強化等に関する請願（二通）
請願者 奈良市普賢野台八ノ二三、石浜
倫子外三千四百九十二名

紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第二一八七号 昭和五十三年二月十八日受理
個室付浴場業（トルコぶろ）をなくするため公衆浴
場法の一部改正に関する請願
請願者 東京都台東区浅草三ノ二一ノ一
〇 植木秀雄外十四名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第二一九〇号 昭和五十三年二月十八日受理
生協の育成強化等に関する請願
請願者 長崎市岩見町七ノ二二 本多磨
理子外九十七名

紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第二一九二号 昭和五十三年二月十八日受理
福祉年金引上げ及び社会保障拡充に関する請願
請願者 東京都日野市平山六ノ三六ノ六
安部金次郎

紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第二〇五二号と同じである。

第二一九五号 昭和五十三年二月二十日受理
個室付浴場業（トルコぶろ）をなくするため公衆浴
場法の一部改正に関する請願

紹介議員 山崎 昇君

請願者 千葉市川市八幡三ノ一九ノ一

一 宮沢寿外十四名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第二一九六号 昭和五十三年二月二十日受理

季節労働者に対する就労事業の確保と失業給付九十日支給に関する請願

請願者 北海道紋別郡上湧別町 山田勝

治外六百四十三名

紹介議員 丸谷 金保君

一、雇用保険法による短期雇用特例被保険者の求職者給付(第三十八条)を「選択給付」の復活九十日支給ができるよう措置されたい。

二、当面冬期の生活保障として応急就労事業を実施されたい。

理由

現在季節労働者は従来の失業給付九十日分から五十日分に切り下げられ死活問題となつてゐる。今日まで度重なる国会請願と政府交渉の結果、「仕事を留意したい(51・10・19労相)」との発言もあつたが、用意された仕事の量は期待したものの一割にも達せず、今後の季節労働者の生活を安定させる見通しもない。

第二一九七号 昭和五十三年二月二十日受理

低所得者・失業者及び高齢者の福祉改善等に関する請願

請願者 川崎市川崎区昭和一ノ一ノ一七

松田テイ外四名

紹介議員 栗原 俊夫君

一、大幅な減税を行い併せて低所得者への福祉充実を図ること。

二、福祉年金をはじめ各種年金や生活保護、措置費、失給金などを大幅に引き上げること。

三、老人医療費などの公費負担医療と医療保険を改善すること。

四、公共事業費は、公共賃貸住宅や福祉施設、公立高校など国民の生活基盤を高めるものを中心に

をわくこと。

五、失対事業の就労制限の撤廃をはじめ、雇用を拡大し失業者の生活を守る対策を大幅に改善すること。

理由

相次ぐ物価・公共料金値上げ、不況の直撃をうけ低所得者、失業者、高齢者の暮らしは、崩壊の危機にさらされてゐるが、五十三年度国家予算の政府案は、このような状況の改善には十分なものとなつてゐる。われわれの暮らしと福祉を守り、円高・不況を乗り切るためにも、国民消費の増大と生活基盤を拡充する方向で、減税、社会保障・社会福祉の改善、雇用・失業対策の拡充を図る必要がある。

第二一九八号 昭和五十三年二月二十日受理

低所得者・失業者及び高齢者の福祉改善等に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市十間坂二ノ八ノ二五 鈴木健治外四名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第二一九九号 昭和五十三年二月二十日受理

個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願

請願者 富山県滑川追分二、六一九 竹林

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第二二〇〇号 昭和五十三年二月二十日受理

生協規制反対等に関する請願

請願者 神戸市垂水区清水ヶ丘一ノ七ノ二三 矢野小百合外四十五名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第三一七号と同じである。

第二二〇一号 昭和五十三年二月二十日受理

生協規制反対等に関する請願

請願者 神戸市垂水区舞子台六ノ六ノ四

四〇 岩浜順二外六十四名

紹介議員 栗原 俊夫君

この請願の趣旨は、第三一七号と同じである。

第二二〇二号 昭和五十三年二月二十日受理

生協規制反対等に関する請願

請願者 神戸市垂水区塩屋町御掛塩谷住

宅二ノ四〇六 森瑞代外二十一名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第三一七号と同じである。

第二二〇三号 昭和五十三年二月二十日受理

生協の育成強化等に関する請願

請願者 新潟県加茂市狭口甲一、四〇八

坪谷和夫外五百二十一名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第二二〇四号 昭和五十三年二月二十日受理

生協の育成強化等に関する請願

請願者 静岡県浜松市三方原町二、八三二

永井真理子外百三十八名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第二二〇五号 昭和五十三年二月二十日受理

生協の育成強化等に関する請願(二通)

請願者 群馬県高崎市宿大類町一三〇六

関伊三郎外千三百十名

紹介議員 栗原 俊夫君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第二二〇六号 昭和五十三年二月二十日受理

全国一律最低賃金制度の法制化等に関する請願

請願者 埼玉県所沢市山口六〇九ノ三

若林信子外八十五名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第二二〇七号 昭和五十三年二月二十日受理

医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 広島県福山市神村町五、二二九

佃祐次外七十九名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第二二〇八号 昭和五十三年二月二十日受理

医療保険制度改悪反対等に関する請願

請願者 東京都杉並区下井草四ノ二三ノ二一 吉田美佐子外百五十二名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第二二〇九号 昭和五十三年二月二十日受理

医療保険制度改悪反対等に関する請願

請願者 東京都世田谷区給田三ノ一四ノ二〇 箕浦敏子外百六十九名

紹介議員 栗原 俊夫君

この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第二二一〇号 昭和五十三年二月二十日受理

福祉年金引上げ及び社会保障拡充に関する請願

請願者 川崎市川崎区桜本二ノ四六ノ五

岩本美子外九名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第二〇五二号と同じである。

第二二一一号 昭和五十三年二月二十日受理

福祉年金引上げ及び社会保障拡充に関する請願

請願者 川崎市高津区野川三、八〇〇 竹

田張子

紹介議員 栗原 俊夫君

この請願の趣旨は、第二〇五二号と同じである。

第二二一二号 昭和五十三年二月二十日受理

福祉年金引上げ及び社会保障拡充に関する請願

請願者 川崎市川崎区桜本二ノ四六ノ五

岩本美子外九名

紹介議員 栗原 俊夫君

この請願の趣旨は、第二〇五二号と同じである。

請願者 川崎市幸区下平間三六五 宮部 正人

紹介議員 志苦 裕君
この請願の趣旨は、第二〇五二号と同じである。

第二二三二号 昭和五十三年二月二十日受理
低所得者・失業者及び高齢者の福祉改善等に関する請願

請願者 川崎市川崎区大島一ノ二五ノ二 引間淳二外四名

紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第二二三三号 昭和五十三年二月二十日受理
福祉年金引上げ及び社会保障拡充に関する請願

請願者 東京都北区上中里一ノ二一ノ一 二 入江静子

紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第二〇五二号と同じである。

第二二三四号 昭和五十三年二月二十日受理
季節労働者に対する就労事業の確保と失業給付九十日支給に関する請願

請願者 北海道紋別郡上湧別町上湧別町 季節労働者対策協議会内 山田勝 二外四百十九名

紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第二一九六号と同じである。

第二二三五号 昭和五十三年二月二十日受理
低所得者・失業者及び高齢者の福祉改善等に関する請願

請願者 川崎市川崎区藤崎二ノ七ノ一四 宮崎松枝外九名

紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第二二三六号 昭和五十三年二月二十日受理
医療保険制度改悪反対等に関する請願

請願者 広島市安佐町久地四六 新田部 男外百名

紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第二二三七号 昭和五十三年二月二十日受理
生協の育成強化等に関する請願

請願者 静岡県浜松市鴨江二ノ一ノ一八 吉田展行外百十一名

紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第二二三八号 昭和五十三年二月二十日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 北海道白老郡白老町竹浦二〇一 水沼康夫外十四名

紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第二二七六号と同じである。

第二二三九号 昭和五十三年二月二十日受理
医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 長崎県大村市杭出津郷 林静子 外八十九名

紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第一四五五号と同じである。

第二二四〇号 昭和五十三年二月二十日受理
医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 石川県石川郡野々市町栗田二ノ一三三 坂井光雄外七十名

紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第一四五五号と同じである。

第二二五九号 昭和五十三年二月二十日受理
生協の育成強化等に関する請願

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第二二六〇号 昭和五十三年二月二十日受理
医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 愛知県小牧市南外山一、二三三 満留義光外三十四名

紹介議員 大塚 喬君
この請願の趣旨は、第一四五五号と同じである。

第二二六一号 昭和五十三年二月二十日受理
低所得者・失業者及び高齢者の福祉改善等に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市幸町三ノ一 加藤市太郎外四名

紹介議員 大塚 喬君
この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第二二六五号 昭和五十三年二月二十一日受理
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願(三通)

請願者 大阪府富田林市甘南備二一六日 本社会福祉労働組合大阪支部金剛 コロニー分会内 奥野純久外三千三百二名

紹介議員 藤原 房雄君
この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第二二六六号 昭和五十三年二月二十一日受理
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者 川崎市幸区矢上一、〇三〇 金沢 育子外千八百六十二名

紹介議員 渋谷 邦彦君
この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第二二六七号 昭和五十三年二月二十一日受理
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願(二通)

一若手県社会福祉協議会内日本社会福祉労働組合若手支部内 萬き 外三千八名

紹介議員 桑名 義治君
この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第二二六八号 昭和五十三年二月二十一日受理
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 兵庫県神崎郡香寺町溝口六七〇 中安千鶴子外九百七十名

紹介議員 渋谷 邦彦君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二二六九号 昭和五十三年二月二十一日受理
生協の育成強化等に関する請願

請願者 静岡県浜松市曳馬町一、〇八七 河原崎彬雄外五百五十九名

紹介議員 志苦 裕君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第二二七〇号 昭和五十三年二月二十一日受理
低所得者・失業者及び高齢者の福祉改善等に関する請願

請願者 川崎市川崎区池上町七〇ノ七 金成吉外四名

紹介議員 志苦 裕君
この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第二二七八号 昭和五十三年二月二十一日受理
健康保険制度改善等に関する請願(三通)

請願者 群馬県前橋市城東町二ノ一七ノ五 根岸俊和外百九十名

紹介議員 西ヶ久保重光君
だれもが安心して医療を受けられる医療保障制度実現のため、現行健康保険制度の改善等について、次の事項の実現を図られたい。

一、健康保険の療養給付は、当面、家族を八割に引き上げ、また、分べん費等の現金給付については実態に見合うよう大幅に引き上げること。

二、救急・休日・夜間診療の整備拡充を図ること。
三、国・公立病院のあらゆる差額徴収を直ちにやめさせること。

第二二七九号 昭和五十三年二月二十一日受理
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願
請願者 京都市右京区太秦堀池町一六ノ三八 林照三外四千名

紹介議員 黒柳 明君
この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第二二八〇号 昭和五十三年二月二十一日受理
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願
請願者 東京都清瀬市竹丘二ノ一〇ノ三三 山本孟外八千名

紹介議員 宮本 顕治君
この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第二二八一号 昭和五十三年二月二十一日受理
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願(二通)
請願者 京都市中京区壬生相合町三二マシオン大宮内 宇柳保子外二千四百十名

紹介議員 中尾 辰義君
この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第二二八二号 昭和五十三年二月二十一日受理
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願
請願者 東京都調布市富士見町三ノ一八ノ三日本社会福祉労働組合東京支部六路園分會内 加藤浩外九百八十九名

紹介議員 田代富士男君
この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第二二八三号 昭和五十三年二月二十一日受理
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願
請願者 山形県酒田市栄町一六ノ一久保源蔵外八千名

紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第二二八四号 昭和五十三年二月二十一日受理
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願
請願者 岡山市藤原光町三ノ七ノ四信木直典外三千名

紹介議員 上林繁次郎君
この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第二二八五号 昭和五十三年二月二十一日受理
生協の育成強化等に関する請願
請願者 静岡県湖西市鷺津二、五三六ノ六藤田寿一外百二十二名

紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第二二八六号 昭和五十三年二月二十一日受理
生協の育成強化等に関する請願
請願者 静岡県浜松市布橋一ノ一七ノ三六 大塚妙子外五百五十六名

紹介議員 野口 忠夫君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第二二八七号 昭和五十三年二月二十一日受理
生協の育成強化等に関する請願
請願者 群馬県沼田市鍛冶町三、九四一ノ小泉初男外四千二百十三名

紹介議員 茜ヶ久保重光君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

請願者 北海道河西郡更別村市街 上村寿一外二百九十二名
紹介議員 案納 勝君
この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第二二八九号 昭和五十三年二月二十一日受理
生協規制反対等に関する請願
請願者 神戸市垂水区竜が台四ノ三ノ二ノ一〇一 林多英子外二十四名

紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第二二九〇号 昭和五十三年二月二十一日受理
個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願
請願者 宮城県仙台市米ヶ袋二ノ二ノ四〇 奥田義盛外十二名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第二二九一号 昭和五十三年二月二十一日受理
福祉年金引上げ及び社会保障拡充に関する請願
請願者 東京都清瀬市松山二ノ一八ノ二小林止

紹介議員 野口 忠夫君
この請願の趣旨は、第二〇五二号と同じである。

第二二九二号 昭和五十三年二月二十一日受理
福祉年金引上げ及び社会保障拡充に関する請願
請願者 神奈川県鎌倉市材木座四ノ五ノ一七 進藤ウメ

紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第二〇五二号と同じである。

第二二九三号 昭和五十三年二月二十一日受理
低所得者・失業者及び高齢者の福祉改善等に関する請願
請願者 川崎市川崎区川中島二ノ一八ノ五 設楽和子外四名

紹介議員 野口 忠夫君
この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第二二九四号 昭和五十三年二月二十一日受理
低所得者・失業者及び高齢者の福祉改善等に関する請願
請願者 川崎市川崎区池上町四ノ一三 高橋いな外四名

紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第二三〇四号 昭和五十三年二月二十一日受理
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願
請願者 京都市北区上賀茂梅ヶ辻町一二小島としみ外八千名

紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第二三〇八号 昭和五十三年二月二十一日受理
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願(三通)
請願者 京都市右京区山ノ内池尻町六中嶋達夫外二千九百九十九名

紹介議員 和泉 照雄君
この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第二三〇九号 昭和五十三年二月二十一日受理
老人医療費の有料化反対及び現行制度の改善に関する請願
請願者 群馬県利根郡片品村御座入 星野孝道外百二十四名

紹介議員 西ヶ久保重光君
老後の暮らしを守り、病気の不安をなくすため次の事項について実現を図りたい。
一、老人の健康な生活をおびやかす老人医療費支給制度の「有料化」を絶対に行わないこと。
二、現在の老人医療費支給制度について、次のように改善すること。

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

1 国会の決議どおりに支給年齢を六十五歳からにすること。

2 「老人医療受給者証」の受給者の医療については、室料差額、付添看護料、はり、きゅう、義歯など保険給付外の患者負担をなくすこと。

3 老人医療費支給制度のなかに訪問看護制度をとり入れること。

第二三二二号 昭和五十三年二月二十一日受理
生協の育成強化等に関する請願

請願者 静岡県浜松市神ヶ谷町五、四八四

紹介議員 ノ四 中村薫外百五十一名
浜本 万三君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第二三二三号 昭和五十三年二月二十一日受理
医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 高知市六泉寺町二二ノ一〇二

紹介議員 谷内美栄外四十四名
浜本 万三君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第二三三八号 昭和五十三年二月二十一日受理
福祉年金引上げ及び社会保障拡充に関する請願

請願者 東京都中野区本町二ノ一 山田 稔

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第二〇五二号と同じである。

第二三三九号 昭和五十三年二月二十一日受理
低所得者・失業者及び高齢者の福祉改善等に関する請願

請願者 川崎市川崎区中瀬三ノ四ノ五
明神一雄外四名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第二三三〇号 昭和五十三年二月二十二日受理

社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者 千葉県松戸市日暮池橋戸八六六
奥山久子外八千名

紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第二三二二一号 昭和五十三年二月二十二日受理
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者 京都府宇治市大久保町旦椋六五
ノ一府宮西大久保団地一六ノ三〇

紹介議員 五 尾野洋子外八千名
安武 洋子君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第二三二二二号 昭和五十三年二月二十二日受理
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者 大阪府守口市東光町一ノ三 赤
塚みどり外八千名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第二三二二三号 昭和五十三年二月二十二日受理
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者 北海道北見市南仲町一ノ四ノ六
青木八代外八千名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第二三二三四号 昭和五十三年二月二十二日受理
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者 秋田市手形扇田三ノ三 佐藤
貞子外八千名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第二三二二五号 昭和五十三年二月二十二日受理
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願(一通)

請願者 東京都港区港南四ノ二ノ九ノ二
〇五 金子久美子外三千名

紹介議員 中野 明君
この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第二三二二六号 昭和五十三年二月二十二日受理
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者 大阪府生野区生野西四ノ一一ノ
一三 岩崎末信外八千名

紹介議員 小巻 敏雄君
この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第二三二二七号 昭和五十三年二月二十二日受理
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者 大阪府交野市梅ヶ枝B一四ノ二
北口美代子外八千名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第二三二二八号 昭和五十三年二月二十一日受理
福祉年金引上げ及び社会保障拡充に関する請願

請願者 東京都板橋区大谷口二ノ一八ノ
五 大野康作

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第二〇五二号と同じである。

第二三二二九号 昭和五十三年二月二十二日受理
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者 東京都足立区西新井一ノ一四ノ
七 茂木武雄外千二百七十三名

紹介議員 太田 淳夫君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第二三三三〇号 昭和五十三年二月二十二日受理
保育事業振興に関する請願

請願者 大阪府生野区箕南二ノ八ノ一九
日の出学園内 桑田日出男外三千
三百七十二名

紹介議員 田代富士男君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二三三三一号 昭和五十三年二月二十二日受理
療術の制度化阻止及び違法行為取締り強化に関する請願

請願者 奈良県大和高田市北片塩一一ノ
五 的場克己

紹介議員 向井 長年君
この請願の趣旨は、第三九八号と同じである。

第二三三三二号 昭和五十三年二月二十二日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 東京都目黒区中町二ノ二二ノ四
小暮たけ子外十四名

紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第二三三三三号 昭和五十三年二月二十二日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 大阪府東大阪市花園本町一ノ六
ノ三七 西浦嘉志子外十四名

紹介議員 坂倉 藤吾君
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第二三三三四号 昭和五十三年二月二十二日受理
生協の育成強化等に関する請願

請願者 京都市山科区小金塚八ノ三八三
村上慶晃外三千三百三十五名

紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

請願者

愛媛県松山市新立町六ノ一七愛媛県盲人協会内 田村龜一

紹介議員 青井 政美君

この請願の趣旨は、第三九八号と同じである。

第二三九七号 昭和五十三年二月二十二日受理

療術の制度化阻止及び違法行為取締り強化に関する請願

請願者 奈良市法華寺町一、〇四八ノ三 醍醐照三

紹介議員 新谷寅三郎君

この請願の趣旨は、第三九八号と同じである。

第二四二一号 昭和五十三年二月二十二日受理

保育事業振興に関する請願

請願者 神戸市生田区橘通三ノ一神戸市総合福祉センター内神戸市私立保育園園長会内 榎井実外 一万四千二百名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二四二二号 昭和五十三年二月二十二日受理

生協の育成強化等に関する請願

請願者 静岡県浜松市東伊場一ノ一六ノ一九 松山浩章 外百十三名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第二四二三号 昭和五十三年二月二十二日受理

生協の育成強化等に関する請願

請願者 静岡県浜松市新居町内山二五 新林菊代 外百四名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第二四二四号 昭和五十三年二月二十二日受理

請願者 静岡県浜松市安松町二ノ七 中島さよ子 外四十名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第二四二五号 昭和五十三年二月二十二日受理

医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 高知県南国市物部 杉岡幸男 外四十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第二四二六号 昭和五十三年二月二十二日受理

医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 福岡県築上郡築城町寒田七三九 加藤徳光 外五十七名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第二四二七号 昭和五十三年二月二十二日受理

生協規制反対等に関する請願

請願者 神戸市垂水区清水ヶ丘一ノ二三ノ二八ノ一〇四 西松基美子 外三十名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第二四二八号 昭和五十三年二月二十二日受理

生協規制反対等に関する請願

請願者 神戸市垂水区塩屋町四反田六〇 〇ノ一五 関拓司 外十九名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第二四二九号 昭和五十三年二月二十二日受理

社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者 静岡県浜松市笠井町四七八笠井学園内 豊田八郎 外千四名

紹介議員 田代富士男君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第二四三〇号 昭和五十三年二月二十二日受理

低所得者・失業者及び高齢者の福祉改善等に関する請願

請願者 宮崎県延岡市妙見町三、八七八 水本末美 外四百五十八名

紹介議員 青島 幸男君

この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第二四三七号 昭和五十三年二月二十二日受理

生協規制反対等に関する請願

請願者 神戸市垂水区東垂水町前田一、二五五ノ四 高瀬寿子 外九名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第二四三八号 昭和五十三年二月二十二日受理

社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者 東京都三鷹市井の頭五ノ八ノ二〇 中川育子 外八千名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第二四三九号 昭和五十三年二月二十二日受理

医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 新潟市大山二ノ一ノ八 山口民克 外七十九名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第二四四〇号 昭和五十三年二月二十二日受理

低所得者・失業者及び高齢者の福祉改善等に関する請願

請願者 川崎市川崎区大島町二七ノ二八 朴任浩 外四名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第二四四六号 昭和五十三年二月二十二日受理

低所得者・失業者及び高齢者の福祉改善等に関する請願

請願者 宮崎県延岡市赤水町一七九ノ二 山内藤光 外六百一名

紹介議員 下村 泰君

この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第二四四七号 昭和五十三年二月二十二日受理

社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者 大阪府吹田市藤日谷一ノ二ノD 三三ノ三一二 中登子 外八千名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第二四四八号 昭和五十三年二月二十三日受理

社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者 埼玉県飯能市笠縫四〇ノ一 西野明子 外八千名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第二四五〇号 昭和五十三年二月二十三日受理

医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 宮城県石巻市門脇西三軒屋二二ノ一九 大沼洋一 外四十八名

紹介議員 野口 忠夫君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第二四五七号 昭和五十三年二月二十三日受理

生協規制反対等に関する請願

請願者 兵庫県芦屋市清水町八ノ一四 笹田絹子 外五十名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第二一七号と同じである。

第二四五八号 昭和五十三年二月二十三日受理
医療保険制度改悪反対等に関する請願
請願者 東京都杉並区高円寺南二ノ一二
ノ一一 岩瀬くら外百五十九名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第二四五九号 昭和五十三年二月二十三日受理
低所得者・失業者及び高齢者の福祉改善等に関する請願
請願者 神奈川県茅ヶ崎市柳島海岸一四
ノ一四 田中茂雄外三名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第二四六〇号 昭和五十三年二月二十三日受理
福祉年金引上げ及び社会保障拡充に関する請願
請願者 川崎市幸区中幸町三ノ二六 矢
田武男

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第二〇五二号と同じである。

第二四六二号 昭和五十三年二月二十三日受理
生協規制反対等に関する請願
請願者 神戸市垂水区西舞子八ノ一ノ一
八 藤田和世外二十五名

紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第三一七号と同じである。

第二四六三号 昭和五十三年二月二十三日受理
生協の育成強化等に関する請願
請願者 静岡県浜松市上島町一、一二九
大来有子外九十七名

紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

福祉年金引上げ及び社会保障拡充に関する請願
請願者 神奈川県横須賀市武三ノ二四ノ
二二 飯塚まさ子

紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第二〇五二号と同じである。

第二四六八号 昭和五十三年二月二十三日受理
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額
等に関する請願
請願者 東京都大田区大森南四ノ一五ノ
二四 岩淵正美外八千名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第二四七一号 昭和五十三年二月二十三日受理
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額
等に関する請願
請願者 東京都杉並区和田三ノ六二ノ八
村山恵美子外五百七十名

紹介議員 二宮 文造君
この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第二四七二号 昭和五十三年二月二十三日受理
生協の育成強化等に関する請願
請願者 栃木県鹿沼市寺町九二四 塩沢
信男外二千九百三十七名

紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第二四七五号 昭和五十三年二月二十三日受理
個室付浴場業（トルコ風呂）をなくすため公衆浴
場法の一部改正に関する請願
請願者 高知市宝町四ノ三 乾喜美外十
四名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第二四七六号 昭和五十三年二月二十三日受理
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百
三十一号の批准に関する請願
請願者 新潟県長岡市干場二ノ二ノ一五
檀原猪一郎外十名

紹介議員 田中 幸一君
政府は、男女平等の促進及び母性保障の拡充に向
けて、ILO条約第百十一号、第百三十一号、第八十
九号の批准と労働基準法の改正を行わねばならぬ。

理由
ILO第六十回総会で採択した活動計画・宣言は
雇用と職業における機会と待遇の均等を図るため
条約第百十一号と第百号の批准を明確にしてい
る。また、母性保護の領域を拡大しその基準を高
めることを強調している。つまり条約第百三十一号の
批准をのぞんでいる。いうまでもなくわが国では、
法的平等は一応保障されているが、実際には雇
用・賃金の差別が公然化し、男女平等論は空論に
等しく、技術革新、合理化進行は、労働密度を高
めており、その結果婦人労働者の健康を害し、母
性破壊を増やしている。

第二四七七号 昭和五十三年二月二十三日受理
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額
等に関する請願（二通）
請願者 東京都練馬区向山四ノ一四ノ八
大槻甲一外二千三百名

紹介議員 鈴木 一弘君
この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第二四七八号 昭和五十三年二月二十三日受理
生協の育成強化等に関する請願
請願者 静岡県浜松市大八見町一二ノ二
七九 織田旭外百三十二名

紹介議員 田中 幸一君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第二四七九号 昭和五十三年二月二十三日受理
生協の育成強化等に関する請願
請願者 名古屋市中南区大同町五ノ一九
馬場静雄外九百四十八名

紹介議員 鈴木 一弘君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第二四八〇号 昭和五十三年二月二十三日受理
生協の育成強化等に関する請願
請願者 北九州市小倉南区徳力八八八ノ
一二 大保勝彦外五十二名

紹介議員 森下 昭司君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第二四八一号 昭和五十三年二月二十三日受理
医療保険制度の改悪反対等に関する請願
請願者 新潟市緑町三、四三七 伊藤光夫
外五十三名

紹介議員 田中 幸一君
この請願の趣旨は、第一四五五号と同じである。

第二四八二号 昭和五十三年二月二十三日受理
医療保険制度の改悪反対等に関する請願
請願者 鹿児島市下伊敷町六六六 中蘭
正登外八十九名

紹介議員 森下 昭司君
この請願の趣旨は、第一四五五号と同じである。

第二四八三号 昭和五十三年二月二十三日受理
准看護婦制度廃止等に関する請願
請願者 長崎県佐世保市瀬戸越町一五二
相知久子外九名

紹介議員 田中 幸一君
この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第二四八四号 昭和五十三年二月二十三日受理
福祉年金引上げ及び社会保障拡充に関する請願
請願者 埼玉県大宮市大成町一ノ一二一
田口要

紹介議員 田中 幸一君
この請願の趣旨は、第二〇五二号と同じである。

低所得者・失業者及び高齢者の福祉改善等に関する請願

請願者 川崎市川崎区大島二ノ一〇ノ一

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第二四八六号 昭和五十三年二月二十三日受理

低所得者・失業者及び高齢者の福祉改善等に関する請願

請願者 川崎市川崎区台町五ノ三 竹内

テフ外四名

紹介議員 広田 幸一君

この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第二四八七号 昭和五十三年二月二十三日受理

福祉年金引上げ及び社会保障拡充に関する請願

請願者 東京都目黒区上目黒五ノ一九ノ

七 金井塚三郎

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第二〇五二号と同じである。

第二五二一〇号 昭和五十三年二月二十三日受理

生協規制反対等に関する請願

請願者 神戸市垂水区五色山六ノ三ノ五

ノ三〇一 植村靖子外五十一名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第三一七号と同じである。

第二五二二〇号 昭和五十三年二月二十三日受理

生協規制反対等に関する請願

請願者 神戸市垂水区下畑町二、一一三

竹内令子外二十名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第三一七号と同じである。

第二五二三〇号 昭和五十三年二月二十三日受理

生協規制反対等に関する請願

請願者 兵庫県芦屋市岩園町一九ノ一三

ノ一〇六 木村直美外二十四名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第三一七号と同じである。

第二五二四〇号 昭和五十三年二月二十三日受理

生協の育成強化等に関する請願

請願者 静岡県浜松市佐鳴台三ノ七ノ一

〇五 町支利外九十九名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第二五二五〇号 昭和五十三年二月二十三日受理

生協の育成強化等に関する請願

請願者 佐賀県東松浦郡北波多村岸山

古賀ユリ子外五百五十六名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第二五二六〇号 昭和五十三年二月二十三日受理

生協の育成強化等に関する請願

請願者 静岡県浜松市三方原町九一五ノ

五 石田幸一外五十四名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第二五二七〇号 昭和五十三年二月二十三日受理

医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 宮崎市瀬見町一一〇 堀田植一

外百二十五名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第二五二八〇号 昭和五十三年二月二十三日受理

医療保険制度改悪反対等に関する請願

請願者 東京都文京区小石川二ノ一一ノ

一七 三瓶美代子外五百五十八名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第二五二九〇号 昭和五十三年二月二十三日受理

医療保険制度改悪反対等に関する請願

請願者 東京都新宿区北新宿四ノ二八ノ

四 小暮澄江外百八十九名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第二五三〇〇号 昭和五十三年二月二十三日受理

福祉年金引上げ及び社会保障拡充に関する請願

請願者 川崎市高津区平九六ノ一七ノ三

〇六 武内スミエ

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第二〇五二号と同じである。

第二五三一〇号 昭和五十三年二月二十三日受理

福祉年金引上げ及び社会保障拡充に関する請願

請願者 神奈川県藤沢市藤沢二ノ一ノ一

一 小原ナツ

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第二〇五二号と同じである。

第二五三二〇号 昭和五十三年二月二十三日受理

福祉年金引上げ及び社会保障拡充に関する請願

請願者 川崎市高津区末長二、〇三〇 小

見昇

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第二〇五二号と同じである。

第二五三三〇号 昭和五十三年二月二十三日受理

低所得者・失業者及び高齢者の福祉改善等に関する請願

請願者 川崎市川崎区池上町六ノ三 大

城春子外四名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第二五三四〇号 昭和五十三年二月二十三日受理

低所得者・失業者及び高齢者の福祉改善等に関する請願

請願者 横浜市鶴見区鶴見二ノ三ノ四五

齊藤イネ外四名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第二五三九〇号 昭和五十三年二月二十三日受理

保育事業振興に関する請願

請願者 高知市旭町二ノ三六 西川義啓

外七千三百三十名

紹介議員 塩見 俊二君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二五四〇号 昭和五十三年二月二十三日受理

保育事業振興に関する請願

請願者 沖縄県中頭郡勝連村南風原二三

七 宮城吉松外四千四百五十四名

紹介議員 稲嶺 一郎君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二五四一〇号 昭和五十三年二月二十三日受理

児童福祉法に基づき学童保育の制度化に関する請願

請願者 石川県金沢市橋場町九ノ三五

大塚外雄外千四百六十九名

紹介議員 塩見 俊二君

この請願の趣旨は、第五一九号と同じである。

第二五四三〇号 昭和五十三年二月二十三日受理

生協規制反対等に関する請願

請願者 神戸市垂水区南多聞台七ノ三五

ノ三〇六 吉原賢外十二名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第三一七号と同じである。

三月十日本委員会に左の案件を付託された。

一、准看護婦制度廃止等に関する請願(第二五

四八号)(第二五四九号)(第二五五〇号)

一、生協規制反対等に関する請願(第二五五一

一、個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願(第二七五九号)
一、奄美大島旧医師介輔の身分喪失に伴う補償措置に関する請願(第二七六一号)(第二七六二号)(第二七六三号)(第二七六四号)(第二七六五号)
一、社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願(第二七六六号)(第二七七七号)
一、准看護婦制度廃止等に関する請願(第二七八八号)
一、生協の育成強化等に関する請願(第二七七〇号)
一、准看護婦制度廃止等に関する請願(第二七七一号)
一、社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願(第二七五五号)
一、全国一律最低賃金制度の法制化等に関する請願(第二七八八号)
一、生協の育成強化等に関する請願(第二七七九号)
一、個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願(第二七八〇号)(第二七八一号)
一、社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願(第二七八二号)
一、奄美大島旧医師介輔の身分喪失に伴う補償措置に関する請願(第二七八四号)
一、低所得者・失業者及び高齢者の福祉改善等に関する請願(第二七八五号)
一、医療保険制度の改悪反対等に関する請願(第二七八六号)
一、生協の育成強化等に関する請願(第二七九四号)
一、医療保険制度の改悪反対等に関する請願(第二八〇二号)
一、生協規制反対等に関する請願(第二八一〇号)

一、生協の育成強化等に関する請願(第二八一一号)
一、医療保険制度の改悪反対等に関する請願(第二八二二号)
一、福祉年金引上げ及び社会保障拡充に関する請願(第二八二三号)
一、低所得者・失業者及び高齢者の福祉改善等に関する請願(第二八二四号)
一、准看護婦制度廃止等に関する請願(第二八二五号)
一、医療保険制度の改悪反対等に関する請願(第二八二六号)(第二八二七号)
一、生協の育成強化等に関する請願(第二八二八号)
一、国民年金改善に関する請願(第二八二九号)
一、生協の育成強化等に関する請願(第二八三〇号)
一、生協の育成強化等に関する請願(第二八三一四号)
一、医療保険制度の改悪反対等に関する請願(第二八三四号)
一、老人医療費の有料化反対等に関する請願(第二八四五号)
一、健康保険制度改善等に関する請願(第二八五〇号)
一、生協の育成強化等に関する請願(第二八五三三号)
一、医療保険制度の改悪反対等に関する請願(第二八五四号)
一、福祉年金引上げ及び社会保障拡充に関する請願(第二八六〇号)
一、低所得者・失業者及び高齢者の福祉改善等に関する請願(第二八六一二号)
一、療養単独立法阻止に関する請願(第二八六三三三号)
一、腎臓病患者の医療と生活の改善に関する請願(第二八六四四号)
一、個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願(第二八六七七号)
一、生協の育成強化等に関する請願(第二八七

〇号)
一、社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願(第二八七二二二号)
第二五四八号 昭和五十三年二月二十四日受理
准看護婦制度廃止等に関する請願
請願者 愛知県常滑市多屋町茨廻間一ノ五七一 都築恵美子外千名
紹介議員 沓脱タケ子君
この請願の趣旨は、第一九二二二二号と同じである。
第二五四九号 昭和五十三年二月二十四日受理
准看護婦制度廃止等に関する請願
請願者 高知市山ノ端町二二七 西村美佐子外千名
紹介議員 宮本 顕治君
この請願の趣旨は、第一九二二二二号と同じである。
第二五五〇号 昭和五十三年二月二十四日受理
准看護婦制度廃止等に関する請願
請願者 新潟市五十嵐二の町八、五二四ノ六 高沢登志子外千名
紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第一九二二二二号と同じである。
第二五五一号 昭和五十三年二月二十四日受理
生協規制反対等に関する請願
請願者 神戸市垂水区歌敷山四ノ八ノ一 五 小林登志子外五十二名
紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第三一〇七号と同じである。
第二五五二号 昭和五十三年二月二十四日受理
低所得者・失業者及び高齢者の福祉改善等に関する請願
請願者 神奈川県茅ヶ崎市中海岸二ノ三ノ二四 小林静子外四名
紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。
第二五五三三三号 昭和五十三年二月二十四日受理
福祉年金引上げ及び社会保障拡充に関する請願
請願者 川崎市川崎区桜木二ノ三ノ三 高田太香
紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第二一〇五二二二二号と同じである。
第二五五四四四号 昭和五十三年二月二十四日受理
医療保険制度改悪反対等に関する請願
請願者 横浜市旭区笹野台八二ノ一、太田久男外百九名
紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第二二六七七号と同じである。
第二五五五五五号 昭和五十三年二月二十四日受理
生協の育成強化等に関する請願
請願者 静岡県浜松市湖東町一、一六九ノ五二 古谷静枝外六十八名
紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第一〇七七号と同じである。
第二五六二二二二号 昭和五十三年二月二十四日受理
生協の育成強化等に関する請願(三連)
請願者 長崎県島原市今川町一、二八八 亀田久外五千七百五十一名
紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第一〇七七号と同じである。
第二五六四四四号 昭和五十三年二月二十四日受理
医療保険制度の改悪反対等に関する請願
請願者 愛媛県松山市石手白石八 新居田明外百名
紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第一四五五五五五号と同じである。
第二五六五五五五号 昭和五十三年二月二十四日受理
低所得者・失業者及び高齢者の福祉改善等に関する請願

る請願

請願者 川崎市高津区久末一、六〇〇 内

田春一外四名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第二五七二号 昭和五十三年二月二十四日受理

生協の育成強化等に関する請願

請願者 静岡県浜松市十軒町五九七ノ二

織田吾郎外六十一名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第二五七二号 昭和五十三年二月二十四日受理

低所得者・失業者及び高齢者の福祉改善等に関する請願

請願者 川崎市幸区戸手二ノ六ノ一五

若月卯外四名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第二五八四号 昭和五十三年二月二十四日受理

社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者 京都市西京区山田北山田町一八

今西玉枝外八千名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第二五八五号 昭和五十三年二月二十四日受理

生協の育成強化等に関する請願

請願者 静岡県湖西市鷺津一、〇四九ノ二

佐藤隆男外百十二名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第二五八六号 昭和五十三年二月二十四日受理

医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 東京都立川市富士見町六ノ一九

二 吉沢透外五十五名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第二五八七号 昭和五十三年二月二十四日受理

個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願

請願者 東京都世田谷区駒沢三ノ二ノ二

一 大槻幽香外十四名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第二五八八号 昭和五十三年二月二十四日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 新潟市木山三三ノ一 渡辺道代

外千名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二五八九号 昭和五十三年二月二十四日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 京都府舞鶴市行永 安井雪子外

千名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二五九〇号 昭和五十三年二月二十四日受理

福祉年金引上げ及び社会保障拡充に関する請願

請願者 横浜市中区大芝台一一 下畑正

夫外六名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第二〇五二号と同じである。

第二五九一号 昭和五十三年二月二十四日受理

福祉年金引上げ及び社会保障拡充に関する請願

請願者 東京都東久留米市ひばりが丘団

地五八ノ一〇五 小林義雄

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第二〇五二号と同じである。

第二五九二号 昭和五十三年二月二十四日受理

低所得者・失業者及び高齢者の福祉改善等に関する請願

請願者 川崎市川崎区昭和一ノ二ノ二

常木晴治外四名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第二六〇三号 昭和五十三年二月二十四日受理

医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 宮城県仙台市保春院前丁五一

鎌田至外六十五名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第二六〇四号 昭和五十三年二月二十四日受理

生協の育成強化等に関する請願

請願者 静岡県浜名郡可美村増楽一、一八

七 太田裕子外百十四名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第二六〇五号 昭和五十三年二月二十四日受理

福祉年金引上げ及び社会保障拡充に関する請願

請願者 東京都中野区南台二ノ四五ノ一

五 和田はる

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第二〇五二号と同じである。

第二六〇六号 昭和五十三年二月二十四日受理

季節労働者に対する就労事業の確保と失業給付九

十日支給に関する請願

請願者 北海道紋別郡上湧別町中湧別南

町 内田文雄外三百八十三名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第二一九六号と同じである。

第二六〇七号 昭和五十三年二月二十四日受理

低所得者・失業者及び高齢者の福祉改善等に関する請願

請願者 川崎市中原区荏宿二ノ六 宇佐

美ヨシ外四名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第二六一一号 昭和五十三年二月二十四日受理

社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者 山形市旅庵町一ノ一〇ノ三〇福

社会館内日本社会福祉労働組合山

形県支部内 石栗栄市外九百九十

七名

紹介議員 太田 敦夫君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第二六一二号 昭和五十三年二月二十四日受理

社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者 東京都大田区南六郷三ノ二二ノ

一 全国セメント労働組合連合会日

本エタニットパイプ労働組合蒲田

支部内 木下恒雄外千七百七十八名

紹介議員 田代富士男君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第二六一三号 昭和五十三年二月二十四日受理

生協規制反対等に関する請願

請願者 神戸市垂水区大町四ノ五ノ五

中原三子外十四名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第二六一四号 昭和五十三年二月二十四日受理

福祉年金引上げ及び社会保障拡充に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市矢畑五八七

富沢正義

紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第二〇五二号と同じである。

第二六一五号 昭和五十三年二月二十四日受理
低所得者・失業者及び高齢者の福祉改善等に関する請願
請願者 川崎市川崎区親善二ノ一五ノ三
持末とく外四名
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第二六一八号 昭和五十三年二月二十四日受理
准看護婦制度廃止等に関する請願
請願者 熊本県鹿本郡鹿北町岩野二、五七
七 野中裕美外四名
紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第二六二二号 昭和五十三年二月二十五日受理
准看護婦制度廃止等に関する請願
請願者 三重県松阪市小黒田町野田五二
五ノ三 石井ミエ外四名
紹介議員 小巻 敏雄君
この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第二六二二号 昭和五十三年二月二十五日受理
准看護婦制度廃止等に関する請願
請願者 山梨県都留市大野三、一五五 奥
脇さよ子外四名
紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第二六二三号 昭和五十三年二月二十五日受理
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願
請願者 横浜市神奈川区栗田谷一九ノ三
林純一外四百九十九名
紹介議員 太田 淳夫君

第二六三二号 昭和五十三年二月二十五日受理
低所得者・失業者及び高齢者の福祉改善等に関する請願
請願者 川崎市川崎区田町一ノ九九 三
橋しげ外四名
紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第二六三三号 昭和五十三年二月二十五日受理
低所得者・失業者及び高齢者の福祉改善等に関する請願
請願者 川崎市川崎区田町一ノ九九 三
橋しげ外四名
紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第二六三四号 昭和五十三年二月二十五日受理
生協の育成強化等に関する請願
請願者 静岡県浜松市布橋二ノ九ノ二
和久田好是外八十五名
紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第二六三五号 昭和五十三年二月二十五日受理
医療保険制度の改善反対等に関する請願
請願者 和歌山県西牟婁郡串本町串本
田嶋信行外三十九名
紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第二六四八号 昭和五十三年二月二十五日受理
生協規制反対等に関する請願
請願者 神戸市垂水区名谷町一、四九〇
増田俊孝外十三名
紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第二六四九号 昭和五十三年二月二十五日受理
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願
請願者 大阪府城東区諏訪一ノ八ノ五 諏
訪保育園内 喜連川慈雨子外二千
百七十二名
紹介議員 白木義一郎君

第二六五〇号 昭和五十三年二月二十五日受理
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願(四通)
請願者 大阪府富田林市甘南備二一六日
本福祉労働組合大阪支部内金剛コ
ロニー分會内 藤沢康夫外四千四
百九十名
紹介議員 内田 善利君
この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第二六五一号 昭和五十三年二月二十五日受理
生協の育成強化等に関する請願
請願者 静岡県浜松市下石田町一、四八九
神谷信子外六十五名
紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第二六五二号 昭和五十三年二月二十五日受理
生協の育成強化等に関する請願
請願者 北海道夕張市清水沢清湖町 森
谷伊佐雄外二千三百五十名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第二六五三号 昭和五十三年二月二十五日受理
医療保険制度の改善反対等に関する請願
請願者 群馬県高崎市八千代町四ノ一五
ノ四 市川修外三十六名
紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第二六五四号 昭和五十三年二月二十五日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願
請願者 愛知県豊田市市木町堂外戸Cノ
一一 清水辰郎外十四名
紹介議員 小笠原貞子君

第二六五五号 昭和五十三年二月二十五日受理
准看護婦制度廃止等に関する請願
請願者 新潟市関南町三ノ二〇 藤木久
枝外四名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第二六五六号 昭和五十三年二月二十五日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用に関する請願
請願者 京都市伏見区横大路貴船一七
高橋きみ外二十九名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第二〇二五号と同じである。

第二六五七号 昭和五十三年二月二十五日受理
福祉年金引上げ及び社会保険拡充に関する請願
請願者 神奈川県鎌倉市比ヶ浜二ノ三
ノ一六 小宮とみ
紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第二〇二五号と同じである。

第二六五八号 昭和五十三年二月二十五日受理
福祉年金引上げ及び社会保険拡充に関する請願
請願者 横浜市神奈川区幸ヶ谷一ノ八
岩崎静子外三十二名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第二〇二五号と同じである。

第二六五九号 昭和五十三年二月二十五日受理
低所得者・失業者及び高齢者の福祉改善等に関する請願
請願者 川崎市川崎区親善二ノ一ノ一六
石井きよ子外四名
紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第二六六〇号 昭和五十三年二月二十五日受理
低所得者・失業者及び高齢者の福祉改善等に関する請願
請願者 富山県婦負郡八尾町梅苑町 坂
本静枝外四百五十四名
紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第二六六五号 昭和五十三年二月二十五日受理
個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴
場法の一部改正に関する請願
請願者 埼玉県北埼玉郡騎西町騎西 武
淵正子外四名
紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第二六六九号 昭和五十三年二月二十五日受理
医療保険制度の改善反対等に関する請願
請願者 埼玉県所沢市所沢二、五五〇ノ一
一 神保和榮外三十六名
紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第一四五五号と同じである。

第二六七〇号 昭和五十三年二月二十五日受理
生協規制反対等に関する請願
請願者 神戸市垂水区学が丘七ノ一ノ一
九三二 佐藤正治外二十一名
紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。

第二六七五号 昭和五十三年二月二十七日受理
生協の育成強化等に関する請願
請願者 名古屋瑞穂区熱田東町文青二
ノ一八 沢田純二外千百名
紹介議員 渡部 通子君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第二六八七号 昭和五十三年二月二十七日受理
保育事業振興に関する請願
請願者 京都市西京区松尾木ノ曾町一〇
ノ一九 城崎まさ子外三千四百九

請願者 愛媛県新居浜市中筋町一ノ一二
ノ三八 江原慶子外千二百五十八
名
紹介議員 柏谷 照美君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二六八八号 昭和五十三年二月二十七日受理
生協規制反対等に関する請願
請願者 神戸市垂水区南多聞台七ノ一二
ノ三一 清水みよ子外十一名
紹介議員 勝又 武一君

この請願の趣旨は、第三一七号と同じである。

第二六八九号 昭和五十三年二月二十七日受理
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額
等に関する請願
請願者 東京都立川市錦町一ノ一八ノ三
原島昭代外三千二名
紹介議員 馬場 富君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第二六九〇号 昭和五十三年二月二十七日受理
全国一律最低賃金制度の法制化等に関する請願
請願者 東京都東村山市青葉町二ノ三五
中尾美紀子外七十七名
紹介議員 柏谷 照美君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第二六九一号 昭和五十三年二月二十七日受理
医療保険制度の改善反対等に関する請願
請願者 札幌市南区北ノ沢一、八一九 齊
藤芳道外四十四名
紹介議員 勝又 武一君

この請願の趣旨は、第一四五五号と同じである。

第二六九二号 昭和五十三年二月二十七日受理
生協の育成強化等に関する請願
請願者 京都市西京区松尾木ノ曾町一〇
ノ一九 城崎まさ子外三千四百九

十一名
紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第二六九三号 昭和五十三年二月二十七日受理
生協の育成強化等に関する請願
請願者 静岡県浜松市植松町一、三八四ノ
一 川北善光外五十四名
紹介議員 勝又 武一君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第二六九四号 昭和五十三年二月二十七日受理
生協の育成強化等に関する請願
請願者 長野県佐久市原二〇三ノ四 小
林利夫外六千二百三十三名
紹介議員 柏谷 照美君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第二六九五号 昭和五十三年二月二十七日受理
個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴
場法の一部改正に関する請願
請願者 富山県滑川市加島町 桜木光子
外十四名
紹介議員 柏谷 照美君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第二六九六号 昭和五十三年二月二十七日受理
個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴
場法の一部改正に関する請願
請願者 東京都世田谷区上野毛三ノ二四
ノ三 島谷和子外十四名
紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第二六九七号 昭和五十三年二月二十七日受理
准看護婦制度廃止等に関する請願
請願者 兵庫県三田市大原梅の木 梅村
幸子外十九名
紹介議員 田代富士男君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二六九八号 昭和五十三年二月二十七日受理
福祉年金引上げ及び社会保障拡充に関する請願
請願者 横浜市緑区十日市場町一、二九六
星野たけ
紹介議員 柏谷 照美君

この請願の趣旨は、第二〇五二号と同じである。

第二六九九号 昭和五十三年二月二十七日受理
低所得者・失業者及び高齢者の福祉改善等に関する請願
請願者 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一、六四
九 坂田光晴外四名
紹介議員 柏谷 照美君

この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第二七〇〇号 昭和五十三年二月二十七日受理
福祉年金引上げ及び社会保障拡充に関する請願
請願者 東京都練馬区田柄二ノ三〇ノ一
福島カツ
紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第二〇五二号と同じである。

第二七〇一号 昭和五十三年二月二十七日受理
低所得者・失業者及び高齢者の福祉改善等に関する請願
請願者 川崎市川崎区港町一九 下田順
子外四名
紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第二七〇四号 昭和五十三年二月二十七日受理
生協規制反対等に関する請願
請願者 神戸市垂水区学が丘七ノ一ノ四
二三 住江弘之外十二名
紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。

第二七〇五号 昭和五十三年二月二十七日受理
生協の育成強化等に関する請願

請願者 静岡県浜松市入野町一六、四四七
ノ一五 坂田よし子外四十五名

紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第二七〇六号 昭和五十三年二月二十七日受理
生協の育成強化等に関する請願

請願者 静岡県浜松市早出町八〇七ノ二
青山勝美外百十六名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第二七〇七号 昭和五十三年二月二十七日受理
医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 香川県木田郡牟礼町牟礼六七八
ノ七九 丸山雅之外四十八名

紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第二七一五号 昭和五十三年二月二十七日受理
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 静岡県浜松市野口町二七三 森
美登里外千名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第二七一六号 昭和五十三年二月二十七日受理
生協規制反対等に関する請願

請願者 神戸市須磨区菅の台一ノ三ノ六
四 川野峻外十四名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。

第二七二七号 昭和五十三年二月二十七日受理
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額
等に関する請願

請願者 京都府城陽市富野狼谷二ノ一日

この請願の趣旨は、第二〇五二号と同じである。
第二七三〇号 昭和五十三年二月二十七日受理
療術の制度化に関する請願

請願者 富山市東町二ノ四ノ二三 高池
善造

紹介議員 吉田 実君
現在、野放し状態になっている療術行為業(あん
摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復
以外の医療類似行為)を規制して、カイロプラ
スチック師、電気光線師及び器械技師の制度を設けら
れたい。

理由
療術行為は、あん摩、マッサージ、指圧、はり、
きゅう及び柔道整復とは異なる簡易療法として発
達したもので、国民の健康増進に寄与するところ
が多く、広く愛好されているものであるから、今
後は、学校教育と地方庁試験により、資質の向上
を計り、カイロプラスチック師、電気光線師、器
技師の三種の免許制等によって規制し、それぞれの
業務を適正に行わせることが必要である。

第二七一九号 昭和五十三年二月二十七日受理
医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 山口県防府市高井七七九ノ三
木森秀治外六十三名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第二七二〇号 昭和五十三年二月二十七日受理
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 山口県徳山市瀬戸見町一〇ノ三
ノ四〇四 浅本義孝外千名

紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第二七二二号 昭和五十三年二月二十七日受理
低所得者・失業者及び高齢者の福祉改善等に関する請願

請願者 川崎市川崎区渡田町三ノ一二五
鈴木なを外四名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第二七二三号 昭和五十三年二月二十七日受理
福祉年金引上げ及び社会保障拡充に関する請願

請願者 川崎市高津区下作延一八三 高
橋さかゝ

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第二〇五二号と同じである。
第二七三九号 昭和五十三年二月二十七日受理
医療保険制度改悪反対等に関する請願

請願者 東京都大田区久が原二ノ六ノ五
吉村うた外百四十九名

紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第二七四〇号 昭和五十三年二月二十七日受理
福祉年金引上げ及び社会保障拡充に関する請願

請願者 神奈川県藤沢市打戻一、七八九ノ
一四ノ五〇七 沢田タツ子

紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第二〇五二号と同じである。

第二七四二号 昭和五十三年二月二十七日受理
生協規制反対等に関する請願

請願者 静岡県浜松市遠州浜三ノ三四ノ
四 伊藤和江外七十八名

紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第二七四三号 昭和五十三年二月二十七日受理
低所得者・失業者及び高齢者の福祉改善等に関する請願

請願者 神戸市垂水区学が丘二ノ一ノ四
一〇ノ三〇五 武内博資外二十七
名

紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。

第二七四四号 昭和五十三年二月二十七日受理
低所得者・失業者及び高齢者の福祉改善等に関する請願

請願者 川崎市川崎区藤崎四ノ三三ノ七
金九順外四名

紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第二七三八号 昭和五十三年二月二十七日受理
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額
等に関する請願

請願者 滋賀県大津市瀬田橋本町つくし
保育園内日本社会福祉労働組合滋
賀支部内 田中浩蔵外二千四百五
十六名

紹介議員 阿部 憲一君

第二七五七号 昭和五十三年二月二十八日受理
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 佐賀市水ヶ江一ノ四ノ五五 小
宮文子外千名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第二七五八号 昭和五十三年二月二十八日受理
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額
等に関する請願

請願者 京都府船井郡丹波町須知新道
山西忠二外千名

紹介議員 二宮 文造君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第二七五九号 昭和五十三年二月二十八日受理
個室付浴場(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場
法の一部改正に関する請願

請願者 北海道函館市柏木町四〇ノ一二
浜島良子外十四名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第二七六一号 昭和五十三年二月二十八日受理
奄美大島旧医師介輔の身分喪失に伴う補償措置に
関する請願

請願者 鹿児島県大島郡笠利町笠利 池
田兼利

紹介議員 渡部 通子君

祖国復帰に伴い資格を喪失した奄美大島旧医師介
輔に対する生活の補償措置を講ぜられたい。

理由 奄美大島における旧医師介輔は、奄美群島の復帰
に伴う厚生省関係法律の適用の経過措置に関する
政令により、昭和三十年十二月二十四日をもつて
資格を喪失し、今なお診療所の建設、医療器械並
びに医薬品の購入などに要した資金返済など経済
的苦痛を強いられている。一方、沖縄県の医師介
輔については、祖国復帰後も沖縄の復帰に伴う特

別措置に関する法律第百条によりその者が引き続
き当該地域においてその業務を行う限り、終身そ
の身分が保障されることとなっており、奄美大島
の旧医師介輔と沖縄県の医師介輔は、同じ琉球政
府の民政布令に基づき医師介輔免許証を交付され
た者でありながらこのように異なつた取扱いが行
われている。

第二七六二号 昭和五十三年二月二十八日受理
奄美大島旧医師介輔の身分喪失に伴う補償措置に
関する請願

請願者 鹿児島県大島郡竜郷町赤尾木
吉原忠重

紹介議員 和泉 照雄君

この請願の趣旨は、第二七六一号と同じである。

第二七六三号 昭和五十三年二月二十八日受理
奄美大島旧医師介輔の身分喪失に伴う補償措置に
関する請願

請願者 鹿児島県西之表市西之表七、二四
六ノ一 米田豊久

紹介議員 黒柳 明君

この請願の趣旨は、第二七六一号と同じである。

第二七六四号 昭和五十三年二月二十八日受理
奄美大島旧医師介輔の身分喪失に伴う補償措置に
関する請願

請願者 鹿児島県大島郡宇検村阿室一五
六 田畑崎良

紹介議員 太田 淳夫君

この請願の趣旨は、第二七六一号と同じである。

第二七六五号 昭和五十三年二月二十八日受理
奄美大島旧医師介輔の身分喪失に伴う補償措置に
関する請願

請願者 大阪府東大阪市鴻池町一ノ三ノ
四二 元井基善

紹介議員 塩出 啓典君

この請願の趣旨は、第二七六一号と同じである。

第二七六六号 昭和五十三年二月二十八日受理
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額
等に関する請願(二通)

請願者 埼玉県秩父郡皆野町皆野五八三
ノ一 荒井政之助外二千九百九十
九名

紹介議員 塩出 啓典君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第二七六七号 昭和五十三年二月二十八日受理
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額
等に関する請願

請願者 宮城県仙台市鶴ヶ谷葛瀬沢一九
ノ一 佐東祐一外千五百四十名

紹介議員 峯山 昭範君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第二七六八号 昭和五十三年二月二十八日受理
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 名古屋市中区港明一ノ一〇ノ六
前木絵利子外十名

紹介議員 峯山 昭範君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第二七七〇号 昭和五十三年三月一日受理
生協の育成強化等に関する請願

請願者 北海道苫小牧市高砂町一ノ四ノ
二一 工藤義男外三千四百四十二
名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第二七七一号 昭和五十三年三月一日受理
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 新潟市河渡丙五四二ノ二 福田
タヨ子外二千名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第二七七五号 昭和五十三年三月一日受理
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額
等に関する請願

請願者 東京都三鷹市井ノ頭五ノ八ノ二
〇年礼共同保育所父母会内 伊藤
和子外千名

紹介議員 二宮 文造君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第二七七八号 昭和五十三年三月一日受理
全国一律最低賃金制度の法制化等に関する請願

請願者 東京都東久留米市氷川台一ノ一
九ノ二 小山茂外六十六名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第二七七九号 昭和五十三年三月一日受理
生協の育成強化等に関する請願

請願者 新潟県長岡市中島三ノ一ノ六
高野百合子外千九百九十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第二七八〇号 昭和五十三年三月一日受理
個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴
場法の一部改正に関する請願

請願者 北海道函館市梁川町二二ノ二
西谷和子外十四名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第二七八一号 昭和五十三年三月一日受理
個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴
場法の一部改正に関する請願

請願者 富山県滑川市小竹町五五三 氷
見美佐子外十四名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第二七八二号 昭和五十三年三月一日受理

社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者 東京都調布市国領町三ノ八ノ一

五東京都保育所労働組合二葉くすのき保育園分會内 中島ヒデ子外
二千九百九十九名

紹介議員 三木 忠雄君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第二七八四号 昭和五十三年三月一日受理

奄美大島旧医師介輔の身分喪失に伴う補償措置に関する請願

請願者 鹿児島県大島郡徳之島町亀津二、五七八 大石文雄

紹介議員 中尾 辰義君

この請願の趣旨は、第二七六一号と同じである。

第二七八五号 昭和五十三年三月一日受理

低所得者・失業者及び高齢者の福祉改善等に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市南湖三ノ一七ノ九 三賀吉五郎外四名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第二七八六号 昭和五十三年三月一日受理

医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 札幌市豊平区一条五丁目 小沢 律子外四十名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第一四五五号と同じである。

第二七九四号 昭和五十三年三月一日受理

生協の育成強化等に関する請願

請願者 静岡県浜松市東伊場一ノ一六ノ一九 山本ヒサ外百三十名

紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第二八〇二号 昭和五十三年三月一日受理

医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 北海道足寄郡足寄町緑町 岡田 憲重外九十九名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第一四五五号と同じである。

第二八一〇号 昭和五十三年三月一日受理

生協規制反対等に関する請願

請願者 神戸市垂水区狩口台一ノ二三ノ四〇六 安田昭司外十八名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第三一〇号と同じである。

第二八一一号 昭和五十三年三月一日受理

生協の育成強化等に関する請願

請願者 静岡県浜松市西ヶ崎町一、六二六 山本貞雄外百三十二名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第二八一二号 昭和五十三年三月一日受理

医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 宮城県仙台市長町新田北六五ノ三 渡辺彰裕外四十七名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第一四五五号と同じである。

第二八一三三号 昭和五十三年三月一日受理

福祉年金引上げ及び社会保障拡充に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市太田和二ノ一四 関岡初太郎

低所得者・失業者及び高齢者の福祉改善等に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市新栄町一〇ノ一〇 深瀬一男外四名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第二八二〇号 昭和五十三年三月二日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 静岡市内牧八七ノ一六 落合鈴 江外千名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二八二一〇号 昭和五十三年三月二日受理

医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 北海道帯広市西一六条北二丁目 古泉和昭外八十九名

紹介議員 西ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第一四五五号と同じである。

第二八二二二号 昭和五十三年三月二日受理

医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 鹿児島市中央町四ノ二九 下野 豊子外百四十名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一四五五号と同じである。

第二八二三三号 昭和五十三年三月二日受理

生協の育成強化等に関する請願

請願者 千葉市高洲二ノ八ノ九ノ一一五 蔵下勇外百三名

紹介議員 龜山 篤君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第二八二四四号 昭和五十三年三月二日受理

国民年金改善に関する請願

請願者 群馬県前橋市平和町二ノ六ノ二 小林精一外一名

紹介議員 西ヶ久保重光君
この請願の趣旨は、第二一〇五号と同じである。

第二八四三三号 昭和五十三年三月二日受理

生協の育成強化等に関する請願

請願者 静岡県浜松市西山町一、二三三ノ八 加藤勝彦外百十六名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第二八四四四号 昭和五十三年三月二日受理

医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 広島市向洋本町一〇ノ二六 渡 部俊夫外百十八名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一四五五号と同じである。

第二八四五五号 昭和五十三年三月二日受理

老人医療費の有料化反対等に関する請願(三通)

請願者 群馬県利根郡昭和村森下九〇四 林みつ外四十九名

紹介議員 西ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第二〇三三号と同じである。

第二八五〇〇号 昭和五十三年三月二日受理

健康保険制度改善等に関する請願(三通)

請願者 群馬県沼田市町田町二七五 堀 江忠夫外九十四名

紹介議員 西ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第二二七八号と同じである。

第二八五三三号 昭和五十三年三月二日受理

生協の育成強化等に関する請願

請願者 静岡県浜松市曳馬町一、二三三 原田トヨ子外六十名

紹介議員 吉田 正雄君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第二八五四四号 昭和五十三年三月二日受理

医療保険制度の改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 東京都練馬区田柄三ノ一ノ二

八 尾崎和夫外百四十六名

紹介議員 吉田 正雄君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第二八六〇号 昭和五十三年三月二日受理

福祉年金引上げ及び社会保障拡充に関する請願

請願者 東京都目黒区五本木一ノ三五ノ

一一 沖山義郎

紹介議員 吉田 正雄君

この請願の趣旨は、第二〇五二号と同じである。

第二八六二号 昭和五十三年三月二日受理

低所得者・失業者及び高齢者の福祉改善等に関する請願

請願者 川崎市川崎区小田三ノ一二ノ一

一 田中源次郎外九名

紹介議員 吉田 正雄君

この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第二八六三号 昭和五十三年三月二日受理

療養単独立法阻止に関する請願

請願者 岡山県和気郡和気町衣笠一、〇三

五 田中恒雄

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第三九九号と同じである。

第二八六四号 昭和五十三年三月二日受理

腎臓病患者の医療と生活の改善に関する請願

請願者 宮崎市大島町北窪七一八 中迫

晴美外四千名

紹介議員 上條勝久君

この請願の趣旨は、第一三八六号と同じである。

第二八六七号 昭和五十三年三月二日受理

個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願

請願者 京都市左京区浄土寺下南田町一

〇九 岡村勝子外十四名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第二八七〇号 昭和五十三年三月二日受理

生協の育成強化等に関する請願

請願者 北海道三笠市清住町二四八ノ二

新田武雄外二千八百二十五名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第二八七二号 昭和五十三年三月二日受理

社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者 島根県簸川郡湖陵町差海一、三七

一ノ二 中尾延男外六百五十三名

紹介議員 峯山 昭範君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

三月十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、看護婦制度廃止等に関する請願(第二八七五号)

一、生協規制反対等に関する請願(第二八八四号)

一、生協の育成強化等に関する請願(第二八八五号)

一、医療保険制度の改悪反対等に関する請願(第二八八六号)

一、個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願(第二八八七号)

一、福祉年金引上げ及び社会保障拡充に関する請願(第二八八八号)

一、低所得者・失業者及び高齢者の福祉改善等に関する請願(第二八八九号)

一、奄美大島旧医師会館の身分喪失に伴う補償措置に関する請願(第二八九九号)

一、戦時災害援護法制定等に関する請願(第二九〇〇号)

九〇〇号)

一、福祉年金引上げ及び社会保障拡充に関する請願(第二九〇一号)

一、生協の育成強化等に関する請願(第二九〇三号)

一、療術の制度化阻止及び違法行為取締り強化に関する請願(第二九〇四号)

一、療術の制度化に関する請願(第二九〇五号)

一、戦時災害援護法制定等に関する請願(第二九〇九号)

一、生協の育成強化等に関する請願(第二九一〇号)

一、戦時災害援護法制定等に関する請願(第二九一二号)

一、福祉年金引上げ及び社会保障拡充に関する請願(第二九一四号)

一、個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願(第二九一七号)

一、低所得者・失業者及び高齢者の福祉改善等に関する請願(第二九一八号)

一、戦時災害援護法制定等に関する請願(第二九一九号)

一、生協の育成強化等に関する請願(第二九二二号)

一、児童福祉法に基づき児童保育の制度化に関する請願(第二九二三号)

一、戦時災害援護法制定等に関する請願(第二九二四号)

一、社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願(第二九二七号)

一、失業対策事業就労者に対する通勤交通費支給に関する請願(第二九二八号)

一、腎臓病患者の医療と生活の改善に関する請願(第二九二九号)

一、積雪寒冷地の季節労働者に対する失業給付の九十日支給に関する請願(第二九三〇号)

一、障害者・児の生活の保障等に関する請願(第二九三二号)

一、千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用に関する請願(第二九三四号)

一、看護婦制度廃止等に関する請願(第二九三五号)

一、戦時災害援護法制定等に関する請願(第二九三六号)

一、全国一律最低賃金制度の法制化等に関する請願(第二九四一号)

一、生協の育成強化等に関する請願(第二九四二号)

一、個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願(第二九四三号)

一、戦時災害援護法制定等に関する請願(第二九四八号)

一、社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願(第二九五二号)

一、児童福祉法に基づき児童保育の制度化に関する請願(第二九五五号)

一、看護婦制度廃止等に関する請願(第二九五六号)

一、戦時災害援護法制定等に関する請願(第二九五七号)

一、全国一律最低賃金制度の法制化等に関する請願(第二九六二号)

一、福祉年金引上げ及び社会保障拡充に関する請願(第二九六三号)

一、個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願(第二九六四号)

一、低所得者・失業者及び高齢者の福祉改善等に関する請願(第二九六五号)

一、戦時災害援護法制定等に関する請願(第二九六六号)

一、療術単独立法阻止に関する請願(第二九七四号)

一、生協の育成強化等に関する請願(第二九七五号)

る請願

請願者

鹿児島市薬師町三二二鹿児島県
視覚障害者団体連合会内 北園英
蔵

紹介議員 金丸 三郎君

この請願の趣旨は、第三九八号と同じである。

第二九〇五号 昭和五十三年三月三日受理

療術の制度化に関する請願(四通)

請願者 石川県輪島市河合町一部一〇〇

紹介議員 平定明外三名

この請願の趣旨は、第二七三〇号と同じである。

紹介議員 安田 隆明君

第二九〇九号 昭和五十三年三月三日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 愛知県稲沢市稲沢町中道四五二

高木昭二外十四名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第二九一〇号 昭和五十三年三月三日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願(一通)

請願者 名古屋市中種区松軒町三ノ一六

稲垣一子外二十九名

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第二九一一号 昭和五十三年三月四日受理

生協の育成強化等に関する請願

請願者 静岡県浜松市堀塚三ノ二三ノ七

助川弘子外四十二名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第二九一二号 昭和五十三年三月四日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願(一通)

請願者 名古屋市中種区城木町一ノ七五

大宮利外二十九名

紹介議員 秦 豊君

この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第二九一三号 昭和五十三年三月四日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 名古屋市中昭和区広路通三ノ九

佐藤春の外十四名

紹介議員 二宮 文造君

この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第二九一四号 昭和五十三年三月四日受理

福祉年金引上げ及び社会保障拡充に関する請願

請願者 川崎市高津市久未四二〇寺谷住

宅一六 北村こと

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第二〇五二号と同じである。

第二九一七号 昭和五十三年三月四日受理

個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴

場法の一部改正に関する請願

請願者 香川県丸亀市川西町北一、六三三

来島千枝子外四十五名

紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第四〇三三号と同じである。

第二九一八号 昭和五十三年三月四日受理

低所得者・失業者及び高齢者の福祉改善等に関する請願

請願者 岡山市富士見町一ノ九ノ一 谷

野増造外四百四十九名

紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第二九一九号 昭和五十三年三月四日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願(一通)

請願者 愛知県稲沢市赤池町二、三〇一

玉田慶一外十四名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第二九二〇号 昭和五十三年三月四日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 岐阜県大垣市室町一丁目 末松

章治外二十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第二九二二号 昭和五十三年三月四日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願(一通)

請願者 名古屋市中昭和区広路通四ノ一

横井敏光外二十九名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第二九二三号 昭和五十三年三月四日受理

生協の育成強化等に関する請願

請願者 札幌市北区北八条西八丁目北海

道大学生生活協同組合内 金子久臣

外千八百八十八名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第二九二三号 昭和五十三年三月四日受理

児童福祉法に基づき学童保育の制度化に関する請願

請願者 岩手県北上市飯豊町村崎野一四

ノ三二五ノ六二 佐々木進外四千

六百三十二名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一一九九号と同じである。

第二九二四号 昭和五十三年三月四日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 愛知県豊明市二村台一ノ一四ノ

二ノ一〇一 福島一郎外二十九

名

紹介議員 宮本 顕治君

この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第二九二七号 昭和五十三年三月四日受理

社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額

等に関する請願

請願者 横浜市神奈川区六角橋二ノ二九

ノ五 市川智子外四百九十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第二九二八号 昭和五十三年三月四日受理

失業対策事業就労者に対する通勤交通費支給に関

する請願

請願者 和歌山県田辺市元町 西崎とみ

子外六百十一名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一六五号と同じである。

第二九二九号 昭和五十三年三月四日受理

腎臓病患者の医療と生活の改善に関する請願

請願者 北海道山越郡八雲町末広町一九

五 漆原昌子外八十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一三八六号と同じである。

第二九三〇号 昭和五十三年三月四日受理

積雪寒冷地の季節労働者に対する失業給付の九十

日支給に関する請願

請願者 北海道芦別市北三条東一ノ二

乙部保外百十五名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第二二四三号と同じである。

第二九三二号 昭和五十三年三月四日受理

障害者・児の生活の保障等に関する請願

請願者 東京都港区白金一ノ一七ノ八障

害者の生活と権利を守る全国連絡

協議会内 佐々木すみえ外千七十

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第二九三三九号 昭和五十三年三月六日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用
に関する請願
請願者 岩手県盛岡市緑が丘一ノ一五ノ
一二 成沢良子外三十九名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第二二〇二五号と同じである。

第二九三五五号 昭和五十三年三月六日受理
看護婦制度廃止等に関する請願
請願者 新潟市信濃町二五ノ二五 鈴木
智之外千名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第一九二二一号と同じである。

第二九三六六号 昭和五十三年三月六日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願
請願者 愛知県稲沢市高重西町二七ノ五
山崎勝市外十四名
紹介議員 二宮 文造君
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第二九三七七号 昭和五十三年三月六日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願
請願者 名古屋市中村区川名本町四ノ一
七 横井芳子外二十九名
紹介議員 向井 長年君
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第二九三八八号 昭和五十三年三月六日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願
請願者 岐阜県大野郡朝日村西洞三三二
松川博外二十九名
紹介議員 阿部 憲一君
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第二九三九号 昭和五十三年三月六日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願
請願者 名古屋市昭和区広路通四ノ一
横井あき外十四名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第二九四〇号 昭和五十三年三月六日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願(二通)
請願者 愛知県一宮市奥町土桶四九ノ一
柴田光男外二十九名
紹介議員 木島 則男君
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第二九四一四号 昭和五十三年三月六日受理
全国一律最低賃金制度の法制化等に関する請願
請願者 埼玉県草加市谷塚町一、二二〇
橋爪永久生外百一名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第二九四二二号 昭和五十三年三月六日受理
生協の育成強化等に関する請願
請願者 新潟県上越市大豆九九八 森橋
美枝子外千九百九十九名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第二九四三三号 昭和五十三年三月六日受理
個室付浴場業(トルコぶろ)をなくすため公衆浴
場法の一部改正に関する請願
請願者 富山県滑川市清水町七九 川村
ヨシエ外十四名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第二九四八号 昭和五十三年三月六日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願(二通)
請願者 名古屋市中村区大秋町四ノ八五
篠宮光外二十九名

紹介議員 森本和三良外十四名
吉田 正雄君
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第二九四九号 昭和五十三年三月六日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願(二通)
請願者 名古屋市中村区大秋町四ノ一四
加藤嘉子外十四名
紹介議員 柄谷 道一君
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第二九五〇号 昭和五十三年三月六日受理
社会保険・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額
等に関する請願
請願者 東京都八王子市大谷町四五 棚
澤規雄外千六百三十二名
紹介議員 峯山 昭範君
この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第二九五五号 昭和五十三年三月七日受理
児童福祉法に基づき学童保育の制度化に関する請
願
請願者 埼玉県川越市小仙波町五ノ一五
ノ三 安田美智子外千三百七十九
名
紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第五一九号と同じである。

第二九五六号 昭和五十三年三月七日受理
准看護婦制度廃止等に関する請願
請願者 高知県中村市一条通一丁目 繁
保清子外千名
紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第一九二二一号と同じである。

第二九五七号 昭和五十三年三月七日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願(二通)
請願者 名古屋市中村区城木町一ノ七五
篠宮光外二十九名

紹介議員 勝又 武一君
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第二九五八号 昭和五十三年三月七日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願
請願者 名古屋市中村区天神町三ノ二五
高木いし外十四名
紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第二九五九号 昭和五十三年三月七日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願(二通)
請願者 名古屋市中村区鳴子町三ノ九三ノ
二 平山清外二十九名
紹介議員 野口 忠夫君
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第二九六二二号 昭和五十三年三月七日受理
全国一律最低賃金制度の法制化等に関する請願
請願者 埼玉県所沢市緑町二ノ四ノ九六
ノ五 塚田昌子外百一名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第二九六三三号 昭和五十三年三月七日受理
福祉年金引上げ及び社会保障拡充に関する請願
請願者 川崎市川崎区鋼管通二ノ一二ノ
一七 島村サタ
紹介議員 磯山 篤君
この請願の趣旨は、第二〇五二号と同じである。

第二九六四四号 昭和五十三年三月七日受理
個室付浴場業(トルコぶろ)をなくすため公衆浴
場法の一部改正に関する請願
請願者 富山県水橋西出町 上肥京子外
二十九名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第二九六五号 昭和五十三年三月七日受理
低所得者・失業者及び高齢者の福祉改善等に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市本宿町一ノ八

紹介議員 鈴木昇外四名

この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第二九六六号 昭和五十三年三月七日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 名古屋市中瑞穂区駒場町六ノ三

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第二二七六号と同じである。

第二九六七号 昭和五十三年三月七日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願(二通)

請願者 名古屋市中村区大秋町三ノ二三

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第二二七六号と同じである。

第二九六八号 昭和五十三年三月七日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願(二通)

請願者 名古屋市中川区荒江町四ノ一五

紹介議員 林操外二十九名

この請願の趣旨は、第二二七六号と同じである。

第二九七二号 昭和五十三年三月七日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 名古屋市中村区広路通四ノ一

紹介議員 加藤よ弥外十四名

この請願の趣旨は、第二二七六号と同じである。

第二九七四号 昭和五十三年三月七日受理

療養単独立法阻止に関する請願

請願者 神戸市灘区下河原通四ノ四ノ二

社団法人兵庫県鍼灸按摩師会会長
森本淳一
この請願の趣旨は、第三九九号と同じである。

紹介議員 中西 一郎君

第二九七六号 昭和五十三年三月七日受理

生協の育成強化等に関する請願

請願者 静岡県磐田郡城崎三ノ四ノ一〇

大庭由紀子外百五十五名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第二九八〇号 昭和五十三年三月七日受理

社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者 大阪府羽曳野市南恵我之荘二ノ六ノ二〇高鷲学園内 豊田俊雄外

千名

紹介議員 柏原 ヤス君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第二九八二号 昭和五十三年三月七日受理

奄美大島旧医師介輔の身分喪失に伴う補償措置に関する請願

請願者 鹿児島県大島郡天城町松原一四

六 中島千善

紹介議員 柏原 ヤス君

この請願の趣旨は、第二七六一号と同じである。

第二九九一号 昭和五十三年三月七日受理

生協の育成強化等に関する請願

請願者 静岡県浜松市遠州浜二ノ一一ノ二 望月一男外百二十五名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第二九九二号 昭和五十三年三月七日受理

医療保険制度の改善反対等に関する請願

請願者 愛知県西春日井郡豊山町豊場幡

立 石塚光一外四十九名
この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

紹介議員 竹田 四郎君

第二九九三号 昭和五十三年三月八日受理

福祉年金引上げ及び社会保障拡充に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市久比里一ノ一

三ノ二 佐藤テル

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第二〇五二号と同じである。

第二九九四号 昭和五十三年三月八日受理

低所得者・失業者及び高齢者の福祉改善等に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市下町屋三六四

ノ一 小川静江外四名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第二九九五号 昭和五十三年三月八日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 新潟県中頸城郡妙高高原町田口

阿部典子外三千名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二九九六号 昭和五十三年三月八日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 静岡県小笠原郡菊川町小川端 村

松孝治外十四名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第二二七六号と同じである。

第二九九七号 昭和五十三年三月八日受理

生協規制反対等に関する請願

請願者 神戸市垂水区青山台二ノ一五ノ一六 浜田幸代外三十名

紹介議員 龜山 篤君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第三〇〇二号 昭和五十三年三月八日受理

全国一律最低賃金制度の法制化等に関する請願

請願者 東京都東村山市青葉町二ノ三二

ノ一三 田村アヤ子外九十三名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第三〇〇三号 昭和五十三年三月八日受理

個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願

請願者 富山県氷見市南大町一六 姫野

ゆき外十四名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第三〇〇四号 昭和五十三年三月八日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 名古屋市中村区城木町一ノ七五

大宮のり代外二十八名

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第二二七六号と同じである。

第三〇〇五号 昭和五十三年三月八日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 愛知県稲沢市片原一色町矢倉下

二四 荻本勝博外十四名

紹介議員 白木義一郎君

この請願の趣旨は、第二二七六号と同じである。

第三〇〇六号 昭和五十三年三月八日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 名古屋市中村区大秋町四ノ六

柴田ますえ外二十九名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第二二七六号と同じである。

第三〇〇七号 昭和五十三年三月八日受理

療術の制度化に関する請願(三通)

請願者 東京都大田区西蒲田六ノ一四ノ

一〇 反田石子外二名

紹介議員 木島 則夫君

この請願の趣旨は、第二七三〇号と同じである。

第三〇〇八号 昭和五十三年三月八日受理

個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願(一通)

請願者 長崎県佐世保市松浦町一ノ三二

田中九善三郎外二十二名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第三〇〇九号 昭和五十三年三月八日受理

児童福祉法に基づき学童保育の制度化に関する請願

請願者 千葉県船橋市田喜野井町九一五

内海原三外千九百九名

紹介議員 山田 勇君

この請願の趣旨は、第五一九号と同じである。

第三〇一〇号 昭和五十三年三月八日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 名古屋市中区元八事一ノ一九

四 渡辺健一外十四名

紹介議員 久保 巨君

この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第三〇一一号 昭和五十三年三月八日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 名古屋市中区広路通二ノ二二

近藤正仙外二十九名

紹介議員 内田 善利君

この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第三〇一二号 昭和五十三年三月八日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 北九州市八幡西区金剛大谷団地

三三四ノ一 大庭佐智子外千十名

紹介議員 青島 幸男君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三〇一三三号 昭和五十三年三月八日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 熊本県八代市横手町一、七六七

泉節子外千九名

紹介議員 山田 勇君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三〇一四四号 昭和五十三年三月八日受理

低所得者・失業者及び高齢者の福祉改善等に関する請願

請願者 三重県津市高洲町六ノ一四

喜田義一郎外五百四十九名

紹介議員 山田 勇君

この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第三〇一五五号 昭和五十三年三月八日受理

奄美大島旧医師介輔の身分喪失に伴う補償措置に関する請願

請願者 鹿児島県大島郡大和村今里

下梅吉

紹介議員 内田 善利君

この請願の趣旨は、第二七六一号と同じである。

第三〇二〇号 昭和五十三年三月八日受理

療術の制度化に関する請願(四通)

請願者 東京都杉並区荻窪二ノ二八ノ二

轟九郎外三名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第二七三〇号と同じである。

第三〇二二二号 昭和五十三年三月九日受理

生協の育成強化等に関する請願

請願者 東京都江戸川区鹿骨二、三四七

小倉尚外六百八十四名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第三〇二二二号 昭和五十三年三月九日受理

老齢年金制度改善等に関する請願

請願者 群馬県勢多郡北橋村真壁二、一四

七 樋口菊次外五名

紹介議員 福岡 知之君

一、生活できる年金制度を確立するため

1 老齢年金の金額は、まともに生活できる年金に引き上げること。当面、国民年金月四万円以上(夫婦で八万円以上)を六十歳から支給することとし、労働者年金についても最低保障額を大幅に引き上げること。

2 老齢福祉年金は、月三万円以上(夫婦で六万円以上)に引き上げ、支給年齢を六十五歳とすること。

3 遺族年金は本人支給額の八十パーセントを支給すること。

4 厚生年金の在職老齢年金支給制限の撤廃をはじめ、さまざまな支給制限の緩和、廃止などを行うこと。

5 老齢年金を税金の対象からはずすこと。当面、六十歳から年金特別控除の大幅引上げを行うこと。

6 すべての年金の支給月を毎月とし、スライドによる手直しは四月一日からとすること。

7 労働者年金の国庫負担は三十パーセントとし、保険料負担割合を労働者三・使用者七に改めること。国民年金の保険料は累進制に改め、国庫負担は保険料と同額とすること。

8 年金財政は積立方式をやめ賦課方式とするための検討を直ちに開始すること。

二、高齢者が安心して医療を受けられる制度を確立するため

1 老人医療費支給制度の有料化計画を直ちに取りやめること。

2 老人医療費支給制度を医療保険から切り離し、全額公費負担とし、対象年齢を六十五歳以上とすること。更に訪問看護の新設をはじめ健康診査の改善、リハビリ、健康増進などを取り入れて現行の老人医療費支給制度を総合的な制度に拡充すること。

3 老人医療費支給制度の所得制限を引き上げること。また老人医療の受給者については、室料差額、付添看護料、はり、きゅう、義歯など保険外給付の負担をなくすこと。

4 入院・加療の必要な老人のため、国公立病院に差額など患者負担のないベッドを優先的に確保すること。併せて各県一箇所の老人専門病院をつくること。

5 在宅療養する老人のために「訪問・診療看護制度」を国と自治体の費用負担で確立すること。

三、老人福祉の充実を図るため

1 無料の老人ホーム、軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人いこいの家など老人福祉施設を増設すること。施設の建設は国の補助単価を引き上げ、自治体・民間経営者の負担を軽減すること。

2 公営住宅への高齢者の優先入居と高齢者住宅、居室を確保し、複数入居を認めること。

3 寒冷地域の年金受給者に寒冷地加算を支給すること。

4 公共交通機関の無料バスを六十五歳以上の高齢者に交付すること。

四、高齢者の雇用、就労保障のため

1 定年制を延長すること。高齢者雇用率を企業に義務付け、高齢者の雇用を拡大すること。

2 高齢者のための職業紹介、職業訓練制度を抜本的に拡充すること。

3 国の責任で高齢者就労事業を実施すること。当面、自治体が行っている高齢者就労事業に財政措置を行うこと。

第三〇二三三号 昭和五十三年三月九日受理

医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 奈良市東紀寺町三ノ三ノ一四四

石田俊雄外五十八名

紹介議員 堀間 知之君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第三〇二四号 昭和五十三年三月九日受理

医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 東京都大田区大森中三ノ一三ノ一六 浜口津也子外三十七名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第三〇二五号 昭和五十三年三月九日受理

医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 長崎県大村市上久原一、一一一 首藤昌史外百四十五名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第三〇二六号 昭和五十三年三月九日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願(一通)

請願者 名古屋市中区広路通四ノ一 加藤幸雄外二十九名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第三〇二七号 昭和五十三年三月九日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願(一通)

請願者 愛知県稲沢市増田北町一三ノ四 林功外二十九名

紹介議員 広田 幸一君

この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第三〇二八号 昭和五十三年三月九日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 名古屋市守山区小幡北山二、七六 一ノ八二 小原義信外十四名

紹介議員 白木義一郎君

この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第三〇三九号 昭和五十三年三月九日受理

特定不況業種離職者臨時措置法の一部改正による適用拡大に関する請願

請願者 愛媛県今治市大浜甲二三五ノ一 宇野一孝外千四百七十七名

紹介議員 渡辺 武君

特定不況業種離職者臨時措置法の適用の外に置かれる離職者を救済するため、同法の一部(附則三)を改正し、これらの離職者が適用を受けられるよう措置されたい。

理由

今治地域では、円高不況のもとで昨秋以来、西造船所等の造船企業及び同関連企業の倒産が相次ぐもとで、多数の離職者をだすに至っている。更に引き続く造船不況、繊維不況のもとで就職も阻まれ、離職者は極めて深刻な事態に見舞われている。離職者臨時措置法は、これら特定不況業種に係る事業分野において失業の予防、再就職の促進等のための特別措置を講じ、離職者等の職業及び生活の安定に資することを目的とするものであるが、その適用が昭和五十二年十二月一日以降の離職者とされているため、各造船所及び関連倒産企業の離職者は数週間ないし数日の違いで、その適用が受けられないものとなっている。

第三〇四二号 昭和五十三年三月九日受理

生協規制反対等に関する請願

請願者 兵庫県明石市大蔵谷狩口一四三 一〇一 吉本理恵子外二十五名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。

第三〇四三号 昭和五十三年三月九日受理

生協の育成強化等に関する請願

請願者 静岡県浜松市遠州浜三ノ一八ノ二 椎葉英子外五十一名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第三〇四四号 昭和五十三年三月九日受理

医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 北九州市小倉南区徳力六〇 大谷秀俊外六十九名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第三〇四九号 昭和五十三年三月九日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 愛知県稲沢市長東町座守 中島次彦外十四名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第三〇五〇号 昭和五十三年三月九日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 山口県萩市堀内二ノ四 松村アヤ子外九百九十九名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第三〇五四号 昭和五十三年三月九日受理

保育事業振興に関する請願

請願者 高知市帯屋町高知県社会福祉協議会内 藤平栄

紹介議員 林 道君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第三〇五五号 昭和五十三年三月九日受理

療術の制度化に関する請願(三通)

請願者 東京都大田区羽田六ノ八八安田方 小林かめ子外二名

紹介議員 原 文兵衛君

この請願の趣旨は、第二七三〇号と同じである。

第三〇五七号 昭和五十三年三月九日受理

医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 富山県射水郡小杉町木舟町二、九九四 清水清外九名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第三〇五八号 昭和五十三年三月九日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 佐賀市日の出一ノ一七ノ一七 大淵幸子外十名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第三〇五九号 昭和五十三年三月九日受理

低所得者・失業者及び高齢者の福祉改善等に関する請願

請願者 川崎市川崎区池上町七ノ五 林光伊外四名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第三〇六〇号 昭和五十三年三月九日受理

療術の制度化阻止及び違法行為取締り強化に関する請願

請願者 石川県小松市戸津町は一四ノ一 石川県視覚障害者協会内 田辺建雄

紹介議員 鳴崎 均君

この請願の趣旨は、第三九八号と同じである。

昭和五十三年四月八日印刷

昭和五十三年四月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局